【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2022年11月25日提出

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【電話番号】 03-6774-5100

【届出の対象とした募集(売出)内 バランス物語30(安定型)

国投資信託受益証券に係るファンド バランス物語50(安定・成長型)

の名称】 バランス物語70(成長型)

【届出の対象とした募集(売出)内 バランス物語30(安定型) 1兆円を上限とします。

国投資信託受益証券の金額】 バランス物語50(安定・成長型)1兆円を上限とします。

バランス物語70(成長型) 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

バランス物語30(安定型)

バランス物語50(安定・成長型)

バランス物語70(成長型)

(以上を総称して「バランス物語」、または「ファンド」、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また各々、「バランス物語30(安定型)」を「バランス物語30」、「バランス物語50(安定・成長型)」を「バランス物語50」、「バランス物語70(成長型)」を「バランス物語70」という場合もあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されも しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の 受益権総口数で除した価額をいいます。(但し、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示する ことがあります。)

「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

各ファンド間の乗換え(以下「スイッチング」といいます。)により、お申込みをする場合は、 お申込日の翌営業日の基準価額とします。

(注1)販売会社によっては、スイッチングのお申込みを受付けられない場合があります。詳しく は販売会社までお問い合わせください。

(注2)スイッチングとは、すでに保有している各ファンドの受益権の一部または全てを解約した際の解約代金をもって、当該解約の請求をすると同時に、当該ファンド以外のバランス物語の受益権の取得を申込む場合を言います。したがって、スイッチング前とスイッチング後で受益者の個別元本が変わり、スイッチング申込者の損益は一旦確定します。

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

(5)【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に2.2%(税抜2.0%)を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合には、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

スイッチングによるお申込みの場合には、お申込手数料はかかりません。ただし、解約と同様の 税金がかかる場合がありますのでご留意ください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合およびスイッチングによるお申込みの場合には、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

(7)【申込期間】

継続申込期間:2022年11月26日から2023年5月26日まで

お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

各ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(9)【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。 払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「一般コース」と、収益分配金を 無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」を取得申 込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配 金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)を行うことができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが 完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし ます。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムに て管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発 行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンドは、スイッチングの可能な3本のファンドから構成され、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として安定的な運用を行います。

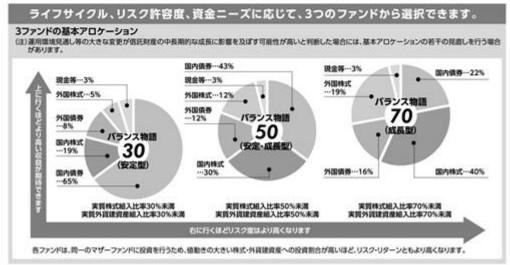
各ファンドの信託金の限度額は、5,000億円とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 分散投資

- ●主にマザーファンド*を通じて国内債券、国内株式、外国債券および外国株式の4つのアセット(資産)に投資します。
- ※DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド、DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド、DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド、DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド
- ●4つのアセット(資産)の配分は、基本アロケーションを決定し、その基本アロケーションから それぞれ±5%以内の範囲で配分比率の変動を抑えます。個々のアセット(資産)において、 数多くの銘柄に分散投資することにより、より一層の分散投資効果を追求します。
- ●各ファンドの基本アロケーションのもと、個別資産毎にアクティブ運用を行い、当社が独自に 指数化する合成インデックス(注)をベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。
- (注)当社が独自に指数化する合成インデックスとは、国内株式についてはTOPIX(東証株価指数)、国内債券については NOMURA-BPI総合、外国株式についてはMSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース)、外国債券についてはFTSE世界国 債インデックス(除く日本、円換算ベース)、短期金融資産についてはコール・ローンのオーバーナイト物レートを、各ファンドにおける基本アロケーションに基づいて合成したものです。
- ●実質組入外貨建資産の為替リスクに対しては、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、 運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。



スイッチング*が可能です。

ライフサイクル、リスク許容度、資金ニーズの変化に応じて、3つのファンド間でスイッチングができます。



※「スイッチング」とは、すでに保有している各ファンドの一部または全てを換金した線の換金代金をもって、当該換金の 請求をすると同時に、当該ファンド以外のバランス物語の取得を申込む場合をいいます。したがって、スイッチング前と スイッチング後で受益者の個別元本が変わり、スイッチング申込者の損益は一旦確定します。また、換金時と同様に、 税金(課税対象の場合)がかかる場合がありますのでご留意下さい。

■分配方針

年2回の決算時(原則として毎年2月25日および8月25日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金を決定します。

- •将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

商品分類表

バランス物語30(安定型)

バランス物語50(安定・成長型)

バランス物語70(成長型)

| 単位型投信 | 投資対象地域 | | 投資対 | 象資産 |
|-------|--------|----|----------------|--------|
| 追加型投信 | | | (収益の | D源泉) |
| 単位型投信 | 国海 | 内 | 株債 | |
| | /母 |)r | イ ト 宝ルら | E1X I¤ |
| 追加型投信 | | | その他 | 也資産 |
| | 内 | 外 | (|) |
| | | | 資産 | 複合 |

(注)各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託 |
|-------|----------------------------------|
| | 財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 内 外 | 目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資 |
| | 収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 資産複合 | 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信および |
| | その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の |
| | 記載があるものをいいます。 |

属性区分表

バランス物語30(安定型)

バランス物語50(安定・成長型)

バランス物語70(成長型)

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---------|------|---------|---------|-------|
| | | | | |
| 株式 | 年1回 | グローバル | | |
| 一舟殳 | | (日本を含む) | | |
| 大型株 | 年2回 | | | |
| 中小型株 | | 日本 | | |
| | 年4回 | | | |
| 債券 | | 北米 | ファミリーファ | あり |
| 一般 | 年6回 | | ンド | () |
| 公債 | (隔月) | 区欠州 | | |
| 社債 | | | | |
| その他債券 | 年12回 | アジア | | |
| クレジット属性 | (毎月) | | | |
| () | | オセアニア | | |
| | 日々 | | | |
| 不動産投信 | | 中南米 | | なし |
| | その他 | | ファンド・オ | |
| その他資産 | () | アフリカ | ブ・ファンズ | |
| (投資信託証券 | | | | |
| (資産複合(株 | | 中近東 | | |
| 式、債券)資産 | | (中東) | | |
| 配分固定型)) | | | | |
| | | エマージング | | |
| 資産複合 | | | | |
| () | | | | |
| 資産配分固定型 | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | |
| | | | | |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注)各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

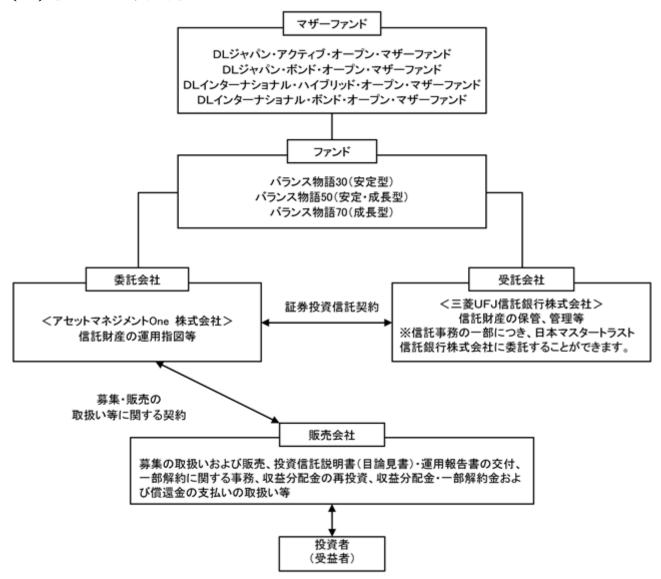
| 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、 |
|-----------------------------------|
| 主として複数の資産(株式、債券)を実質的な投資対象とし、組入比率に |
| ついては固定的とする旨の記載があるものをいいます。 |
| (注)商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投 |
| 資対象資産はその他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券) |
| 資産配分固定型))に分類されます。 |
| 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるも |
| のをいいます。 |
| 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本 |
| を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ |
| ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するも |
| のをいいます。 |
| 目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわ |
| ない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載が |
| ないものをいいます。 |
| |

上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

(2)【ファンドの沿革】

2000年12月27日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、各ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、各ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定 したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

ファミリーファンド方式とは

各ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(各ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行います。



委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円(2022年8月31日現在)

委託会社の沿革 1985年7月1日

| 1998年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
|------------|--------------------------------|
| 1998年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 1999年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ |
| | リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社 |
| | |

リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社 と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社

とする。

会社設立

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA

Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式

会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部

門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2022年8月31日現在)

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|-----|-------|----------|------|
| | ·—··· | | |

| 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 28,000株 1 | 70.0% | 2 | |
|------------------------|------------------------|--------------|-------|---|--|
| 第一生命ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1 号 | 12,000株 | 30.0% | 2 | |

- 1:A種種類株式(15,510株)を含みます。
- 2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

・各ファンド

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として安定 的な運用を行います。

<投資対象>

・各ファンド

DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド受益証券、DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券、DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド受益証券およびDLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

・各ファンド

主としてDLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド受益証券、DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券、DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド受益証券およびDLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ中長期的に安定した収益の積み上げをめざします。

各資産につき、基本アロケーションにおける資産毎の比率から±5%以内の範囲で配分比率の変動を抑えます。ただし、運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本アロケーションの若干の見直しを行う場合があります。

実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合がありま す。

・バランス物語30(安定型)

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への投資割合の上限が30%未満、かつ外貨建資産への投資割合の上限が30%未満の範囲内において配分した

基本アロケーションのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、当社が独自に指数化 する合成インデックス (注)をベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

・バランス物語50(安定・成長型)

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への投資割合の上限が50%未満、かつ外貨建資産への投資割合の上限が50%未満の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、当社が独自に指数化する合成インデックス (注)をベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

・バランス物語70(成長型)

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への投資割合の上限が70%未満、かつ外貨建資産への投資割合の上限が70%未満の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、当社が独自に指数化する合成インデックス (注)をベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

(注)当社が独自に指数化する合成インデックスとは、国内株式についてはTOPIX(東証株価指数) 、国内債券についてはNOMURA-BPI総合 、外国株式についてはMSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース) 、外国債券についてはFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース) 、短期金融資産についてはコール・ローンのオーバーナイト物レートを、各ファンドにおける基本アロケーションに基づいて合成したものです。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIX(東証株価指数)にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX(東証株価指数)に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。

JPXは、TOPIX(東証株価指数)の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(東証株価指数)の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(東証株価指数)にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

JPXは、TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIX(東証株価指数)にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIX(東証株価指数)の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

JPXは、TOPIX(東証株価指数)の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIX(東証株価指数)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。

JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。

JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズをTOPIX(東証株価指数)の指数値を 算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。 なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではな く、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

本ファンドは、MSCI Inc.(以下、「MSCI」といいます。)、MSCI の関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマー

ク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害(逸失利益を含む。)については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。

このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

(2)【投資対象】

1.有価証券の指図範囲(約款第14条第1項)

委託会社は、信託金を、主として(1)から(4)までのアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザー信託の受益証券ならびに

- (5)以降の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げ る権利を除きます。)に投資することを指図します。
- (1) D L ジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド
- (2) D L ジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド
- (3) D L インターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド
- (4) D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド
- (5)株券または新株引受権証書
- (6)国債証券
- (7)地方債証券
- (8)特別の法律により法人の発行する債券
- (9)社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受 権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- (10)特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいま す。)
- (11)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定 めるものをいいます。)
- (12)協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい
- (13)特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいま す。)
- (14)コマーシャル・ペーパー
- (15)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)およ び新株予約権証券
- (16)外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(5)~(15)の証券または証書の性質を 有するもの
- (17)証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定める ものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)
- (18)投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (19)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (20)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい い、有価証券に係るものに限ります。)
- (21)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (22)外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (23)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に限ります。)
- (24)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (25)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受 益証券に表示されるべきもの
- (26)外国の者に対する権利で上記(25)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(5)の証券または証書、(16)ならびに(21)の証券または証書のうち(5)の証券または証書の性 質を有するものを以下「株式」といい、(6)から(10)までの証券および(16)ならびに(21)の証券ま

たは証書のうち(6)から(10)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(17)の証券 および(18)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

2. 金融商品の指図範囲(約款第14条第2項)

委託会社は、信託金を、上記1.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (1)預金
- (2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3)コール・ローン
- (4)手形割引市場において売買される手形
- (5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6)外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
- 3.上記1.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記2.の(1)から(4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(約款第14条第3項)

(参考) 各ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

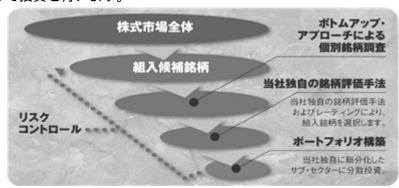
| ファンド名 | DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド |
|--------|--|
| 基本方針 | この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 日本の株式(全上場銘柄)を主要な投資対象とします。 |
| 投資態度 | TOPIX(東証株価指数)を中長期的に上回ることを目標に運用します。 |
| | 企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を行うこ |
| | とを原則とします。 |
| | 銘柄選択はファンドマネージャーが自ら会社訪問を行い、企業の成長性と投資価 |
| | 値を総合的に判断し、組入銘柄を決定します。 |
| | 株式の組入比率は、原則として100%に近い状態を維持します。ただし、市況動向 |
| | 等により弾力的に変更を行う場合があります。 |
| | 特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。 |

ポートフォリ オ構築プロセ

ス

1)全銘柄の中から、大型株と中小型株をセクター間の偏りを調整しつつ約700銘柄を組入候補銘柄群として選出します。

- 2)株式運用グループのアナリストおよびファンドマネージャーは、1)の組入候補銘 柄について、企業訪問等を中心にした積極的な調査活動により個別銘柄の調査・ 分析を行います。
- 3)2)により得られた企業業績予測を、短期的・中長期的な視点で株価への織り込み 度合い等から独自にレーティングし、バリュエーション評価を行ったうえ、組入 銘柄を選出します。
- 4)3)により選出された組入銘柄を、委託会社独自に細分化したサブ・セクターに分散して投資を行います。



上記は、2022年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

主な投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます)への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純 資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産 総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予 約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下 会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権 付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託 財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

| | 有価証券届出書(内国投資信 |
|--------|---|
| ファンド名 | DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。 |
| 主な投資対象 | わが国の公社債を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | NOMURA-BPI総合を中長期的に上回ることを目標に運用を行います。 |
| | マクロ経済分析をベースとしたファンダメンタルズ分析等に基づき、金利の方向 |
| | 性予測、イールドカーブ戦略、セクター戦略により超過収益を積み上げることを |
| | めざします。 |
| ポートフォリ | 1)マクロ経済分析をベースとしたファンダメンタルズ分析等に基づき、短中長期金 |
| オ構築プロセ | 利の方向性、イールドカーブ、セクタースプレッドの予測を行います。 |
| ス | 2)1)により得られた分析に基づき、デュレーション戦略、イールドカーブ戦略およ |
| | び定性・定量分析に基づいた個別銘柄の決定を行い、ポートフォリオを構築しま |
| | ं |
| | 3)委託会社独自の円債分析システム「YBAS」を活用することで、きめ細かい定 |
| | 量分析・リスク分析を行い、ポートフォリオを構築します。 |
| | 短中長期各局面の |
| | 上記は、2022年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。 |
| 主な投資制限 | 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財 |
| | 産の純資産総額の10%以下とします。 |
| | 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| | 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 |
| | 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー |
| | ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託 |
| | 財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内と |
| | することとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団 |
| | 法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととしま |
| | す。 |

| ファンド名 | DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド |
|--------|--|
| 基本方針 | この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 日本を除く世界主要先進国の株式を主要な投資対象とします。 |

投資態度

積極的な企業調査活動を基にしたボトムアップ・アプローチと各国のマクロ経済分析等によるトップダウン・アプローチを併用することによりポートフォリオを構築します。

MSCIコクサイ・インデックスを長期的に上回ることをめざして運用を行います。

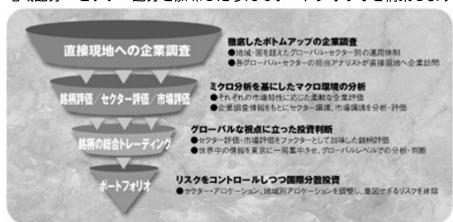
株式の組入比率は、原則として100%に近い状態を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

ポートフォリ オ構築プロセ

ス

- 1) グローバルセクター別に調査・運用チームを編成し、ファンドマネジャーが主に直接現地へ訪問、個別企業およびマクロ経済の調査を行います。
- 2)1)の調査活動を基に、ボトムアップ企業調査に基づくミクロ分析とマクロ分析を相互補完的に行います。
- 3)2)の分析を基に、当社独自のグローバルな視点からの総合的な銘柄評価手法を用い、地域配分・セクター配分を加味したうえでポートフォリオを構築します。



上記は、2022年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

主な投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます)への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純 資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産 総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

| | アセットマネジメントOne株式 有価証券届出書(内国投資信 |
|--------|--|
| ファンド名 | D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド |
| 基本方針 | この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)を中長期的に上回ることを目 |
| | 標に運用を行います。 |
| | 委託会社が独自に開発した外債分析システムを活用して運用を行います。 |
| | 金利見通しに基づく各国市場配分に加え、各国ポートフォリオにおけるデュレーショ |
| | ン、償還構成をコントロールすることにより超過収益を獲得することをめざします。 |
| | 為替については、金利とは独立した投資対象と考え、エクスポージャーのコントロー |
| | ルを行うことにより、運用効率の向上を図ります。ただし、為替エクスポージャーは |
| | 原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。 |
| ポートフォリ | 1)世界主要国のファンダメンタルズ分析・テクニカル分析等に基づき、主要国の金利 |
| オ構築プロセ | トレンド・イールドカーブの形状・通貨別為替相場の見通しを策定します。 |
| ス | 2) 当社独自開発の外債分析システムを活用し、イールドカープ分析等の定量分析を行 |
| | います。 |
| | 3) 当社独自開発の外債分析システムを活用し、為替・金利見通しに基づく市場配分・ |
| | 通貨配分戦略、デュレーション・償還構成戦略より、ポートフォリオ属性を決定・構 |
| | 築します。 |
| | 情報収集・分析 主要国のファンダメンタルズ分析 テクニカル分析 |
| | 見通しの策定 主要国の金利トレンド/イールド・カーブの形状 通貨別為替相場見通し 外債分析システム |
| | ボートフォリオ属性決定 市場配分/デュレーション 銘柄選択 市場分配戦略 |
| | The second secon |

上記は、2022年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

リスク分析・管理

主な投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

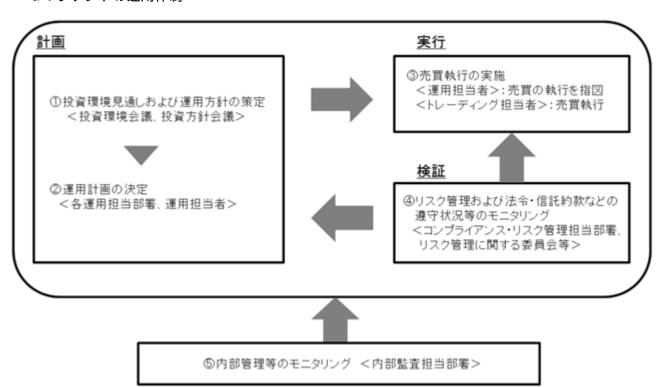
ボートフォリオ構築

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)【運用体制】

a.ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最 良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2022年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。 上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として2月25日および8月25日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の 方針に基づき分配を行います。

- (1)分配対象額の範囲は、経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含む)等の全額とします。
- (2)分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

- a.信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
 - 1)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、監査報酬及び当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託 報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬及び当該監査報酬に係る消 費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填

した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備 積立金として積み立てることができます。

b.毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

「バランス物語30(安定型)」

- (1)株式への実質投資割合(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%未満とします。
- (2)外貨建資産への実質投資割合(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%未満とします。

「バランス物語50(安定・成長型)」

- (1)株式への実質投資割合(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- (2)外貨建資産への実質投資割合(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

「バランス物語70(成長型)」

- (1)株式への実質投資割合(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- (2)外貨建資産への実質投資割合(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

共通

- (3)マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限)
 - マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (4)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(運用の基本方針 2.運用方法(3) 投資制限)
 - 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資 産総額の15%以下とします。
- (5)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比

率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限)

(6)投資する株式等の範囲(約款第16条)

- (a)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b)上記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (7)同一銘柄の株式への実質投資制限(約款第17条第1項および第3項)
 - (a)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (b)上記(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (8)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資制限(約款第17条第2項および 第3項)
 - (a)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予 約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当 該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財 産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (b)上記(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (9)同一銘柄の転換社債等への実質投資制限(約款第18条)
 - (a)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型 新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならび に転換社債型新株予約権付社債のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信 託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - (b)上記(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド 受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債 ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(10)信用取引の指図範囲(約款第19条)

(a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (b)上記(a)の信用取引の指図は、次の1)~6)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1)~6)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1)信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2)株式分割により取得する株券
 - 3)有償増資により取得する株券
 - 4)売出しにより取得する株券
 - 5)信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6)信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、また は信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記5)に 定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- (11) 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第20条)
 - (a)委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
 - 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入へッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 2.金融商品の指図範囲(1)~(4)に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る

組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 2.金融商品の指図範囲(1)~(4)に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 2.金融商品の指図範囲(1)~(4)に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

- 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、(11)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (b)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
 - 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象 2.金融商品の指図範囲(1)~(4)に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 - 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託 財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(2) 投資対象 2.金融商品の指図範囲(1)~(4)に掲げる金融商品で運用している額(以下 2)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ 対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに 受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸 付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より 少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有 価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ(11)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (12)スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第21条)
 - (a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避する ため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の

条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- (b)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下(c)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d)上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち 信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の 想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマ ザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で 評価するものとします。
- (f)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたと きは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (13)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)
 - (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先 渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c)金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下(c)において同じ。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下(c)において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
 - (d)上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち 信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の 想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマ ザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザー ファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみ

なした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマ ザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (e) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下(e) において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (f)上記(e)においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち 信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の 想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマ ザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (g)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を もとに算出した価額で評価するものとします。
- (h)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (14)デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第22条の2) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、 合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (15)有価証券の貸付の指図および範囲(約款第23条)
 - (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社 債を次の1)2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価総額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - (b)上記(a)1)2)で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その 超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (c)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

(16)公社債の空売りの指図範囲(約款第24条)

- (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託 財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り 付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引 き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b)上記(a)の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額の範囲内とします。
- (c)信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額 に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(17)公社債の借入れ(約款第25条)

- (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b)上記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c)信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d)上記(a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- (18)特別な場合の外貨建資産への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(19)外国為替予約の指図(約款第28条)

- (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b)上記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産 に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産に係 る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属す るとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしま す。
- (c)上記(b)においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (d)上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(20)資金の借入れ(約款第35条)

- (a)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日

の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d)借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- (21)同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律 第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

各ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

各資産(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産)の資産配分比率は、基本アロケーションの比率に準じ、±5%以内の変動に抑えます。

この資産配分が各ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、各資産の投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、各ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

国別配分リスク

投資対象国のうち一部の国における証券市場全体の市場価値が下落する場合には、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

各ファンドでは、組入れられる資産の国別配分が、当該資産のベンチマークを構成する国別 構成比率と若干異なる場合があります。

この国別配分が、各ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、各ファンドの投資対象 国のうち一部の国における証券市場全体の市場価値が下落する場合には、各ファンドの各資 産の国別配分が各ベンチマークの国別比率と同等あるいは優れたものであったとしても、各 ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

株式投資リスク

各ファンドでは実質的に株式に投資します。株式には一般的に次に掲げるリスクがあります。

1)価格変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、各ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

2)信用リスク

投資する株式の発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

債券投資リスク

各ファンドでは実質的に公社債に投資します。公社債では、一般に次に掲げるリスクがあります。

1)金利リスク

金利の上昇(債券の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、各ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2)信用リスク

投資する債券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となり ます。

各ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドでは実質的に外貨建資産を保有します。外貨建資産に投資する場合には、一般に 為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、各ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがいまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。各ファンドでは、為替リスクに対して為替へッジを行わないことを原則としており、また為替リスクのエクスポージャーを積極的に

コントロールする場合があるため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が各ファンドの 資産価値に影響します。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下がる要因となる場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得 元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、各ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

各ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、各ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

各ファンドにつき受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)する場合があります。

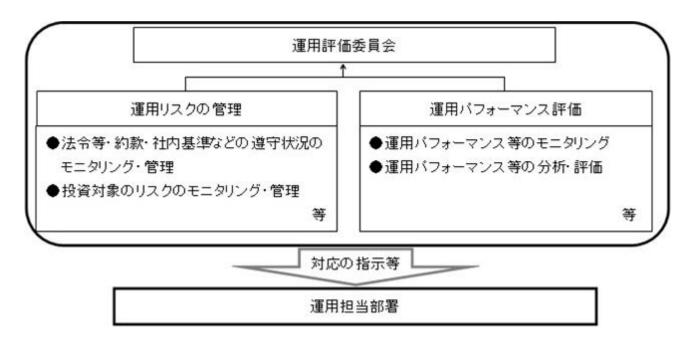
注記事項

- イ.各ファンドは、実質的に株式や債券など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。
- 口.投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保 護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には 投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ.投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 二.投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パ フォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

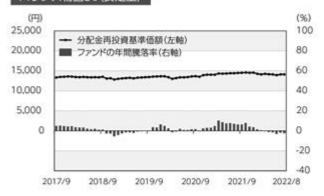
リスク管理体制は2022年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

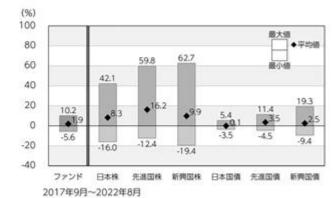
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

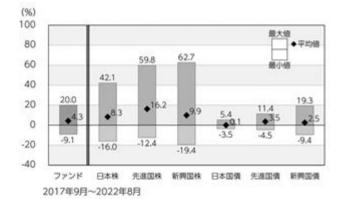
パランス物語30(安定型)



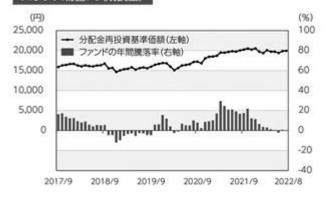


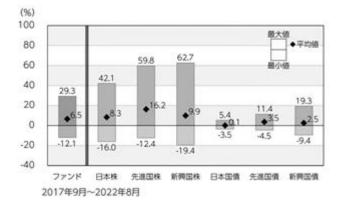
バランス物語50(安定・成長型)





バランス物語70(成長型)





- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年 間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落 率とは異なる場合があります。
- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

| 日 本 株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 「東屋株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研 または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 |
|-------|--|--|
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース) | [MSCIコクサイ・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権そ の他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI監備 | 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を 表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社 に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するもので はなく、ファンドの連用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース) | 「JPモルガンGBI-EMグローパル・ディバーシファイド」は、JP.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー が公表している新興国の現地通過建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に 関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJP.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属 します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

⁽注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込み時に、お申込日の翌営業日の基準価額に2.2%(税抜2.0%)を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合には、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりませか。

スイッチングによるお申込みの場合には、お申込手数料はかかりません。ただし、解約と同様の 税金がかかる場合がありますのでご留意ください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等に かかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65%(税抜1.50%)

| 支払先 | 内訳(税抜) | 主な役務 |
|------|---------|------------------------|
| 委託会社 | 年率0.75% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基 |
| | | 準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 年率0.65% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の |
| | | 送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| 受託会社 | 年率0.10% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図 |
| | | の実行等の対価 |

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間末または信託終了のとき に信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産留保額

ありません。

その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

1)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息およびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

- 2)監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- 3)有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- 4)マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨 建資産の保管等に要する費用は、間接的に各ファンドで負担することになります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上 限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

(5)【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2022年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当 する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配 金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元 本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となりま す。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

バランス物語30(安定型)

2022年8月31日現在

| 資産の種類 | | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | | 1,849,205,712 | 98.53 |
| | 内 日本 | 1,849,205,712 | 98.53 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 27,502,912 | 1.47 |
| 純資産総額 | | 1,876,708,624 | 100.00 |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

バランス物語50(安定・成長型)

2022年8月31日現在

| 資産の種類 | | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | | 1,072,090,295 | 98.13 |
| | 内 日本 | 1,072,090,295 | 98.13 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 20,390,151 | 1.87 |
| 純資産総額 | | 1,092,480,446 | 100.00 |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

バランス物語70(成長型)

2022年8月31日現在

| 資産の種類 | | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | | 626,563,085 | 97.85 |
| | 内 日本 | 626,563,085 | 97.85 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 13,743,478 | 2.15 |
| 純資産総額 | | 640,306,563 | 100.00 |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド

2022年8月31日現在

| 資産の種類 | | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|--|----------------|---------|
| 株式 | | 27,312,535,720 | 98.52 |
| 内 日本 | | 27,312,535,720 | 98.52 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 409,315,281 | 1.48 |
| 純資産総額 | | 27,721,851,001 | 100.00 |

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド

| 資産の種類 | | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-------|----------|----------------|---------|
| 国債証券 | | 19,286,802,788 | 61.34 |
| | 内 日本 | 18,797,588,788 | 59.78 |
| | 内 インドネシア | 489,214,000 | 1.56 |
| 社債券 | | 11,215,797,500 | 35.67 |
| | 内 日本 | 11,215,797,500 | 35.67 |

| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 940,845,876 | 2.99 |
|-----------------------|----------------|--------|
| 純資産総額 | 31,443,446,164 | 100.00 |

⁽注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D L インターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド

2022年8月31日現在

| 資産の種類 | | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------|----------------|---------|
| 株式 | | 12,053,938,320 | 98.60 |
| | 内 アメリカ | 9,221,796,585 | 75.43 |
| | 内 スイス | 578,269,191 | 4.73 |
| | 内 イギリス | 449,204,629 | 3.67 |
| | 内 カナダ | 395,575,261 | 3.24 |
| | 内 フランス | 387,523,634 | 3.17 |
| | 内 ドイツ | 350,742,737 | 2.87 |
| | 内 スウェーデン | 181,058,449 | 1.48 |
| | 内 オランダ | 146,454,145 | 1.20 |
| | 内 スペイン | 126,962,558 | 1.04 |
| | 内 フィンランド | 120,093,891 | 0.98 |
| | 内 ベルギー | 61,154,458 | 0.50 |
| | 内 香港 | 35,102,782 | 0.29 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 171,336,875 | 1.40 |
| 純資産総額 | 純資産総額 | | 100.00 |

⁽注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド

2022年8月31日現在

| 資産の種類 | | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|-----------|----------------|---------|
| 国債証券 | | 11,000,395,474 | 98.00 |
| | 内 アメリカ | 6,387,609,556 | 56.91 |
| | 内 フランス | 904,159,343 | 8.06 |
| | 内 イタリア | 794,254,860 | 7.08 |
| | 内 ドイツ | 787,706,038 | 7.02 |
| | 内 スペイン | 596,201,972 | 5.31 |
| | 内 イギリス | 518,765,163 | 4.62 |
| | 内 メキシコ | 409,120,683 | 3.64 |
| | 内 カナダ | 346,340,676 | 3.09 |
| | 内 ポーランド | 183,530,292 | 1.64 |
| | 内 オーストラリア | 72,706,891 | 0.65 |
| 地方債証券 | | 95,602,277 | 0.85 |
| | 内 オーストラリア | 95,602,277 | 0.85 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 128,461,054 | 1.14 |
| 純資産総額 | | 11,224,458,805 | 100.00 |

⁽注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

バランス物語30(安定型)

⁽注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

⁽注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 2022年8月31日現在

| 順 | 銘柄名 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 | 評価単価 評価金額 | 利率 (%) | 投資 比率 |
|---|---|-------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------|----------|
| 位 | 発行体の国/地域 | 12 大只 | X里 | (円) | (円) | 償還日 | (%) |
| 1 | D L ジャパン・ボンド・ オープン・マザーファンド 日本 | 親投資信託受益証券 | 775,757,168 | 1.5754 | 1.5752 | - | 65.11 |
| 2 | D L ジャパン・アクティ ブ・オープン・マザーファ ンド 日本 | 親投資信託受益証券 | 99,430,440 | 3.7535 | 3.7382 | - | 19.81 |
| 3 | D L インターナショナル・ ボンド・オープン・マザー ファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 57,604,651 | 2.7096 156,091,322 | 2.7365 157,635,127 | - | 8.40 |
| 4 | D L インターナショナル・ ハイブリッド・オープン・ マザーファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 20,692,160 | 4.8271 99,885,194 | 4.7316 97,907,024 | - | 5.22 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年8月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 98.53 |
| 合計 | 98.53 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

バランス物語50(安定・成長型)

2022年8月31日現在

| 順 | 銘柄名 | | | 簿価単価 | 評価単価 | 利率 | 投資 |
|-----|--------------|------------------------|----------------|-------------|-------------|-----|-------|
| 位 | | 種類 | 数量 | 簿価金額 | 評価金額 | (%) | 比率 |
| 177 | 光1]体U/国/地域 | | | (円) | (円) | 償還日 | (%) |
| | DLジャパン・ボンド・ | 親投資 | | 1 5754 | 1 5750 | | |
| 1 | オープン・マザーファンド | 信託受 | 292,778,536 | 1.5754 | 1.5752 | - | 42.21 |
| | 日本 | 益証券 | | 461,272,583 | 461,184,749 | - | |
| | DLジャパン・アクティ | 親投資 | | | | | |
| 2 | ブ・オープン・マザーファ | | 信託受 90,910,680 | 3.7535 | 3.7382 | - | 31.11 |
| | ンド | 」 益証券 | | | | | 31.11 |
| | 日本 | 血血力 | | 341,242,328 | 339,842,303 | - | |
| | DLインターナショナル・ | 親投資 | 49,959,961 | | | | |
| 3 | ボンド・オープン・マザー | 続及質 信託受 | | 2.7096 | 2.7365 | - | 12.51 |
| | ファンド | 」 協証券 | 40,000,001 | | | | 12.01 |
| | 日本 | шшл | | 135,376,506 | 136,715,433 | - | |
| | DLインターナショナル・ | 親投資 | | | | | |
| 4 | ハイブリッド・オープン・ | ^{祝汉貞} 信託受 | | 4.8271 | 4.7316 | - | 12.30 |
| - | マザーファンド | 」 益証券 | 20,000,700 | | | | 12.50 |
| | 日本 | шшл | | 137,062,252 | 134,347,810 | - | |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年8月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 98.13 |
| 合計 | 98.13 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

バランス物語70(成長型)

2022年8月31日現在

| 順位 | 銘柄名 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 (円) | 評価単価 評価金額 (円) | 利率 (%) 償還日 | 投資 比率 (%) |
|----|---|-------------------|------------|-----------------------|-----------------------|------------------|-----------------|
| 1 | D L ジャパン・アクティ ブ・オープン・マザーファ ンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 71,168,112 | 3.7535 267,136,625 | 3.7382 266,040,636 | - | 41.55 |
| 2 | D L ジャパン・ボンド・ オープン・マザーファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 85,441,648 | 1.5754 134,613,316 | 1.5752 134,587,683 | - | 21.02 |
| 3 | D L インターナショナル・ ハイブリッド・オープン・ マザーファンド 日本 | 親投資信託受益証券 | 25,864,747 | 4.8271 124,854,306 | 4.7316 122,381,636 | - | 19.11 |
| 4 | D L インターナショナル・ ボンド・オープン・マザー ファンド 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 37,841,451 | 2.7096 | 2.7365 103,553,130 | - | 16.17 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年8月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 97.85 |
| 合計 | 97.85 |

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

D L ジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド

| 順 | 銘柄名 | 種類 | 数量 | 簿価単価 簿価金額 | 評価単価 評価金額 | 利率 (%) | 投資 比率 | |
|---|--------------|-------|---------|--------------|---------------|--------|----------|---|
| 位 | 発行体の国/地域 | 業種 | | (円) | (円) | 償還日 | (%) | |
| | トヨタ自動車 | 株式 | | 1,957.64 | 2,101.50 | - | | Ì |
| 1 | 日本 | 輸送用機器 | 504,800 | 988,217,500 | 1,060,837,200 | - | 3.83 | |

| | | | | | 1月11日 | 证券届出書(| 小四 仅貝店 |
|----|-------------------------------------|------------|-----------|----------------------------|----------------------------|--------|---------------|
| 2 | ソニーグループ 日本 | 株式 電気機器 | 90,000 | 11,604.01 1,044,361,329 | 11,135.00 1,002,150,000 | - - | 3.62 |
| | 三菱UFJフィナンシャ | 株式 | | 734.81 | 721.10 | _ | |
| 3 | ール・グループ 日本 | 銀行業 | 1,061,000 | 779,643,290 | 765,087,100 | - | 2.76 |
| 4 | 三井住友フィナンシャルグ ループ | 株式 | 169,900 | 3,977.68 | 4,194.00 | - | 2.57 |
| | 日本 | 銀行業 | · | 675,808,200 | 712,560,600 | - | |
| 5 | 日立製作所日本 | 株式 電気機器 | 99,200 | 5,263.27 522,116,600 | 6,996.00 694,003,200 | - - | 2.50 |
| 6 | 東京海上ホールディングス日本 | 株式保険業 | 85,400 | 6,893.95 588,743,900 | 7,792.00 | - | 2.40 |
| 7 | ルネサスエレクトロニクス 日本 | 株式電気機器 | 501,000 | 1,227.92 | 1,324.00 | - | 2.39 |
| 8 | 三井不動産日本 | 株式不動産業 | 231,900 | 2,578.33 | 2,823.50 654,769,650 | - | 2.36 |
| 9 | 第一三共日本 | 株式医薬品 | 152,600 | 2,416.94 368,825,235 | 4,197.00 640,462,200 | - | 2.31 |
| | | 株式 | | 57,688.37 | 56,990.00 | - | |
| 10 | 日本 | その他製品 | 11,200 | 646,109,846 | 638,288,000 | - | 2.30 |
| 11 | 信越化学工業 日本 | 株式 化学 | 39,100 | 17,587.97 687,689,900 | 16,315.00 637,916,500 | - | 2.30 |
| | TIS | 株式 | | 2,671.00 | 3,990.00 | - | |
| 12 | 日本 | 情報・通 信業 | 155,500 | 415,340,500 | 620,445,000 | - | 2.24 |
| | オリックス | 株式 | | 2,244.25 | 2,296.00 | - | |
| 13 | 日本 | その他金融業 | 248,700 | 558,147,000 | 571,015,200 | - | 2.06 |
| 14 | パン・パシフィック・イン ターナショナルホールディ ングス | 株式 | 210,800 | 1,804.17 | 2,505.00 | - | 1.90 |
| | 日本 | 小売業 | | 380,320,807 | 528,054,000 | - | |
| 15 | 中外製薬 日本 | 株式 医薬品 | 140,400 | 3,800.28 533,560,054 | 3,609.00 506,703,600 | - | 1.83 |
| 16 | セブン&アイ・ホールディ ングス | 株式 | 90,700 | 5,389.82 | 5,533.00 | - | 1.81 |
| | 日本 | 小売業 | | 488,857,100 | 501,843,100 | - | |
| 17 | 日本電産 日本 | 株式 電気機器 | 53,400 | 9,102.48 486,072,698 | 9,324.00 497,901,600 | - - | 1.80 |
| 18 | 東レ日本 | 株式 繊維製品 | 620,300 | 625.86 388,224,119 | 798.90 495,557,670 | - | 1.79 |
| | デンソー | 株式 | | 7,063.53 | 7,651.00 | - | |
| 19 | 日本 | 輸送用機 器 | 62,300 | 440,058,400 | 476,657,300 | - | 1.72 |
| | 本田技研工業 | 株式 | | 3,174.22 | 3,724.00 | - | |
| 20 | 日本 | 輸送用機器 | 126,600 | 401,856,383 | 471,458,400 | - | 1.70 |
| 04 | BIPROGY | 株式 | 444.000 | 3,058.83 | 3,100.00 | - | 4.00 |
| 21 | 日本 | 情報・通 信業 | 144,800 | 442,918,833 | 448,880,000 | - | 1.62 |

| | | | | | 1月1川市 | 业务届出書(₽ | 1国投頁后 |
|----|-------------------------|------------|---------|-------------|-------------|---------|-------|
| 22 | 味の素 | 株式 | 115,000 | 3,439.54 | 3,861.00 | - | 1.60 |
| | 日本 | 食料品 | 110,000 | 395,547,100 | 444,015,000 | - | 1.00 |
| | スズキ | 株式 | | 4,030.59 | 4,879.00 | - | |
| 23 | 日本 | 輸送用機 器 | 88,900 | 358,319,827 | 433,743,100 | - | 1.56 |
| 24 | キーエンス | 株式 | 8,200 | 50,521.53 | 52,840.00 | - | 1.56 |
| 24 | 日本 | 電気機器 | 0,200 | 414,276,600 | 433,288,000 | - | 1.56 |
| 25 | ウエルシアホールディング ス | 株式 | 146,900 | 2,958.58 | 2,923.00 | - | 1.55 |
| | 日本 | 小売業 | | 434,616,520 | 429,388,700 | - | |
| | 日本電信電話 | 株式 | | 3,539.43 | 3,769.00 | - | |
| 26 | 日本 | 情報・通 信業 | 113,500 | 401,726,400 | 427,781,500 | - | 1.54 |
| | ネットワンシステムズ | 株式 | | 3,035.23 | 3,095.00 | - | |
| 27 | 日本 | 情報・通 信業 | 138,000 | 418,862,862 | 427,110,000 | - | 1.54 |
| 28 | ウエストホールディングス | 株式 | 95,500 | 4,614.36 | 4,435.00 | - | 1.53 |
| 20 | 日本 | 建設業 | 95,500 | 440,672,144 | 423,542,500 | - | 1.55 |
| 00 | ベルシステム 2 4 ホール ディングス | 株式 | 004 000 | 1,326.85 | 1,490.00 | - | 4.50 |
| 29 | 日本 | サービス 業 | 284,200 | 377,091,718 | 423,458,000 | - | 1.53 |
| 30 | 日本電気 | 株式 | 81,700 | 4,840.66 | 5,100.00 | - | 1.50 |
| 30 | 日本 | 電気機器 | 01,700 | 395,482,024 | 416,670,000 | - | 1.50 |

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年8月31日現在

| 種類 | | 投資比率(%) |
|----|----|---------|
| | 株式 | 98.52 |
| | 合計 | 98.52 |

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

| | | 2022年0月31日現住 |
|--------|---------|--------------|
| 業種 | 国内 / 外国 | 投資比率(%) |
| 電気機器 | 国内 | 20.74 |
| 情報・通信業 | | 10.95 |
| 輸送用機器 | | 10.40 |
| 医薬品 | | 6.86 |
| 化学 | | 6.51 |
| 銀行業 | | 5.61 |
| 小売業 | | 5.56 |
| 食料品 | | 3.91 |
| その他製品 | | 3.18 |
| 不動産業 | | 2.99 |
| 卸売業 | | 2.98 |
| 機械 | | 2.97 |
| サービス業 | | 2.74 |
| 精密機器 | | 2.44 |
| 保険業 | | 2.40 |

| 2.06 |
|-------|
| 1.79 |
| 1.53 |
| 1.12 |
| 1.03 |
| 0.36 |
| 0.22 |
| 0.16 |
| 98.52 |
| _ |

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

D L ジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド

| | | | | 海馬光 馬 | =亚/邢 兴 /邢 | 41歩 | |
|----|----------------------------|------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------|
| 順 | 銘柄名 | イチルエ | ** = | 簿価単価 第個金額 | 評価単価 | 利率 | 投資 |
| 位 | 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価金額 | 評価金額 | (%) | 比率 |
| | | | | (円) | (円) | 償還日 | (%) |
| 1 | 3 6 7 回 利付国庫債券 (1 0 年) | 国債証 | 3,545,000,000 | 99.61 | 99.80 | 0.2 | 11.25 |
| | 日本 | 券 | | 3,531,429,880 | 3,538,193,600 | 2032/6/20 | |
| 2 | 152回 利付国庫債券 (5年) | 国債証 | 1,272,000,000 | 100.15 | 100.52 | 0.1 | 4.07 |
| | 日本 | 券 | | 1,273,993,800 | 1,278,652,560 | 2027/3/20 | |
| 3 | 154回 利付国庫債券 (20年) | 国債証 | 815,000,000 | 110.39 | 109.38 | 1.2 | 2.84 |
| | 日本 | 券 | | 899,727,400 | 891,447,000 | 2035/9/20 | |
| 4 | 3 3 回 利付国庫債券(3 0 年) | 国債証 | 737,000,000 | 123.31 | 120.54 | 2 | 2.83 |
| | 日本 | 券 | | 908,809,440 | 888,416,650 | 2040/9/20 | |
| 5 | 3 6 2 回 利付国庫債券 (10年) | 国債証 | 800,000,000 | 98.34 | 99.07 | 0.1 | 2.52 |
| | 日本 | 券 | | 786,776,000 | 792,608,000 | 2031/3/20 | |
| 6 | 156回 利付国庫債券 (20年) | 国債証 | 709,000,000 | 99.67 | 98.85 | 0.4 | 2.23 |
| | 日本 | 券 | | 706,681,570 | 700,889,040 | 2036/3/20 | |
| _ | 1099回 国庫短期証券 | 国債証 | 000 000 000 | 100.02 | 100.02 | - | 0.40 |
| 7 | 日本 | 券 | 680,000,000 | 680,167,200 | 680,142,800 | 2022/11/7 | 2.16 |
| 8 | 3 5 4 回 利付国庫債券 (10年) | 国債証 | 660,000,000 | 100.20 | 100.03 | 0.1 | 2.10 |
| | 日本 | 券 | | 661,339,800 | 660,211,200 | 2029/3/20 | |
| 9 | 1回 武田薬品工業期限前 償還条項付劣後債 | 社債券 | 600,000,000 | 102.80 | 102.80 | 1.72 | 1.96 |
| | 日本 | | | 616,800,000 | 616,800,000 | 2079/6/6 | |
| | 3回 損害保険ジャパン日 | | | | | | |
| 10 | 本興亜期限前償還条項付劣 後社債 | 社債券 | 600,000,000 | 101.03 | 100.75 | 1.06 | 1.92 |
| | 日本 | | | 606,180,000 | 604,500,000 | 2077/4/26 | |
| 11 | 2 6 回 物価連動国債(1 0年) | 国債証 | 467,000,000 | 108.11 | 109.67 | 0.005 | 1.63 |
| | 日本 | 券 | | 504,886,130 | 512,166,348 | 2031/3/10 | |

| | | | | | 一 | 业分油山青(/ | |
|----------|-----------------------------|------------|-------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|------|
| 12 | 4 3 8 回 利付国庫債券 (2年) | 国債証 | 500,000,000 | 100.14 | 100.18 | 0.005 | 1.59 |
| 12 | 日本 | 券 | 300,000,000 | 500,724,000 | 500,915,000 | 2024/7/1 | 1.59 |
| 13 | 1 4 7 回 利付国庫債券 (5年) | 国債証券 | 485,000,000 | 100.19 | 100.30 | 0.005 | 1.55 |
| | 日本 | | | 485,965,150 | 486,464,700 | 2026/3/20 | |
| 14 | 4 4 回 利付国庫債券(3 0 年) | 国債証券 | 411,000,000 | 118.84 | 115.14 | 1.7 | 1.51 |
| | 日本 | <i>7</i> 3 | | 488,452,950 | 473,237,730 | 2044/9/20 | |
| 15 | 1回 東急不動産ホール ディングス 劣後社債 | 社債券 | 400,000,000 | 101.66 | 101.66 | 1.06 | 1.29 |
| | 日本 | | | 406,640,000 | 406,640,000 | 2055/12/17 | |
| 16 | 2回 東京センチユリー期 限前償還条項付劣後社債 | 社債券 | 400,000,000 | 101.10 | 101.10 | 1.38 | 1.29 |
| | 日本 | | | 404,400,000 | 404,400,000 | 2080/7/30 | |
| 17 | 3 7 回 昭和電工社債 日本 | 社債券 | 400,000,000 | 100.10 400,414,000 | 100.00 400,008,000 | 0.51 2027/4/28 | 1.27 |
| 18 | 3 5 6 回 利付国庫債券 (1 0 年) | 国債証券 | 393,000,000 | 98.92 | 99.72 | 0.1 | 1.25 |
| | 日本 | 分 · | | 388,755,600 | 391,899,600 | 2029/9/20 | |
| 19 | 20回 インドネシア共和 国円貨債 | 国債証券 | 400,000,000 | 98.96 | 97.51 | 0.57 | 1.24 |
| | インドネシア | <i></i> | | 395,852,000 | 390,052,000 | 2026/5/27 | |
| 20 | 6 0 回 利付国庫債券 (3 0 年) | 国債証券 | 400,000,000 | 100.10 | 95.46 | 0.9 | 1.21 |
| | 日本 | ,, | | 400,424,000 | 381,864,000 | 2048/9/20 | |
| 21 | 153回 利付国庫債券 (20年) | 国債証券 | 338,000,000 | 111.59 | 110.68 | 1.3 | 1.19 |
| | 日本 | | | 377,184,340 | 374,128,820 | 2035/6/20 | |
| 22 | 7 4 回 利付国庫債券 (3 0 年) | 国債証券 | 388,000,000 | 94.37 | 95.42 | 1 | 1.18 |
| | 日本 | <i>)</i> , | | 366,158,840 | 370,264,520 | 2052/3/20 | |
| 23 | 1 7 6 回 利付国庫債券 (2 0 年) | 国債証券 | 371,000,000 | 96.83 | 94.69 | 0.5 | 1.12 |
| | 日本 | | | 359,257,850 | 351,318,450 | 2041/3/20 | |
| 24 | 5 0 8 回 関西電力社債 日本 | 社債券 | 350,000,000 | 100.26 350,910,000 | 99.56 348,491,500 | 0.455 2027/4/23 | 1.11 |
| 25 | 5 2 回 利付国庫債券(3 0 年) | 国債証券 | 385,000,000 | 92.38 | 88.92 | 0.5 | 1.09 |
| | 日本 | 分 | | 355,677,920 | 342,365,100 | 2046/9/20 | |
| 26 | 7 2 回 利付国庫債券 (3 0 年) | 国債証券 | 350,000,000 | 93.72 | 88.46 | 0.7 | 0.98 |
| | 日本 | 77 | | 328,051,500 | 309,631,000 | 2051/9/20 | |
| 27 | 3 5 2 回 利付国庫債券 (1 0 年) | 国債証券 | 300,000,000 | 100.18 | 100.18 | 0.1 | 0.96 |
| | 日本 | <i>7</i> | | 300,557,000 | 300,540,000 | 2028/9/20 | |
| 28 | 4 3 4 回 利付国庫債券 (2年) | 国債証券 | 300,000,000 | 100.15 | 100.16 | 0.005 | 0.96 |
| \vdash | 日本 | | | 300,450,000 | 300,492,000 | 2024/3/1 | |
| 29 | 1 3 回 コナミ社債 日本 | 社債券 | 300,000,000 | 99.54 298,623,000 | 99.47 298,437,000 | 0.38 2027/7/16 | 0.95 |
| | | | | | | | |

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| | 358回 利付国庫債券 | 国債証 | | 99.80 | 99.40 | 0 1 | | |
|----|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-----------|------|---|
| 30 | (10年) | 西原皿 券 | 300,000,000 | 39.00 | 39.40 | 0.1 | 0.95 | l |
| | 日本 | 27 | | 299,418,000 | 298,212,000 | 2030/3/20 | | l |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年8月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 61.34 |
| 社債券 | 35.67 |
| 合計 | 97.01 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド

| 順 | や歩々 | 北京米 五 | | 簿価単価 | 評価単価 | 利率 | 投資 |
|---|-------------------------------------|----------------------------|--------|-------------------------|-------------------------|-----|------|
| | 銘柄名 | 種類 | 数量 | 簿価金額 | 評価金額 | (%) | 比率 |
| 位 | 発行体の国/地域 | 業種 | | (円) | (円) | 償還日 | (%) |
| | MICROSOFT CORP | 株式 | | 38,322.87 | 36,455.53 | - | |
| 1 | アメリカ | ソフト ウェア | 15,090 | 578,292,216 | 550,113,964 | - | 4.50 |
| | APPLE INC | 株式 | | 19,246.01 | 22,029.69 | - | |
| 2 | アメリカ | コン ピュー タ・周辺 機器 | 20,542 | 395,351,596 | 452,533,959 | - | 3.70 |
| | JOHNSON & JOHNSON | 株式 | | 23,801.38 | 22,517.67 | - | |
| 3 | アメリカ | 医薬品 | 16,177 | 385,035,000 | 364,268,362 | - | 2.98 |
| | COSTCO WHOLESALE CORP | 株式 | | 72,807.43 | 72,661.52 | - | |
| 4 | アメリカ | 食品・生 活必需品 小売り | 4,982 | 362,726,646 | 361,999,733 | - | 2.96 |
| | MCDONALD'S CORPORATION | 株式 | | 32,341.51 | 35,141.31 | - | |
| 5 | アメリカ | ホテル・ レストラ ン・レ ジャー | 10,140 | 327,942,921 | 356,332,971 | - | 2.91 |
| | LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE | 株式 | | 85,116.10 | 92,010.05 | - | |
| 6 | フランス | 繊維・ア パレル・ 贅沢品 | 3,852 | 327,867,241 | 354,422,728 | - | 2.90 |
| 7 | CORTEVA INC アメリカ | 株式 化学 | 34,854 | 8,387.46 292,336,654 | 8,563.17 298,460,904 | - | 2.44 |

| 8 | | | | | | 1月11世 | 业分油山青(/ | 1月灯间 |
|--|----|---------------------------|-------------------------------------|--------|-------------|-------------|----------|------|
| 8 Pメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ ス・滞耗 18,600 324,766,920 280,903,750 - 2.30 280,903,903,903,903,903,903,903,903,903,90 | | ALPHABET INC-CL A | インタラ | | 17,460.58 | | - | |
| CHEVRON CORP | 8 | アメリカ | ブ・メ ディアお よびサー | 18,600 | 324,766,920 | 280,903,750 | - | 2.30 |
| P | | CHEVRON CORP | | | 23,191.96 | 22,266.75 | - | |
| 10 スイス ス・ツー | 9 | アメリカ | ス・消耗 | 11,842 | 274,639,306 | 263,682,860 | - | 2.16 |
| Tan | | LONZA GROUP AG-REG | | | 90,272.72 | 74,845.43 | - | |
| The content of th | 10 | スイス | イエン ス・ツー ル/サー | 3,339 | 301,420,627 | 249,908,924 | - | 2.04 |
| 11 | | KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC | | | 19,759.19 | 22,735.31 | - | |
| 12 | 11 | アメリカ | 置・機 | 10,982 | 216,995,470 | 249,679,284 | - | 2.04 |
| Total State | 12 | | | 3,943 | | | - | 2.03 |
| 13 | | | | - , | | | - | |
| UNITEDHEALTH GROUP INC 株式 | 13 | | | 28,350 | | | - | 2.00 |
| T・プロ | | UNITEDHEALTH GROUP INC | | | 70,119.86 | 72,481.30 | - | |
| 15 | 14 | アメリカ | ア・プロ バイ ダー / へ ルスケ ア・サー | 3,289 | 230,624,223 | 238,391,025 | • | 1.95 |
| MERCK & CO. INC. 株式 19,597 236,029,685 - 1.93 VISA INC 株式 27,771.74 27,917.30 - 1.92 T | 15 | | | 19,949 | | | - | 1.94 |
| Pメリカ 医薬品 228,628,709 236,029,685 - | 40 | | | 40.507 | | | - | 4 00 |
| T | 16 | | | 19,597 | | | - | 1.93 |
| CANADIAN NATL RAILWAY CO 株式 16,764.48 16,521.90 - 1.89 13,990 234,535,100 231,141,410 - 1.89 1.89 | 17 | VISA INC | | 0.407 | 27,771.74 | 27,917.30 | - | 1 00 |
| Table | 17 | アメリカ | | ŏ,427 | 234,032,519 | 235,259,166 | - | 1.92 |
| MASTERCARD INC 株式 45,630.80 45,444.30 - | | CANADIAN NATL RAILWAY CO | | | 16,764.48 | 16,521.90 | - | |
| 19 アメリカ 情報技術 サービス 5,053 230,572,446 229,630,049 - 1.88 CSX CORP 株式 4,745.30 4,390.41 - 20 アメリカ 陸運・鉄 51,393 243,875,454 225,636,449 - 1.85 | 18 | カナダ | | 13,990 | 234,535,100 | 231,141,410 | - | 1.89 |
| サービス 230,572,446 229,630,049 - CSX CORP 株式 4,745.30 4,390.41 - E運・鉄 51,393 243,875,454 225,636,449 - 1.85 | | MASTERCARD INC | | | 45,630.80 | 45,444.30 | - | |
| 20 陸運・鉄 51,393 243,875,454 225,636,449 - 1.85 | 19 | アメリカ | | 5,053 | 230,572,446 | 229,630,049 | - | 1.88 |
| アメリカ 243.875.454 225.636.449 - | | CSX CORP | 1 | _ | 4,745.30 | 4,390.41 | - | |
| | 20 | アメリカ | | 51,393 | 243,875,454 | 225,636,449 | - | 1.85 |

・ファス・ファス 有価証券<u>届出書(内国投資信</u>託受益証券)

| | | | | | 有価語 | 证券届出書(戸 | 内国投資信 |
|----|---------------------------|----------|--------|-------------|-------------|---------|-------|
| | AMERICAN EXPRESS CO | 株式 | | 24,567.73 | 21,440.51 | - | |
| 21 | アメリカ | 消費者金融 | 9,401 | 230,961,241 | 201,562,289 | - | 1.65 |
| 22 | BRISTOL-MYERS SQUIBB CO | 株式 | 21,330 | 9,982.75 | 9,315.93 | - | 1.63 |
| 22 | アメリカ | 医薬品 | 21,330 | 212,932,104 | 198,708,914 | - | 1.63 |
| | ARAMARK | 株式 | | 4,767.41 | 4,933.84 | - | |
| | | ホテル・ | | | | | |
| 23 | アメリカ | レストラ | 40,148 | 191,402,067 | 198,083,876 | | 1.62 |
| | 7,797 | ン・レ | | 191,402,007 | 190,003,070 | - | |
| | | ジャー | | | | | |
| 24 | PEPSICO INC | 株式 | 8,149 | 22,288.96 | 23,981.60 | - | 1.60 |
| 24 | アメリカ | 飲料 | 0,149 | 181,632,782 | 195,426,088 | - | 1.00 |
| | AMGEN INC | 株式 | | 32,954.28 | 33,149.20 | - | |
| 25 | | バイオテ | 5,735 | | | | 1.56 |
| 20 | アメリカ | クノロ | | 188,992,816 | 190,110,694 | - | 1.50 |
| | | ジー | | | | | |
| | T-MOBILE US INC | 株式 | | 17,199.82 | 20,173.43 | - | |
| 26 | アメリカ | 無線通信 | 9,261 | 159,287,570 | 186,826,205 | _ | 1.53 |
| | 77.973 | サービス | | 139,201,310 | 100,020,200 | | |
| | ROCHE HOLDING AG- | 株式 | | 51,021.91 | 45,055.35 | _ | |
| 27 | GENUSSCHEIN | 1/1/10 | 3,990 | 31,021.31 | 40,000.00 | _ | 1.47 |
| | スイス | 医薬品 | | 203,577,460 | 179,770,886 | - | |
| | PIONEER NATURAL RESOURCES | 株式 株式 | | 32,293.80 | 35,310.44 | _ | |
| | СО | 1/1/10 | | 32,233.00 | 33,310.44 | _ | |
| 28 | | 石油・ガ | 4,985 | | | | 1.44 |
| | アメリカ | ス・消耗 | | 160,984,594 | 176,022,579 | - | |
| | | 燃料 | | | | | |
| 29 | PROCTER & GAMBLE CO | 株式 | 8,747 | 20,108.28 | 19,433.15 | - | 1.39 |
| | アメリカ | 家庭用品 | 5,141 | 175,887,138 | 169,981,792 | - | 1.55 |
| 30 | PRUDENTIAL FINANCIAL INC | 株式 | 12,635 | 15,146.71 | 13,451.26 | - | 1.39 |
| 30 | アメリカ | 保険 | 12,033 | 191,378,728 | 169,956,782 | - | 1.59 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年8月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|----|---------|
| 株式 | 98.60 |
| 合計 | 98.60 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

| 業種 | 国内 / 外国 | 投資比率(%) |
|----------------|---------|---------|
| 医薬品 | 外国 | 8.73 |
| ソフトウェア | | 7.22 |
| 情報技術サービス | | 6.07 |
| 銀行 | | 4.85 |
| 飲料 | | 4.80 |
| 陸運・鉄道 | | 4.73 |
| 石油・ガス・消耗燃料 | | 4.63 |
| ホテル・レストラン・レジャー | | 4.54 |

| 資本市場 | 4.10 |
|---------------------------|-------|
| コンピュータ・周辺機器 | 3.70 |
| 化学 | 3.61 |
| 繊維・アパレル・贅沢品 | 3.37 |
| 食品・生活必需品小売り | 3.32 |
| 電力 | 2.98 |
| 保険 | 2.65 |
| インタラクティブ・メディアおよびサービス | 2.30 |
| ライフサイエンス・ツール / サービス | 2.04 |
| 電子装置・機器・部品 | 2.04 |
| 食品 | 1.96 |
| ヘルスケア・プロバイダー / ヘルスケア・サービス | 1.95 |
| 無線通信サービス | 1.86 |
| 機械 | 1.65 |
| 消費者金融 | 1.65 |
| 娯楽 | 1.58 |
| バイオテクノロジー | 1.56 |
| 家庭用品 | 1.39 |
| 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 | 1.35 |
| 半導体・半導体製造装置 | 1.26 |
| パーソナル用品 | 1.05 |
| 商業サービス・用品 | 1.05 |
| 各種電気通信サービス | 0.98 |
| 水道 | 0.96 |
| 電気設備 | 0.92 |
| 商社・流通業 | 0.81 |
| 金属・鉱業 | 0.39 |
| コングロマリット | 0.36 |
| 複合小売り | 0.18 |
| 合計 | 98.60 |
| | |

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド

| | | | | | | 2022年0万0 | · H - 70 III |
|----|-------------------------|-----|---------------|---------------|---------------|-----------|--------------|
| 順 | 銘柄名 | | | 簿価単価 | 評価単価 | 利率 | 投資 |
| 位 | 新州石 発行体の国/地域 | 種類 | 数量 | 簿価金額 | 評価金額 | (%) | 比率 |
| JV | 光1] 体0/国/ 地域 | | | (円) | (円) | 償還日 | (%) |
| 1 | US T N/B 1.625 05/15/31 | 国債証 | 1,320,450,750 | 90.89 | 88.85 | 1.625 | 10.45 |
| • | アメリカ | 券 | 1,320,430,730 | 1,200,185,210 | 1,173,344,279 | 2031/5/15 | 10.45 |
| 2 | US T N/B 1.5 08/15/26 | 国債証 | 855,347,100 | 94.93 | 92.96 | 1.5 | 7.08 |
| | アメリカ | 券 | 655,347,100 | 812,045,153 | 795,172,088 | 2026/8/15 | 7.00 |
| 3 | US T N/B 2.0 08/15/25 | 国債証 | 740,284,200 | 97.85 | 95.85 | 2 | 6.32 |
| 3 | アメリカ | 券 | 740,204,200 | 724,437,487 | 709,631,803 | 2025/8/15 | 0.32 |
| 4 | US T N/B 2.25 08/15/27 | 国債証 | 655,719,900 | 97.48 | 95.16 | 2.25 | 5.56 |
| 4 | アメリカ | 券 | 055,719,900 | 639,224,441 | 624,035,299 | 2027/8/15 | 3.30 |
| 5 | US T N/B 2.375 05/15/29 | 国債証 | 657 106 200 | 97.43 | 94.68 | 2.375 | 5 FA |
| 5 | アメリカ | 券 | 657,106,200 | 640,267,853 | 622,197,433 | 2029/5/15 | 5.54 |
| 6 | US T N/B 1.25 05/15/50 | 国債証 | 904 300 000 | 66.12 | 62.60 | 1.25 | 4 07 |
| О | アメリカ | 券 | 891,390,900 | 589,397,403 | 558,059,441 | 2050/5/15 | 4.97 |
| | | | | | | | |

| | | | | | ımı er | 业分油山青(/ | |
|----|---------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|------------|------|
| 7 | US T N/B 2.0 02/15/23 | 国債証 | 415,890,000 | 100.17 | 99.47 | 2 | 3.69 |
| | アメリカ | 券 | 110,000,000 | 416,604,040 | 413,696,826 | 2023/2/15 | 0.00 |
| 8 | ITALY BTPS 1.25 12/01/26 | 国債証 | 386,503,400 | 96.87 | 94.05 | 1.25 | 3.24 |
| | イタリア | 券 | | 374,407,774 | 363,515,335 | 2026/12/1 | |
| 9 | CANADA 1.25 06/01/30 | 国債証 | 391,941,000 | 89.18 | 87.45 | 1.25 | 3.05 |
| | カナダ | 券 | | 349,553,138 | 342,768,471 | 2030/6/1 | |
| 10 | US T N/B 1.125 05/15/40 | 国債証 | 418,662,600 | 72.27 | 68.69 | 1.125 | 2.56 |
| | アメリカ | 券 | ,, | 302,581,845 | 287,601,574 | 2040/5/15 | |
| 11 | SPAIN 1.95 04/30/26 | 国債証 | 262,766,700 | 103.02 | 100.63 | 1.95 | 2.36 |
| | スペイン | 券 | 202,:00,:00 | 270,707,772 | 264,439,735 | 2026/4/30 | |
| 12 | FRANCE OAT 03/25/23 | 国債証 | 237,602,270 | 100.06 | 99.83 | - | 2.11 |
| | フランス | 券 | ,,,,, | 237,756,711 | 237,215,690 | 2023/3/25 | |
| 13 | FRANCE OAT 1.5 05/25/31 | 国債証 | 230,789,800 | 101.59 | 97.07 | 1.5 | 2.00 |
| | フランス | 券 | 200,100,000 | 234,473,897 | 224,033,197 | 2031/5/25 | |
| 14 | DEUTSCHLAND 0.5 02/15/28 | 国債証 | 232,180,100 | 98.78 | 95.78 | 0.5 | 1.98 |
| | ドイツ | 券 | ,, | 229,352,146 | 222,384,421 | 2028/2/15 | |
| 15 | DEUTSCHLAND 1.25 08/15/48 | 国債証 | 236,351,000 | 102.62 | 92.97 | 1.25 | 1.96 |
| | ドイツ | 券 | 200,001,000 | 242,552,613 | 219,749,231 | 2048/8/15 | 1.00 |
| 16 | ITALY BTPS 3.0 08/01/29 | 国債証 | 223,143,150 | 103.06 | 98.23 | 3 | 1.95 |
| | イタリア | 券 | 220, 140, 100 | 229,991,635 | 219,202,218 | 2029/8/1 | 1.00 |
| | MEXICAN BONDS 8.5 | 国債証 | | 97.06 | 95.24 | 8.5 | |
| 17 | 11/18/38 | 」 券 | 225,250,680 | 37.00 | 33.24 | 0.5 | 1.91 |
| | メキシコ | ,, | | 218,650,463 | 214,536,615 | 2038/11/18 | |
| 18 | US T N/B 2.75 11/15/23 | 国債証 | 214,876,500 | 99.34 | 99.18 | 2.75 | 1.90 |
| | アメリカ | 券 | 214,070,000 | 213,466,373 | 213,130,628 | 2023/11/15 | 1.50 |
| 19 | ITALY BTPS 3.1 03/01/40 | 国債証 | 234,960,700 | 97.83 | 90.03 | 3.1 | 1.88 |
| 13 | イタリア | 券 | 254,500,700 | 229,863,932 | 211,537,307 | 2040/3/1 | 1.00 |
| 20 | US T N/B 2.5 03/31/27 | 国債証 | 210,024,450 | 98.84 | 96.44 | 2.5 | 1.80 |
| 20 | アメリカ | 券 | 210,024,400 | 207,596,041 | 202,558,733 | 2027/3/31 | 1.00 |
| 21 | US T N/B 1.75 01/31/29 | 国債証 | 214,876,500 | 93.65 | 91.34 | 1.75 | 1.75 |
| | アメリカ | 券 | 214,070,000 | 201,245,271 | 196,276,252 | 2029/1/31 | 1.75 |
| 22 | MEXICAN BONDS 03/09/23 | 国債証 | 197,559,312 | 98.58 | 98.49 | 6.75 | 1.73 |
| | メキシコ | 券 | 107,000,012 | 194,761,872 | 194,584,068 | 2023/3/9 | 1.75 |
| 23 | US T N/B 2.125 05/15/25 | 国債証 | 198,240,900 | 98.46 | 96.46 | 2.125 | 1.70 |
| | アメリカ | 券 | 150,270,800 | 195,205,335 | 191,240,517 | 2025/5/15 | 1.70 |
| 24 | POLAND 4.0 10/25/23 | 国債証 | 188,906,574 | 97.07 | 97.15 | 4 | 1.64 |
| | ポーランド | 券 | 100,000,074 | 183,390,502 | 183,530,292 | 2023/10/25 | 1.04 |
| 25 | DEUTSCHLAND 2.0 08/15/23 | 国債証 | 179,348,700 | 102.51 | 101.31 | 2 | 1.62 |
| 20 | ドイツ | 券 | 179,070,700 | 183,864,986 | 181,703,189 | 2023/8/15 | 1.02 |
| 26 | UK TREASURY 4.25 09/07/39 | 国債証 | 152,092,000 | 130.66 | 115.21 | 4.25 | 1.56 |
| 20 | イギリス | 券 | 102,092,000 | 198,726,449 | 175,228,171 | 2039/9/7 | 1.30 |
| 27 | UK TREASURY 1.75 01/22/49 | 国債証 | 213,576,000 | 92.51 | 76.96 | 1.75 | 1.46 |
| ۷. | イギリス | 券 | 213,370,000 | 197,591,972 | 164,377,059 | 2049/1/22 | 1.40 |
| 28 | BUNDESSCHAT 0.0 03/10/23 | 国債証 | 164,055,400 | 100.13 | 99.88 | - | 1.46 |
| 20 | ドイツ | 券 | 104,000,400 | 164,278,351 | 163,869,197 | 2023/3/10 | 1.40 |
| 29 | FRANCE OAT 0.75 11/25/28 | 国債証 | 144 501 200 | 98.01 | 94.40 | 0.75 | 1.22 |
| 29 | フランス | 券 | 144,591,200 | 141,721,932 | 136,495,249 | 2028/11/25 | 1.22 |
| 30 | FRANCE OAT 0.5 05/25/29 | 国債証 | 140,420,300 | 95.80 | 92.22 | 0.5 | 1.15 |
| 30 | フランス | 券 | 140,420,300 | 134,530,651 | 129,501,077 | 2029/5/25 | 1.15 |
| | | | | | | | |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年8月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-------|---------|
| 国債証券 | 98.00 |
| 地方債証券 | 0.85 |
| 合計 | 98.86 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】

バランス物語30(安定型) 該当事項はありません。

バランス物語 5 0 (安定・成長型) 該当事項はありません。

バランス物語70(成長型) 該当事項はありません。

(参考)

DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド 該当事項はありません。

DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド 該当事項はありません。

DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド 該当事項はありません。

DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

バランス物語30(安定型) 該当事項はありません。

バランス物語50(安定・成長型) 該当事項はありません。

バランス物語70(成長型) 該当事項はありません。

(参考)

D L ジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド 該当事項はありません。

DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド 該当事項はありません。

DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド

該当事項はありません。

D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

バランス物語30(安定型)

直近日(2022年8月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額 | 純資産総額 | 1口当たりの | 1口当たりの |
|--------------|-------|-------|----------|----------|
| | (分配落) | (分配付) | 純資産額 | 純資産額 |
| | (百万円) | (百万円) | (分配落)(円) | (分配付)(円) |
| 第24計算期間末 | F 010 | E 01E | 1 0201 | 1 0011 |
| (2013年2月25日) | 5,010 | 5,015 | 1.0201 | 1.0211 |
| 第25計算期間末 | 4 507 | 4 574 | 4 0005 | 4 0005 |
| (2013年8月26日) | 4,567 | 4,571 | 1.0685 | 1.0695 |
| 第26計算期間末 | 0.010 | 0.010 | 4 4440 | 4 4450 |
| (2014年2月25日) | 3,912 | 3,916 | 1.1143 | 1.1153 |
| 第27計算期間末 | 0.707 | 2.740 | 4 4202 | 4 4202 |
| (2014年8月25日) | 3,737 | 3,740 | 1.1292 | 1.1302 |
| 第28計算期間末 | 0.740 | 0.745 | 4 4070 | 4 4000 |
| (2015年2月25日) | 3,712 | 3,715 | 1.1872 | 1.1882 |
| 第29計算期間末 | 2 400 | 2 404 | 4 4755 | 4 4705 |
| (2015年8月25日) | 3,488 | 3,491 | 1.1755 | 1.1765 |
| 第30計算期間末 | 2 224 | 2 224 | 4 4707 | 4 4747 |
| (2016年2月25日) | 3,231 | 3,234 | 1.1737 | 1.1747 |
| 第31計算期間末 | 2.474 | 0.477 | 4 4705 | 4 4005 |
| (2016年8月25日) | 3,174 | 3,177 | 1.1795 | 1.1805 |
| 第32計算期間末 | 2 407 | 2 110 | 1 2050 | 1 2060 |
| (2017年2月27日) | 3,107 | 3,110 | 1.2059 | 1.2069 |
| 第33計算期間末 | 2 054 | 2.054 | 4 2220 | 1 2240 |
| (2017年8月25日) | 2,851 | 2,854 | 1.2230 | 1.2240 |
| 第34計算期間末 | 2,469 | 2,471 | 1.2462 | 1.2472 |
| (2018年2月26日) | 2,409 | 2,471 | 1.2402 | 1.2472 |
| 第35計算期間末 | 2,359 | 2 261 | 1.2366 | 1.2376 |
| (2018年8月27日) | 2,359 | 2,361 | 1.2300 | 1.2370 |
| 第36計算期間末 | 2 222 | 2 224 | 1.2147 | 1 2157 |
| (2019年2月25日) | 2,232 | 2,234 | 1.2147 | 1.2157 |
| 第37計算期間末 | 2,209 | 2,211 | 1.2297 | 1.2307 |
| (2019年8月26日) | 2,209 | 2,211 | 1.2297 | 1.2307 |
| 第38計算期間末 | 2 460 | 0.474 | 1 2556 | 1 2566 |
| (2020年2月25日) | 2,169 | 2,171 | 1.2556 | 1.2566 |
| 第39計算期間末 | 2 000 | 2.005 | 4 0577 | 4 0507 |
| (2020年8月25日) | 2,093 | 2,095 | 1.2577 | 1.2587 |
| 第40計算期間末 | 2 007 | 2.000 | 4 2040 | 4 2050 |
| (2021年2月25日) | 2,027 | 2,029 | 1.3049 | 1.3059 |
| 第41計算期間末 | 2.000 | 0.007 | 4 2070 | 4 2202 |
| (2021年8月25日) | 2,006 | 2,007 | 1.3272 | 1.3282 |

| | | | | 分田山首(四四汉其后 |
|--------------------------|-------|-------|--------|------------|
| 第42計算期間末 (2022年2月25日) | 1,906 | 1,908 | 1.2934 | 1.2944 |
| 第43計算期間末 | | | | |
| (2022年8月25日) | 1,877 | 1,879 | 1.2993 | 1.3003 |
| 2021年8月末日 | 2,014 | - | 1.3320 | - |
| 9月末日 | 2,008 | - | 1.3377 | - |
| 10月末日 | 2,013 | - | 1.3423 | - |
| 11月末日 | 1,994 | - | 1.3355 | - |
| 12月末日 | 1,993 | - | 1.3404 | - |
| 2022年1月末日 | 1,935 | - | 1.3124 | - |
| 2月末日 | 1,913 | - | 1.2975 | - |
| 3月末日 | 1,935 | - | 1.3126 | - |
| 4月末日 | 1,905 | - | 1.3006 | - |
| 5月末日 | 1,895 | - | 1.2989 | - |
| 6月末日 | 1,869 | - | 1.2833 | - |
| 7月末日 | 1,878 | - | 1.2985 | - |
| 8月末日 | 1,876 | - | 1.2974 | - |

バランス物語50(安定・成長型)

直近日(2022年8月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| <u> </u> | ・ 純資産総額 | (大) 「記げ昇朔間水にの1. ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 1 口当たりの | 1 口当たりの |
|--------------------------|---------|--|---|----------------|
| | (分配落) | (分配付) | ロヨたりの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・ ロヨたりの ・ 純資産額 |
| | (百万円) | (百万円) | (分配落)(円) | (分配付)(円) |
| | (4/3/3) | (17713) | ()) ()) | ())(1)) |
| 第24計算期间不 (2013年2月25日) | 2,595 | 2,601 | 0.9926 | 0.9946 |
| , | | | | |
| 第25計算期間末 (2013年8月26日) | 2,333 | 2,338 | 1.0718 | 1.0738 |
| <u> </u> | | | | |
| 第26計算期間末 | 1,899 | 1,903 | 1.1386 | 1.1406 |
| (2014年2月25日) | | | | |
| 第27計算期間末 | 1,763 | 1,767 | 1.1589 | 1.1609 |
| (2014年8月25日) | | | | |
| 第28計算期間末 | 1,731 | 1,734 | 1.2540 | 1.2560 |
| (2015年2月25日) | | | | |
| 第29計算期間末 | 1,546 | 1,548 | 1.2318 | 1.2338 |
| (2015年8月25日) | , | , | | |
| 第30計算期間末 | 1,408 | 1,411 | 1.1965 | 1.1985 |
| (2016年2月25日) | 1,100 | ., | 111000 | |
| 第31計算期間末 | 1,355 | 1,357 | 1.1969 | 1.1989 |
| (2016年8月25日) | 1,000 | 1,007 | 1.1303 | 1.1000 |
| 第32計算期間末 | 1,361 | 1,363 | 1.2666 | 1.2686 |
| (2017年2月27日) | 1,301 | 1,303 | 1.2000 | 1.2000 |
| 第33計算期間末 | 1,312 | 1,314 | 1.2981 | 1.3001 |
| (2017年8月25日) | 1,312 | 1,314 | 1.2901 | 1.3001 |
| 第34計算期間末 | 4 240 | 1 250 | 4 2450 | 1 2470 |
| (2018年2月26日) | 1,248 | 1,250 | 1.3459 | 1.3479 |
| 第35計算期間末 | 4 000 | 4.000 | 4 0005 | 4 0445 |
| (2018年8月27日) | 1,228 | 1,230 | 1.3395 | 1.3415 |
| 第36計算期間末 | 4 400 | 4 400 | 4 0004 | 4 0004 |
| (2019年2月25日) | 1,162 | 1,163 | 1.2904 | 1.2924 |

| | | | 1月1川証 | <u> </u> |
|--------------------------|-------|-------|--------|----------|
| 第37計算期間末 (2019年8月26日) | 1,115 | 1,117 | 1.2937 | 1.2957 |
| 第38計算期間末 (2020年2月25日) | 1,114 | 1,116 | 1.3637 | 1.3657 |
| 第39計算期間末 (2020年8月25日) | 1,081 | 1,083 | 1.3872 | 1.3892 |
| 第40計算期間末 (2021年2月25日) | 1,147 | 1,149 | 1.4895 | 1.4915 |
| 第41計算期間末 (2021年8月25日) | 1,165 | 1,167 | 1.5321 | 1.5341 |
| 第42計算期間末 (2022年2月25日) | 1,076 | 1,077 | 1.4875 | 1.4895 |
| 第43計算期間末 (2022年8月25日) | 1,094 | 1,095 | 1.5200 | 1.5220 |
| 2021年8月末日 | 1,173 | - | 1.5408 | - |
| 9月末日 | 1,173 | - | 1.5528 | - |
| 10月末日 | 1,168 | - | 1.5660 | - |
| 11月末日 | 1,137 | - | 1.5520 | - |
| 12月末日 | 1,138 | - | 1.5665 | - |
| 2022年1月末日 | 1,097 | - | 1.5179 | - |
| 2月末日 | 1,082 | - | 1.4944 | - |
| 3月末日 | 1,106 | - | 1.5307 | - |
| 4月末日 | 1,090 | - | 1.5097 | - |
| 5月末日 | 1,091 | - | 1.5093 | - |
| 6月末日 | 1,071 | - | 1.4874 | - |
| 7月末日 | 1,091 | - | 1.5137 | - |
| 8月末日 | 1,092 | - | 1.5156 | - |

バランス物語70(成長型)

直近日(2022年8月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額 (分配落) | 純資産総額 (分配付) | 1口当たりの 純資産額 | 1口当たりの 純資産額 |
|--------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| | (百万円) | (百万円) | (分配落)(円) | (分配付)(円) |
| 第24計算期間末 | 1,971 | 1,977 | 0.9512 | 0.9542 |
| (2013年2月25日) | 1,971 | 1,977 | 0.9312 | 0.9542 |
| 第25計算期間末 | 4 045 | 4 040 | 4 0550 | 4 0500 |
| (2013年8月26日) | 1,245 | 1,248 | 1.0559 | 1.0589 |
| 第26計算期間末 | 4 022 | 4 026 | 1.1418 | 1.1448 |
| (2014年2月25日) | 1,033 | 1,036 | 1.1410 | 1.1440 |
| 第27計算期間末 | 979 | 982 | 1.1670 | 1.1700 |
| (2014年8月25日) | 979 | 902 | 1.1670 | 1.1700 |
| 第28計算期間末 | 975 | 978 | 1.2958 | 1.2988 |
| (2015年2月25日) | 975 | 970 | 1.2936 | 1.2900 |
| 第29計算期間末 | 969 | 970 | 1 2614 | 1 2644 |
| (2015年8月25日) | 868 | 870 | 1.2614 | 1.2644 |
| 第30計算期間末 | 702 | 705 | 1 1007 | 1 2017 |
| (2016年2月25日) | 783 | 785 | 1.1987 | 1.2017 |
| 第31計算期間末 | 770 | 77.4 | 1 1026 | 1 1066 |
| (2016年8月25日) | 772 | 774 | 1.1936 | 1.1966 |

| | | | 有価証 | <u>券届出書(内国投資信</u> |
|--------------------------|------------|-----|------------------|-------------------|
| 第32計算期間末 (2017年2月27日) | 773 | 775 | 1.3045 | 1.3075 |
| 第33計算期間末 | 738 | 740 | 1.3494 | 1.3524 |
| (2017年8月25日) 第34計算期間末 | 713 | 714 | 1.4210 | 1.4240 |
| (2018年2月26日) | | | - | - |
| 第35計算期間末 (2018年8月27日) | 697 | 699 | 1.4190 | 1.4220 |
| 第36計算期間末 (2019年2月25日) | 649 | 650 | 1.3438 | 1.3468 |
| 第37計算期間末 (2019年8月26日) | 618 | 619 | 1.3325 | 1.3355 |
| 第38計算期間末 (2020年2月25日) | 631 | 632 | 1.4478 | 1.4508 |
| 第39計算期間末 (2020年8月25日) | 628 | 630 | 1.4889 | 1.4919 |
| 第40計算期間末 (2021年2月25日) | 652 | 653 | 1.6475 | 1.6505 |
| 第41計算期間末 (2021年8月25日) | 670 | 671 | 1.7132 | 1.7162 |
| 第42計算期間末 (2022年2月25日) | 638 | 639 | 1.6587 | 1.6617 |
| 第43計算期間末 (2022年8月25日) | 641 | 643 | 1.7231 | 1.7261 |
| 2021年8月末日 | 675 | - | 1.7263 | - |
| 9月末日 | 678 | - | 1.7455 | - |
| 10月末日 | 683 | - | 1.7697 | - |
| 11月末日 | 674 | - | 1.7475 | - |
| 12月末日 | 686 | - | 1.7736 | - |
| 2022年1月末日 | 654 | - | 1.7017 | - |
| 2月末日 | 642 | - | 1.6690 | - |
| 3月末日 | 662 | - | 1.7306 | - |
| 4月末日 | 649 | - | 1.6991 | - |
| 5月末日 | 647 | - | 1.7000 | - |
| 6月末日 | 621 | - | 1.6714 | - |
| 7月末日 | 636 640 | - | 1.7104 1.7157 | - |
| | 040 | _ | 1.7137 | ı - I |

【分配の推移】

バランス物語30(安定型)

| , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | |
|---------------------------------------|--------------|
| | 1口当たりの分配金(円) |
| 第24計算期間 | 0.0010 |
| 第25計算期間 | 0.0010 |
| 第26計算期間 | 0.0010 |
| 第27計算期間 | 0.0010 |
| 第28計算期間 | 0.0010 |
| 第29計算期間 | 0.0010 |
| 第30計算期間 | 0.0010 |
| 第31計算期間 | 0.0010 |
| | |

| | , |
|---------|--------|
| 第32計算期間 | 0.0010 |
| 第33計算期間 | 0.0010 |
| 第34計算期間 | 0.0010 |
| 第35計算期間 | 0.0010 |
| 第36計算期間 | 0.0010 |
| 第37計算期間 | 0.0010 |
| 第38計算期間 | 0.0010 |
| 第39計算期間 | 0.0010 |
| 第40計算期間 | 0.0010 |
| 第41計算期間 | 0.0010 |
| 第42計算期間 | 0.0010 |
| 第43計算期間 | 0.0010 |
| | |

バランス物語50(安定・成長型)

| | 4 T) |
|---------|--------------|
| | 1口当たりの分配金(円) |
| 第24計算期間 | 0.0020 |
| 第25計算期間 | 0.0020 |
| 第26計算期間 | 0.0020 |
| 第27計算期間 | 0.0020 |
| 第28計算期間 | 0.0020 |
| 第29計算期間 | 0.0020 |
| 第30計算期間 | 0.0020 |
| 第31計算期間 | 0.0020 |
| 第32計算期間 | 0.0020 |
| 第33計算期間 | 0.0020 |
| 第34計算期間 | 0.0020 |
| 第35計算期間 | 0.0020 |
| 第36計算期間 | 0.0020 |
| 第37計算期間 | 0.0020 |
| 第38計算期間 | 0.0020 |
| 第39計算期間 | 0.0020 |
| 第40計算期間 | 0.0020 |
| 第41計算期間 | 0.0020 |
| 第42計算期間 | 0.0020 |
| 第43計算期間 | 0.0020 |

バランス物語70(成長型)

| | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|--------------|
| 第24計算期間 | 0.0030 |
| 第25計算期間 | 0.0030 |
| 第26計算期間 | 0.0030 |
| 第27計算期間 | 0.0030 |
| 第28計算期間 | 0.0030 |
| 第29計算期間 | 0.0030 |
| 第30計算期間 | 0.0030 |
| 第31計算期間 | 0.0030 |
| 第32計算期間 | 0.0030 |
| 第33計算期間 | 0.0030 |
| 第34計算期間 | 0.0030 |
| 第35計算期間 | 0.0030 |

| 第36計算期間 | 0.0030 |
|---------|--------|
| 第37計算期間 | 0.0030 |
| 第38計算期間 | 0.0030 |
| 第39計算期間 | 0.0030 |
| 第40計算期間 | 0.0030 |
| 第41計算期間 | 0.0030 |
| 第42計算期間 | 0.0030 |
| 第43計算期間 | 0.0030 |
| | |

【収益率の推移】

バランス物語30(安定型)

| | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第24計算期間 | 8.6 |
| 第25計算期間 | 4.8 |
| 第26計算期間 | 4.4 |
| 第27計算期間 | 1.4 |
| 第28計算期間 | 5.2 |
| 第29計算期間 | 0.9 |
| 第30計算期間 | 0.1 |
| 第31計算期間 | 0.6 |
| 第32計算期間 | 2.3 |
| 第33計算期間 | 1.5 |
| 第34計算期間 | 2.0 |
| 第35計算期間 | 0.7 |
| 第36計算期間 | 1.7 |
| 第37計算期間 | 1.3 |
| 第38計算期間 | 2.2 |
| 第39計算期間 | 0.2 |
| 第40計算期間 | 3.8 |
| 第41計算期間 | 1.8 |
| 第42計算期間 | 2.5 |
| 第43計算期間 | 0.5 |

(注)収益率は期間騰落率です。

バランス物語50(安定・成長型)

| | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第24計算期間 | 14.8 |
| 第25計算期間 | 8.2 |
| 第26計算期間 | 6.4 |
| 第27計算期間 | 2.0 |
| 第28計算期間 | 8.4 |
| 第29計算期間 | 1.6 |
| 第30計算期間 | 2.7 |
| 第31計算期間 | 0.2 |
| 第32計算期間 | 6.0 |
| 第33計算期間 | 2.6 |
| 第34計算期間 | 3.8 |
| 第35計算期間 | 0.3 |
| 第36計算期間 | 3.5 |
| 第37計算期間 | 0.4 |

| 第38計算期間 | 5.6 |
|---------|-----|
| 第39計算期間 | 1.9 |
| 第40計算期間 | 7.5 |
| 第41計算期間 | 3.0 |
| 第42計算期間 | 2.8 |
| 第43計算期間 | 2.3 |

(注)収益率は期間騰落率です。

バランス物語70(成長型)

| | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第24計算期間 | 20.7 |
| 第25計算期間 | 11.3 |
| 第26計算期間 | 8.4 |
| 第27計算期間 | 2.5 |
| 第28計算期間 | 11.3 |
| 第29計算期間 | 2.4 |
| 第30計算期間 | 4.7 |
| 第31計算期間 | 0.2 |
| 第32計算期間 | 9.5 |
| 第33計算期間 | 3.7 |
| 第34計算期間 | 5.5 |
| 第35計算期間 | 0.1 |
| 第36計算期間 | 5.1 |
| 第37計算期間 | 0.6 |
| 第38計算期間 | 8.9 |
| 第39計算期間 | 3.0 |
| 第40計算期間 | 10.9 |
| 第41計算期間 | 4.2 |
| 第42計算期間 | 3.0 |
| 第43計算期間 | 4.1 |

(注)収益率は期間騰落率です。

(4)【設定及び解約の実績】

バランス物語30(安定型)

| | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|------------|-------------|
| 第24計算期間 | 20,892,800 | 724,245,387 |
| 第25計算期間 | 18,759,515 | 656,132,537 |
| 第26計算期間 | 28,695,833 | 792,024,838 |
| 第27計算期間 | 10,729,914 | 212,639,183 |
| 第28計算期間 | 11,580,908 | 194,166,543 |
| 第29計算期間 | 12,247,243 | 171,546,907 |
| 第30計算期間 | 10,441,382 | 224,677,722 |
| 第31計算期間 | 9,942,867 | 72,002,586 |
| 第32計算期間 | 9,698,496 | 123,820,961 |
| 第33計算期間 | 8,247,072 | 253,582,544 |
| 第34計算期間 | 7,364,961 | 357,176,906 |
| 第35計算期間 | 7,682,390 | 81,303,966 |
| 第36計算期間 | 7,055,623 | 77,193,661 |
| 第37計算期間 | 6,438,338 | 47,708,006 |
| 第38計算期間 | 6,210,557 | 75,069,456 |

| 第39計算期間 | 6,185,523 | 69,530,341 |
|---------|-----------|-------------|
| 第40計算期間 | 5,624,351 | 116,646,987 |
| 第41計算期間 | 5,318,543 | 47,522,885 |
| 第42計算期間 | 5,044,025 | 42,191,184 |
| 第43計算期間 | 5,190,576 | 34,180,804 |

⁽注)本邦外における設定及び解約はありません。

バランス物語50(安定・成長型)

| | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|------------|-------------|
| 第24計算期間 | 23,083,720 | 445,107,452 |
| 第25計算期間 | 19,890,013 | 457,524,002 |
| 第26計算期間 | 15,171,242 | 524,354,069 |
| 第27計算期間 | 11,540,118 | 157,905,728 |
| 第28計算期間 | 15,056,325 | 156,245,612 |
| 第29計算期間 | 11,523,560 | 137,015,957 |
| 第30計算期間 | 9,166,656 | 87,144,799 |
| 第31計算期間 | 8,080,417 | 53,037,312 |
| 第32計算期間 | 7,980,600 | 65,718,684 |
| 第33計算期間 | 7,734,798 | 71,169,391 |
| 第34計算期間 | 7,038,950 | 90,338,180 |
| 第35計算期間 | 6,523,843 | 17,334,520 |
| 第36計算期間 | 6,619,591 | 23,230,767 |
| 第37計算期間 | 7,390,240 | 45,695,256 |
| 第38計算期間 | 5,560,495 | 50,323,112 |
| 第39計算期間 | 5,559,649 | 43,378,098 |
| 第40計算期間 | 5,214,008 | 14,331,922 |
| 第41計算期間 | 5,139,201 | 14,752,764 |
| 第42計算期間 | 4,719,663 | 42,163,334 |
| 第43計算期間 | 4,426,023 | 7,980,779 |

⁽注)本邦外における設定及び解約はありません。

バランス物語70(成長型)

| | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|------------|-------------|
| 第24計算期間 | 20,138,195 | 267,939,921 |
| 第25計算期間 | 14,067,699 | 907,462,285 |
| 第26計算期間 | 10,878,686 | 284,917,088 |
| 第27計算期間 | 9,733,403 | 75,617,076 |
| 第28計算期間 | 9,372,021 | 95,660,034 |
| 第29計算期間 | 9,502,794 | 74,312,020 |
| 第30計算期間 | 11,201,078 | 45,919,897 |
| 第31計算期間 | 8,864,487 | 15,108,743 |
| 第32計算期間 | 7,827,006 | 61,897,020 |
| 第33計算期間 | 7,376,549 | 53,317,131 |
| 第34計算期間 | 6,773,946 | 52,298,052 |
| 第35計算期間 | 6,136,044 | 16,303,660 |
| 第36計算期間 | 7,419,174 | 15,941,567 |
| 第37計算期間 | 5,989,751 | 25,139,756 |
| 第38計算期間 | 5,383,090 | 33,135,055 |
| 第39計算期間 | 5,279,587 | 19,098,861 |
| 第40計算期間 | 3,848,660 | 30,066,242 |

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

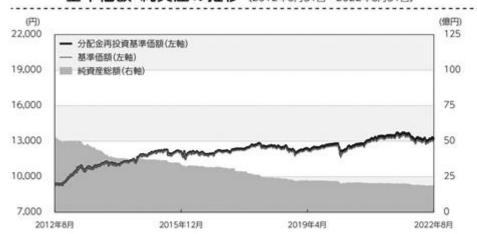
| 第41計算期間 | 3,698,293 | 8,355,404 |
|---------|-----------|------------|
| 第42計算期間 | 3,581,780 | 10,424,678 |
| 第43計算期間 | 3,297,216 | 15,395,670 |

(注)本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2022年8月31日

バランス物語30(安定型)

基準価額・純資産の推移 (2012年8月31日~2022年8月31日)



分配の推移(税引前)

| 2020年 8月 | 10円 |
|----------|------|
| 2021年 2月 | 10円 |
| 2021年 8月 | 10円 |
| 2022年 2月 | 10円 |
| 2022年 8月 | 10円 |
| 設定来累計 | 885円 |

※分配金は1万口当たりです。

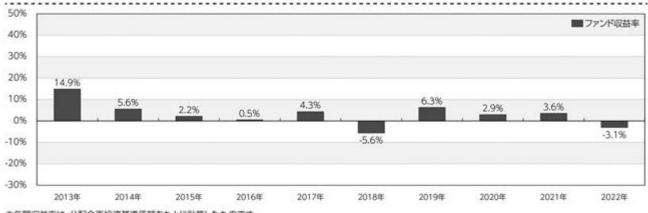
- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2000年12月27日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|---------------------------------|-------|
| 1 | DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド | 65.11 |
| 2 | DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド | 19.81 |
| 3 | DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド | 8.40 |
| 4 | DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド | 5.22 |

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
- ※2022年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2022年8月31日

バランス物語50(安定・成長型)

基準価額・純資産の推移 (2012年8月31日~2022年8月31日)



分配の推移(税引前)

| 2021年 8月 | 20円 |
|----------|-----|
| 2021年 0月 | 20円 |
| 2022年 2月 | 20円 |

※分配金は1万口当たりです。

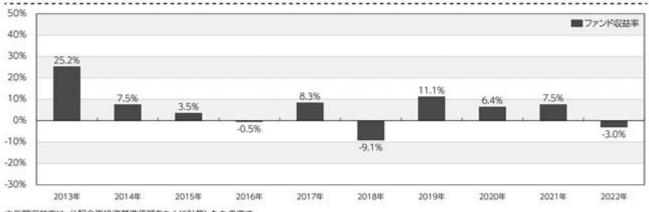
- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2000年12月27日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|---------------------------------|-------|
| 1 | DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド | 42.21 |
| 2 | DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド | 31.11 |
| 3 | DLインターナショナル・ポンド・オープン・マザーファンド | 12.51 |
| 4 | DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド | 12.30 |

年間収益率の推移(暦年ベース)

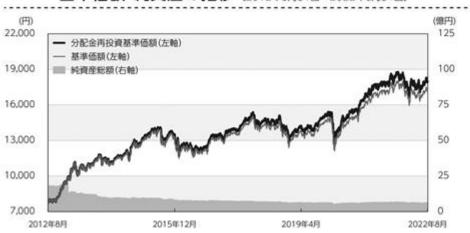


- ※年間収益率は、分配金両投資基準価額をもとに計算したものです。
- ※2022年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) データの基準日:2022年8月31日

パランス物語70(成長型)

基準価額・純資産の推移 (2012年8月31日~2022年8月31日)



分配の推移(税引前)

| 2020年 8月 | 30円 |
|----------|--------|
| 2021年 2月 | 30円 |
| 2021年 8月 | 30円 |
| 2022年 2月 | 30円 |
| 2022年 8月 | 30円 |
| 設定来累計 | 1,630円 |
| | |

※分配金は1万口当たりです。

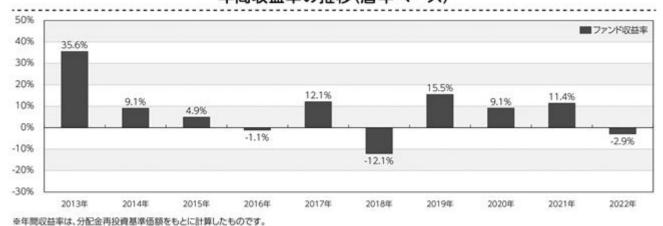
- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配会再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2000年12月27日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|---------------------------------|-------|
| 1 | DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド | 41.55 |
| 2 | DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド | 21.02 |
| 3 | DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド | 19.11 |
| 4 | DLインターナショナル・ポンド・オープン・マザーファンド | 16.17 |

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

※2022年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

データの基準日:2022年8月31日

主要な資産の状況

■DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|----|-------------------|----|------|-------|-------|
| 1 | トヨタ自動車 | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 3.83 |
| 2 | ソニーグループ | 株式 | 日本 | 電気機器 | 3.62 |
| 3 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 株式 | 日本 | 銀行業 | 2.76 |
| 4 | 三井住友フィナンシャルグループ | 株式 | 日本 | 銀行業 | 2.57 |
| 5 | 日立製作所 | 株式 | 日本 | 電気機器 | 2.50 |

■DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|----|------------------|------|------|-------|-----------|-------|
| 1 | 367回 利付国庫債券(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.2 | 2032/6/20 | 11.25 |
| 2 | 152回 利付国庫債券(5年) | 国債証券 | 日本 | 0.1 | 2027/3/20 | 4.07 |
| 3 | 154回 利付国庫債券(20年) | 国債証券 | 日本 | 1.2 | 2035/9/20 | 2.84 |
| 4 | 33回 利付国庫債券(30年) | 国債証券 | 日本 | 2 | 2040/9/20 | 2.83 |
| 5 | 362回 利付国庫債券(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.1 | 2031/3/20 | 2.52 |

■DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|----|------------------------|----|------|----------------|-------|
| 1 | MICROSOFT CORP | 株式 | アメリカ | ソフトウェア | 4.50 |
| 2 | APPLE INC | 株式 | アメリカ | コンピュータ・周辺機器 | 3.70 |
| 3 | JOHNSON & JOHNSON | 株式 | アメリカ | 医薬品 | 2.98 |
| 4 | COSTCO WHOLESALE CORP | 株式 | アメリカ | 食品・生活必需品小売り | 2.96 |
| 5 | MCDONALD'S CORPORATION | 株式 | アメリカ | ホテル・レストラン・レジャー | 2.91 |

■DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|----|-------------------------|------|------|-------|-----------|-------|
| 1 | US T N/B 1.625 05/15/31 | 国債証券 | アメリカ | 1.625 | 2031/5/15 | 10.45 |
| 2 | US T N/B 1.5 08/15/26 | 国債証券 | アメリカ | 1.5 | 2026/8/15 | 7.08 |
| 3 | US T N/B 2.0 08/15/25 | 国債証券 | アメリカ | 2 | 2025/8/15 | 6.32 |
| 4 | US T N/B 2.25 08/15/27 | 国債証券 | アメリカ | 2.25 | 2027/8/15 | 5.56 |
| 5 | US T N/B 2.375 05/15/29 | 国債証券 | アメリカ | 2.375 | 2029/5/15 | 5.54 |

[○]掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

[○]委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「一般コース」と、収益分配金を 無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」を取得申 込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配 金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入 (積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせ下さい。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の中止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消す ことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額(発行価格)は、お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の 受益権総口数で除した価額をいいます。(但し、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示す ることがあります。)

スイッチングによりお申込みをする場合の取得価額は、お申込日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合およびスイッチングによるお申 込みの場合には、1口単位となります。

当初元本は1口当たり1円です。

・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%(税抜2.0%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合には、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

スイッチングによるお申込みの場合には、お申込手数料はかかりません。ただし、解約と同様の 税金がかかる場合がありますのでご留意ください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

2【換金(解約)手続等】

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約 の請求をすることができます。

受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に 係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口 数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の中止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。
- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において お支払いします。
- ・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。 各ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券 を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資 産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

| 投資対象 | 評価方法 | | | |
|------------|----------------------------------|--|--|--|
| マザーファンド | 計算日の基準価額 | | | |
| 受益証券 | | | | |
| 株式 | 計算日 における金融商品取引所等の最終相場 | | | |
| 公社債等 | 計算日 における以下のいずれかの価額 | | | |
| | ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) | | | |
| | ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きま | | | |
| | す。) | | | |
| | ・価格情報会社の提供する価額 | | | |
| 外貨建資産の円換算 | 計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値 | | | |
| 外国為替予約の円換算 | 計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値 | | | |

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額(1万口当たり)は、委託会社の毎営業日、委託会社にて計算されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は2000年12月27日から原則として無期限です。ただし、下記(5)イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

- a. 計算期間は原則として毎年2月26日から8月25日まで、8月26日から翌年2月25日とします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始 されるものとします。

(5)【その他】

イ.償還規定

- a.委託会社は、各ファンドにつき、信託契約を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c.委託会社は、上記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、 その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、こ の信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いませ ん。
- d.委託会社は上記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e.上記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f.委託会社は、上記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- g.上記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約 に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記 「ロ.信託 約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続し ます。
- j.受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の 解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場 合、委託会社は下記 「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託 会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させま す。
- k.上記d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己 に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求 権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

口.信託約款の変更

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しよ うとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c.委託会社は上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d.上記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e.委託会社は、上記d.の規定により、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f.委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からe.の規定に従い信託約款を変更します。
- g.上記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己 に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求 権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

八.関係法人との契約の更改

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該 契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自 動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに 掲載します。(URL http://www.am-one.co.jp/)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公 告は、日本経済新聞に掲載して行います。

木.運用報告書

- ・委託会社は、毎年2月25日、8月25日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から 運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL http://www.am-one.co.jp/)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は 受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付しま す。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再 投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第3【ファンドの経理状況】

バランス物語30(安定型) バランス物語50(安定・成長型) バランス物語70(成長型)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期計算期間(2022年2月26日から2022年8月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【バランス物語30(安定型)】

(1)【貸借対照表】

| | 第42期 2022年2月25日現在 | 第43期 2022年8月25日現在 |
|----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 47,201,367 | 43,701,468 |
| 親投資信託受益証券 | 1,877,936,237 | 1,851,404,033 |
| 流動資産合計 | 1,925,137,604 | 1,895,105,501 |
| 資産合計 | 1,925,137,604 | 1,895,105,501 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,474,387 | 1,445,397 |
| 未払解約金 | 57,261 | 140,817 |
| 未払受託者報酬 | 1,105,114 | 1,032,338 |
| 未払委託者報酬 | 15,472,196 | 14,453,269 |
| その他未払費用 | 39,251 | 36,666 |
| 流動負債合計 | 18,148,209 | 17,108,487 |
| 負債合計 | 18,148,209 | 17,108,487 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,474,387,958 | 1,445,397,730 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 432,601,437 | 432,599,284 |
| (分配準備積立金) | 470,219,550 | 462,015,153 |
| 元本等合計 | 1,906,989,395 | 1,877,997,014 |
| 純資産合計 | 1,906,989,395 | 1,877,997,014 |
| 負債純資産合計 | 1,925,137,604 | 1,895,105,501 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

| 営業収益合計 31,522,629 25,467,75 営業費用 2,095 2,11 受託者報酬 1,105,114 1,032,33 委託者報酬 15,472,196 14,453,26 その他費用 39,251 36,66 営業費用合計 16,618,656 15,524,38 営業利益又は営業損失() 48,141,285 9,943,44 経常利益又は経常損失() 48,141,285 9,943,44 当期純利益又は当期純損失() 48,141,285 9,943,44 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 303,689 3,15 期自剰余金又は期首欠損金() 494,649,856 432,601,43 東余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 | | | (十四:11) |
|--|------------------------|--------------|--------------|
| 有価証券売買等損益 31,522,629 25,467,75 営業収益合計 31,522,629 25,467,75 営業費用 支払利息 2,095 2,11 受託者報酬 1,105,114 1,032,33 委託者報酬 15,472,196 14,453,26 その他費用 39,251 36,66 営業費用合計 16,618,656 15,524,38 営業利益又は営業損失() 48,141,285 9,943,45 経常利益又は経常損失() 48,141,285 9,943,45 当期純利益又は当期純損失() 48,141,285 9,943,45 | | 自 2021年8月26日 | 自 2022年2月26日 |
| 営業収益合計 31,522,629 25,467,75 営業費用 2,095 2,11 受託者報酬 1,105,114 1,032,33 委託者報酬 15,472,196 14,453,26 その他費用 39,251 36,66 営業費用合計 16,618,656 15,524,36 営業利益又は営業損失() 48,141,285 9,943,44 経常利益又は経常損失() 48,141,285 9,943,44 当期純利益又は当期純損失() 48,141,285 9,943,44 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 303,689 3,15 期首剰余金又は期首欠損金() 494,649,856 432,601,43 剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 | | | |
| 営業費用 2,095 2,11 受託者報酬 1,105,114 1,032,33 委託者報酬 15,472,196 14,453,26 その他費用 39,251 36,66 営業費用合計 16,618,656 15,524,36 営業利益又は営業損失() 48,141,285 9,943,47 経常利益又は経常損失() 48,141,285 9,943,47 当期純利益又は当期純損失() 48,141,285 9,943,47 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 303,689 3,16 期首剰余金又は期首欠損金() 494,649,856 432,601,43 剩余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,26 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,26 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,26 | 有価証券売買等損益 | 31,522,629 | 25,467,796 |
| 支払利息2,0952,11受託者報酬1,105,1141,032,33委託者報酬15,472,19614,453,26その他費用39,25136,66営業費用合計16,618,65615,524,38営業利益又は営業損失()48,141,2859,943,41経常利益又は経常損失()48,141,2859,943,41当期純利益又は当期純損失()48,141,2859,943,41一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()303,6893,18期首剰余金又は期首欠損金()494,649,856432,601,43利余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28 | 二 営業収益合計 | 31,522,629 | 25,467,796 |
| 受託者報酬 1,105,114 1,032,33 | 三世 三世 三世 | | |
| 委託者報酬 15,472,196 14,453,26 その他費用 39,251 36,66 営業費用合計 16,618,656 15,524,38 営業利益又は営業損失() 48,141,285 9,943,44 経常利益又は経常損失() 48,141,285 9,943,44 当期純利益又は当期純損失() 48,141,285 9,943,44 小部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 303,689 3,16 対策主義・公は期首欠損金() 494,649,856 432,601,45 利余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 対策 1,678,511 1,678,511 1,532,28 対策 1,678,511 1,532,28 | 支払利息 | 2,095 | 2,111 |
| その他費用 営業費用合計39,25136,66営業利益又は営業損失()48,141,2859,943,44経常利益又は経常損失()48,141,2859,943,44当期純利益又は当期純損失()48,141,2859,943,44一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()303,6893,18期首剰余金又は期首欠損金()494,649,856432,601,43剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28 | 受託者報酬 | 1,105,114 | 1,032,338 |
| 営業費用合計16,618,65615,524,38営業利益又は営業損失()48,141,2859,943,41経常利益又は経常損失()48,141,2859,943,41当期純利益又は当期純損失()48,141,2859,943,41一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()303,6893,16期首剰余金又は期首欠損金()494,649,856432,601,43剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28 | 委託者報酬 | 15,472,196 | 14,453,269 |
| 営業利益又は営業損失()48,141,2859,943,47経常利益又は経常損失()48,141,2859,943,47当期純利益又は当期純損失()48,141,2859,943,47一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()303,6893,18期首剰余金又は期首欠損金()494,649,856432,601,43剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額-割期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28 | その他費用 | 39,251 | 36,666 |
| 経常利益又は経常損失() 48,141,285 9,943,44 当期純利益又は当期純損失() 48,141,285 9,943,44 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額() 303,689 3,18 約に伴う当期純損失金額の分配額() 494,649,856 432,601,43 剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 1,678,511 1,532,28 | 営業費用合計 | 16,618,656 | 15,524,384 |
| 当期純利益又は当期純損失()48,141,2859,943,47一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()303,6893,16期首剰余金又は期首欠損金()494,649,856432,601,43剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額5当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28 | 営業利益又は営業損失() | 48,141,285 | 9,943,412 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()303,6893,18約に伴う当期純損失金額の分配額()494,649,856432,601,43剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額-額当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,28 | | 48,141,285 | 9,943,412 |
| 約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金() 494,649,856 432,601,43 剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 - 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 1,678,511 1,532,28 | 当期純利益又は当期純損失() | 48,141,285 | 9,943,412 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() 494,649,856 432,601,45 剰余金増加額又は欠損金減少額 1,678,511 1,532,28 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 1,678,511 1,532,28 | | 303,689 | 3,153 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額額当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額1,678,5111,532,281,678,5111,532,28 | | 494.649.856 | 432.601.437 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 1,678,511 1,532,28 | | | 1,532,287 |
| 額 1,6/8,511 1,532,28 | 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 | - | - |
| | | 1,678,511 | 1,532,287 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 13,807,569 10,029,30 | 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 13,807,569 | 10,029,302 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 13,807,569 10,029,30 | | 13,807,569 | 10,029,302 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | | - | - |
| 分配金 1,474,387 1,445,38 | 分配金 | 1,474,387 | 1,445,397 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() 432,601,437 432,599,28 | 期末剰余金又は期末欠損金() | 432,601,437 | 432,599,284 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | | 第43期 | |
|----|-----------------|-----------------------------------|--|
| | 項目 | 自 2022年2月26日 | |
| | | 至 2022年8月25日 | |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 | |
| | | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ | |
| | | たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 第42期 | 第43期 | |
|----|-----------|----------------|----------------|--|
| | | 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 | |
| 1. | 期首元本額 | 1,511,535,117円 | 1,474,387,958円 | |
| | 期中追加設定元本額 | 5,044,025円 | 5,190,576円 | |
| | 期中一部解約元本額 | 42,191,184円 | 34,180,804円 | |
| 2. | 受益権の総数 | 1,474,387,958 | 1,445,397,730□ | |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | 第42期 | 第43期 |
|-------------|------------------------|------------------------|
| 項目 | 自 2021年8月26日 | 自 2022年2月26日 |
| | 至 2022年2月25日 | 至 2022年8月25日 |
| 1. 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配 | 計算期間末における費用控除後の配 |
| | 当等収益(0円)、費用控除後、繰越 | 当等収益(4,118,441円)、費用控除 |
| | 欠損金を補填した有価証券売買等損 | 後、繰越欠損金を補填した有価証券 |
| | 益(0円)、信託約款に規定される収 | 売買等損益(0円)、信託約款に規定 |
| | 益調整金(34,932,675円)及び分配 | される収益調整金(35,882,765円) |
| | 準備積立金(471,693,937円)より分 | 及び分配準備積立金(459,342,109 |
| | 配対象収益は506,626,612円(1万口 | 円)より分配対象収益は499,343,315 |
| | 当たり3,436.18円)であり、うち | 円(1万口当たり3,454.71円)であ |
| | 1,474,387円(1万口当たり10円)を | り、うち1,445,397円(1万口当たり |
| | 分配金額としております。 | 10円)を分配金額としております。 |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| | 第42期 | 第43期 |
|-----------------|------------------|--------------|
| 項目 | 自 2021年8月26日 | 自 2022年2月26日 |
| | 至 2022年2月25日 | 至 2022年8月25日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であ | 同左 |
| | り、信託約款に規定する「運用の基 | |
| | 本方針」に従い、有価証券等の金融 | |
| | 商品に対して投資として運用するこ | |
| | とを目的としております。 | |
| | | |

| | | | 有伽証芬油出書(內国投資信 |
|-----------------|------------------|--|--|
| 金融商品の内容及び当該金融商品 | 当ファンドが保有する金融商品の種 | 同左 | |
| に係るリスク | 類は、有価証券、コール・ローン等 | | |
| | の金銭債権及び金銭債務でありま | | |
| | す。当ファンドが保有する有価証券 | | |
| | の詳細は「附属明細表」に記載して | | |
| | おります。これらは、市場リスク | | |
| | (価格変動リスク、為替変動リス | | |
| | ク、金利変動リスク)、信用リス | | |
| | ク、及び流動性リスクを有しており | | |
| | ます。 | | |
| | | | |
| 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプラ | 同左 | |
| | イアンス・リスク管理担当部署が、 | | |
| | 運用リスクを把握、管理し、その結 | | |
| | 果に基づき運用担当部署へ対応の指 | | |
| | 示等を行うことにより、適切な管理 | | |
| | を行います。運用評価委員会等はこ | | |
| | れらの運用リスク管理状況の報告を | | |
| | 受け、総合的な見地から運用状況全 | | |
| | 般の管理を行います。 | | |
| | に係るリスク | に係るリスク 類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 ・ 金融商品に係るリスク管理体制 ・ 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全 | (係るリスク 類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 連用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全 |

2.金融商品の時価等に関する事項

| | | 第42期 | 第43期 |
|----|-------------------------|---|--|
| | 項目 | 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 |
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及びその 差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、 貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. | 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左 |
| 3. | 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

売買目的有価証券

| | 第42期 | 第43期 |
|-----------|--------------|--------------|
| | 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 |
| 種類 | 当期の | 当期の |
| | 損益に含まれた | 損益に含まれた |
| | 評価差額(円) | 評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 34,303,685 | 24,094,928 |
| 合計 | 34,303,685 | 24,094,928 |

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 第42期 | 第43期 |
|--------------|--------------|--------------|
| | 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 |
| 1口当たり純資産額 | 1.2934円 | 1.2993円 |
| (1万口当たり純資産額) | (12,934円) | (12,993円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2022年8月25日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------------|------------------|-------------|---------------|------|
| 作里 天只 | 並有作为 | (円) | (円) | 1佣1号 |
| 親投資信託受益証券 | DLジャパン・アクティブ・ | 00 420 440 | 272 222 000 | |
| | オープン・マザーファンド | 99,430,440 | 373,222,099 | |
| | D L ジャパン・ボンド・オープ | 775 757 160 | 1 222 205 449 | |
| | ン・マザーファンド | 775,757,168 | 1,222,205,418 | |
| | DLインターナショナル・ハイ | | | |
| | ブリッド・オープン・マザー | 20,692,160 | 99,885,194 | |
| | ファンド | | | |
| | D L インターナショナル・ボン | 57,604,651 | 156,091,322 | |
| | ド・オープン・マザーファンド | 57,604,651 | 150,091,522 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | 953,484,419 | 1,851,404,033 | |
| 合計 | | _ | 1,851,404,033 | |

⁽注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【バランス物語50(安定・成長型)】

(1)【貸借対照表】

| | 第42期 2022年2月25日現在 | 第43期 2022年8月25日現在 |
|----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 30,059,515 | 29,649,879 |
| 親投資信託受益証券 | 1,057,113,610 | 1,074,953,669 |
| 流動資産合計 | 1,087,173,125 | 1,104,603,548 |
| 資産合計 | 1,087,173,125 | 1,104,603,548 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,446,983 | 1,439,873 |
| 未払解約金 | 1,131 | 101 |
| 未払受託者報酬 | 635,407 | 591,517 |
| 未払委託者報酬 | 8,896,391 | 8,281,882 |
| その他未払費用 | 22,528 | 20,980 |
| 流動負債合計 | 11,002,440 | 10,334,353 |
| 負債合計 | 11,002,440 | 10,334,353 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 723,491,620 | 719,936,864 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 352,679,065 | 374,332,331 |
| (分配準備積立金) | 361,812,509 | 362,469,087 |
| 元本等合計 | 1,076,170,685 | 1,094,269,195 |
| 純資産合計 | 1,076,170,685 | 1,094,269,195 |
| 負債純資産合計 | 1,087,173,125 | 1,104,603,548 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

| | | (十位・门) |
|-----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 第42期 自 2021年8月26日 至 2022年2月25日 | 第43期 自 2022年2月26日 至 2022年8月25日 |
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 20,104,959 | 33,840,059 |
| 一 営業収益合計 | 20,104,959 | 33,840,059 |
| 三 営業費用 | | |
| 支払利息 | 1,256 | 1,095 |
| 受託者報酬 | 635,407 | 591,517 |
| 委託者報酬 | 8,896,391 | 8,281,882 |
| その他費用 | 22,528 | 20,980 |
| 営業費用合計 | 9,555,582 | 8,895,474 |
| 営業利益又は営業損失() | 29,660,541 | 24,944,585 |
| 経常利益又は経常損失() | 29,660,541 | 24,944,585 |
| 当期純利益又は当期純損失 () | 29,660,541 | 24,944,585 |
| | 1,227,745 | 170,996 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 404,871,245 | 352,679,065 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,578,992 | 2,210,176 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 2,578,992 | 2,210,176 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 22,435,903 | 3,890,626 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 22,435,903 | 3,890,626 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | 1,446,983 | 1,439,873 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 352,679,065 | 374,332,331 |
| _ | | |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | | 第43期 | |
|-------|----------------|-----------------------------------|--|
| | 項目 | 自 2022年2月26日 | |
| | | 至 2022年8月25日 | |
| 1. 有信 | ■証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 | |
| | | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ | |
| | | たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 第42期 | 第43期 |
|----|-----------|--------------|--------------|
| | | 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 |
| 1. | 期首元本額 | 760,935,291円 | 723,491,620円 |
| | 期中追加設定元本額 | 4,719,663円 | 4,426,023円 |
| | 期中一部解約元本額 | 42,163,334円 | 7,980,779円 |
| | | | |
| 2. | 受益権の総数 | 723,491,620□ | 719,936,864□ |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | 第42期 | 第43期 |
|-------------|------------------------|------------------------|
| | | |
| 項目 | 自 2021年8月26日 | 自 2022年2月26日 |
| | 至 2022年2月25日 | 至 2022年8月25日 |
| 1. 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配 | 計算期間末における費用控除後の配 |
| | 当等収益(0円)、費用控除後、繰越 | 当等収益(6,073,345円)、費用控除 |
| | 欠損金を補填した有価証券売買等損 | 後、繰越欠損金を補填した有価証券 |
| | 益(0円)、信託約款に規定される収 | 売買等損益(0円)、信託約款に規定 |
| | 益調整金(62,244,572円)及び分配 | される収益調整金(64,145,487円) |
| | 準備積立金(363,259,492円)より分 | 及び分配準備積立金(357,835,615 |
| | 配対象収益は425,504,064円(1万口 | 円)より分配対象収益は428,054,447 |
| | 当たり5,881.25円)であり、うち | 円(1万口当たり5,945.72円)であ |
| | 1,446,983円(1万口当たり20円)を | り、うち1,439,873円(1万口当たり |
| | 分配金額としております。 | 20円)を分配金額としております。 |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| | 第42期 | 第43期 |
|-----------------|------------------|--------------|
| 項目 | 自 2021年8月26日 | 自 2022年2月26日 |
| | 至 2022年2月25日 | 至 2022年8月25日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であ | 同左 |
| | り、信託約款に規定する「運用の基 | |
| | 本方針」に従い、有価証券等の金融 | |
| | 商品に対して投資として運用するこ | |
| | とを目的としております。 | |
| | | |

| | | | | 有個証券油出書(內国投資信 |
|----|-----------------|-------------------------|----|---------------|
| 2. | 金融商品の内容及び当該金融商品 | 当ファンドが保有する金融商品の種 | 同左 | |
| | に係るリスク | 類は、有価証券、コール・ローン等 | | |
| | | の金銭債権及び金銭債務でありま | | |
| | | す。当ファンドが保有する有価証券 | | |
| | | の詳細は「附属明細表」に記載して | | |
| | | おります。これらは、市場リスク | | |
| | | (価格変動リスク、為替変動リス | | |
| | | ク、金利変動リスク)、信用リス | | |
| | | ク、及び流動性リスクを有しており | | |
| | | ます。 | | |
| | | | | |
| 3. | 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプラ | 同左 | |
| | | イアンス・リスク管理担当部署が、 | | |
| | | 運用リスクを把握、管理し、その結 | | |
| | | 果に基づき運用担当部署へ対応の指 | | |
| | | │ │ 示等を行うことにより、適切な管理 | | |
| | | を行います。運用評価委員会等はこ | | |
| | | ┃ ┃ れらの運用リスク管理状況の報告を | | |
| | | │ │ 受け、総合的な見地から運用状況全 | | |
| | | 般の管理を行います。 | | |
| | | | | |

2.金融商品の時価等に関する事項

| | | 第42期 | 第43期 |
|----|-------------------------|--|--|
| | 項目 | 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 |
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及びその 差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、 貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. | 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品上記以外の金融商品しコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左 |
| 3. | 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 金融商品の時価の算定においては一 定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもありま す。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| | 第42期 | 第43期 | |
|-----------|--------------|--------------|--|
| | 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 | |
| 種類 | 当期の | 当期の | |
| | 損益に含まれた | 損益に含まれた | |
| | 評価差額(円) | 評価差額(円) | |
| 親投資信託受益証券 | 22,921,411 | 32,713,364 | |
| 合計 | 22,921,411 | 32,713,364 | |

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 第42期 | 第43期 |
|--------------|--------------|--------------|
| | 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 |
| 1口当たり純資産額 | 1.4875円 | 1.5200円 |
| (1万口当たり純資産額) | (14,875円) | (15,200円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2022年8月25日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|------------------|-------------|---------------|----|
| 作里犬貝 | 並行行 | (円) | (円) | 佣气 |
| 親投資信託受益証券 | DLジャパン・アクティブ・ | 00 010 690 | 244 242 220 | |
| | オープン・マザーファンド | 90,910,680 | 341,242,328 | |
| | D L ジャパン・ボンド・オープ | 202 770 520 | 404 070 500 | |
| | ン・マザーファンド | 292,778,536 | 461,272,583 | |
| | D L インターナショナル・ハイ | | | |
| | ブリッド・オープン・マザー | 28,393,738 | 137,062,252 | |
| | ファンド | | | |
| | D L インターナショナル・ボン | 49,959,961 | 135,376,506 | |
| | ド・オープン・マザーファンド | 49,959,961 | 135,376,506 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | 462,042,915 | 1,074,953,669 | |
| 合計 | | | 1,074,953,669 | |

⁽注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【バランス物語70(成長型)】

(1)【貸借対照表】

| | 第42期 2022年2月25日現在 | 第43期 2022年8月25日現在 |
|----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 22,752,280 | 19,164,602 |
| 親投資信託受益証券 | 622,085,075 | 629,143,226 |
| 流動資産合計 | 644,837,355 | 648,307,828 |
| 資産合計 | 644,837,355 | 648,307,828 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,153,972 | 1,117,677 |
| 未払解約金 | 1,072 | 265 |
| 未払受託者報酬 | 375,300 | 348,792 |
| 未払委託者報酬 | 5,254,900 | 4,883,694 |
| その他未払費用 | 13,267 | 12,319 |
| 流動負債合計 | 6,798,511 | 6,362,747 |
| 負債合計 | 6,798,511 | 6,362,747 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 384,657,509 | 372,559,055 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 253,381,335 | 269,386,026 |
| (分配準備積立金) | 252,882,665 | 247,574,130 |
| 元本等合計 | 638,038,844 | 641,945,081 |
| 純資産合計 | 638,038,844 | 641,945,081 |
| 負債純資産合計 | 644,837,355 | 648,307,828 |
| | | |

(2)【損益及び剰余金計算書】

| | 第42期 自 2021年8月26日 至 2022年2月25日 | 第43期 自 2022年2月26日 至 2022年8月25日 |
|-----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 14,061,567 | 30,058,151 |
| 営業収益合計 | 14,061,567 | 30,058,151 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 817 | 699 |
| 受託者報酬 | 375,300 | 348,792 |
| 委託者報酬 | 5,254,900 | 4,883,694 |
| その他費用 | 13,267 | 12,319 |
| 営業費用合計 | 5,644,284 | 5,245,504 |
| 営業利益又は営業損失() | 19,705,851 | 24,812,647 |
| 経常利益又は経常損失() | 19,705,851 | 24,812,647 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 19,705,851 | 24,812,647 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 | 216,343 | 198,955 |
| 約に伴う当期純損失金額の分配額() | | |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 279,218,273 | 253,381,335 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,675,319 | 2,253,362 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 2,675,319 | 2,253,362 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 7,436,091 | 10,142,596 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 7,436,091 | 10,142,596 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | 1,153,972 | 1,117,677 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 253,381,335 | 269,386,026 |
| - | | |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | | | 第43期 |
|--------------|---------------------|-----------------------------------|------------|
| 項目 | | 自 | 2022年2月26日 |
| | | 至 | 2022年8月25日 |
| 1. 有価証券の評価基準 | 準及び評価方法 親投資係 | 親投資信託受益証券 | |
| | 移動平均 | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ | |
| | たってに | たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 第42期 | 第43期 | |
|----|-----------|--------------|--------------|--|
| | | 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 | |
| 1. | 期首元本額 | 391,500,407円 | 384,657,509円 | |
| | 期中追加設定元本額 | 3,581,780円 | 3,297,216円 | |
| | 期中一部解約元本額 | 10,424,678円 | 15,395,670円 | |
| | | | | |
| 2. | 受益権の総数 | 384,657,509□ | 372,559,055□ | |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | 第42期 | 第43期 |
|-------------|------------------------|---------------------------|
| 項目 | 自 2021年8月26日 | 自 2022年2月26日 |
| | 至 2022年2月25日 | 至 2022年8月25日 |
| 1. 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配 | 計算期間末における費用控除後の配 |
| | 当等収益(0円)、費用控除後、繰越 | 当等収益(4,989,133円)、費用控除 |
| | 欠損金を補填した有価証券売買等損 | 後、繰越欠損金を補填した有価証券 |
| | 益(0円)、信託約款に規定される収 | 売買等損益(893,895円)、信託約款 |
| | 益調整金(65,608,882円)及び分配 | に規定される収益調整金 |
| | 準備積立金(254,036,637円)より分 | (65,673,262円)及び分配準備積立 |
| | 配対象収益は319,645,519円(1万口 | 金(242,808,779円)より分配対象収 |
| | 当たり8,309.87円)であり、うち | 益は314,365,069円(1万口当たり |
| | 1,153,972円(1万口当たり30円)を | 8,437.99円)であり、うち1,117,677 |
| | 分配金額としております。 | 円(1万口当たり30円)を分配金額と |
| | | しております。 |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| | 第42期 | 第43期 |
|-----------------|---|--------------|
| 項目 | 自 2021年8月26日 | 自 2022年2月26日 |
| | 至 2022年2月25日 | 至 2022年8月25日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |

| | | | | 有個証券油出書(內国投資信 |
|----|-----------------------|---|----|---------------|
| 2. | 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 | 问! |
| 3. | 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、 運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 | 同左 | |

2.金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | | 第42期 | 第43期 |
|---------------------|---------|---|--|
| | | 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 |
| 1. 貸借対照表計上額 差額 | 、時価及びその | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、 貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 同左 |
| 3. 金融商品の時価等ついての補足説明 | に関する事項に | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 金融商品の時価の算定においては一 定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもありま す。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 第42期 | 第43期 | |
|--------------|---|--|
| 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 | |
| 当期の | 当期の | |
| 損益に含まれた | 損益に含まれた | |
| 評価差額(円) | 評価差額(円) | |
| 15,561,140 | 29,491,223 | |
| 15,561,140 | 29,491,223 | |
| | 2022年2月25日現在 当期の 損益に含まれた 評価差額(円) 15,561,140 | |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 第42期 | 第43期 | |
|--------------|--------------|--------------|--|
| | 2022年2月25日現在 | 2022年8月25日現在 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.6587円 | 1.7231円 | |
| (1万口当たり純資産額) | (16,587円) | (17,231円) | |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2022年8月25日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|------------------|-------------|--------------|-------|
| 作里光貝 | 近代 | (円) | (円) | 14875 |
| 親投資信託受益証券 | DLジャパン・アクティブ・ | 71,168,112 | 267,136,625 | |
| | オープン・マザーファンド | 71,100,112 | 207, 130,023 | |
| | DLジャパン・ボンド・オープ | 85,441,648 | 134,613,316 | |
| | ン・マザーファンド | 05,441,040 | 134,013,310 | |
| | DLインターナショナル・ハイ | | | |
| | ブリッド・オープン・マザー | 25,864,747 | 124,854,306 | |
| | ファンド | | | |
| | D L インターナショナル・ボン | 37,841,451 | 102,538,979 | |
| | ド・オープン・マザーファンド | 37,071,731 | 102,330,373 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | 220,315,958 | 629,143,226 | |
| 合計 | | | 629,143,226 | |

⁽注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

「バランス物語30(安定型)」、「バランス物語50(安定・成長型)」、「バランス物語70(成長型)」は、「D

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

Lジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド」受益証券、「DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド」受益証券、「DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド」受益証券及び「DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

D L ジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド

貸借対照表

| 資産の部流動資産会銭信託674,991コール・ローン348,260,257株式27,488,900,050未収入金35,276,366未収配当金25,953,980流動資産合計27,899,065,644資産合計27,899,065,644負債の部35,276,366流動負債43,112,438流動負債合計43,112,438負債合計43,112,438純資産の部7,421,119,380元本等7,421,119,380剰余金東余金又は欠損金()無済金又は欠損金()20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206負債純資産合計27,855,953,206負債純資産合計27,895,065,644 | | (一位:13) |
|---|-------------|----------------|
| 流動資産674,991コール・ローン348,260,257株式27,488,900,050未収入金35,276,366未収配当金25,953,980流動資産合計27,899,065,644資産合計27,899,065,644負債の部***流動負債43,112,438煮面負債合計43,112,438純資産の部***元本等7,421,119,380剩余金剩余金剩余金20,434,833,826元本等合計20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | | 2022年8月25日現在 |
| 金銭信託674,991コール・ローン348,260,257株式27,488,900,050未収入金35,276,366未収配当金25,953,980流動資産合計27,899,065,644資産合計27,899,065,644負債の部***流動負債43,112,438流動負債合計43,112,438純資産の部***元本等7,421,119,380剰余金剩余金利余金又は欠損金()20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 資産の部 | |
| コール・ローン348,260,257株式27,488,900,050未収入金35,276,366未収配当金25,953,980流動資産合計27,899,065,644資産合計27,899,065,644負債の部***流動負債43,112,438流動負債合計43,112,438負債合計43,112,438純資産の部***元本等7,421,119,380剰余金剩余金利余金又は欠損金()20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 流動資産 | |
| 株式27,488,900,050未収入金35,276,366未収配当金25,953,980流動資産合計27,899,065,644資産合計27,899,065,644負債の部***流動負債43,112,438流動負債合計43,112,438検資産の部43,112,438元本等7,421,119,380剩余金7,421,119,380剩余金20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 金銭信託 | 674,991 |
| 未収入金35,276,366未収配当金25,953,980流動資産合計27,899,065,644資産合計27,899,065,644負債の部***流動負債43,112,438流動負債合計43,112,438負債合計43,112,438純資産の部***元本等7,421,119,380剰余金7,421,119,380剩余金20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | コール・ローン | 348,260,257 |
| 未収配当金25,953,980流動資産合計27,899,065,644資産合計27,899,065,644負債の部43,112,438流動負債合計43,112,438負債合計43,112,438純資産の部7,421,119,380元本等7,421,119,380剰余金20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | | 27,488,900,050 |
| 流動資産合計27,899,065,644資産合計27,899,065,644負債の部3流動負債43,112,438流動負債合計43,112,438負債合計43,112,438純資産の部 元本等7,421,119,380剩余金7,421,119,380剩余金20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 未収入金 | 35,276,366 |
| 資産合計27,899,065,644負債の部(表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) | | 25,953,980 |
| 負債の部流動負債未払金43,112,438流動負債合計43,112,438負債合計43,112,438純資産の部 元本等7,421,119,380刺余金7,421,119,380刺余金20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 流動資産合計 | 27,899,065,644 |
| 流動負債43,112,438流動負債合計43,112,438負債合計43,112,438純資産の部 元本等 元本 利余金7,421,119,380剰余金又は欠損金()20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 資産合計 | 27,899,065,644 |
| 未払金43,112,438流動負債合計43,112,438負債合計43,112,438純資産の部 元本等7,421,119,380剰余金7,421,119,380刺余金又は欠損金()20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 負債の部 | |
| 流動負債合計43,112,438負債合計43,112,438純資産の部 元本等7,421,119,380剰余金7,421,119,380利余金又は欠損金()20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 流動負債 | |
| 負債合計43,112,438純資産の部 元本等7,421,119,380東余金20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 未払金 | 43,112,438 |
| 純資産の部 元本等 元本 剰余金7,421,119,380 20,434,833,826 元本等合計20,434,833,826 27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 流動負債合計 | 43,112,438 |
| 元本等7,421,119,380剰余金20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 負債合計 | 43,112,438 |
| 元本 剰余金7,421,119,380剰余金又は欠損金()20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 純資産の部 | |
| 剰余金20,434,833,826剰余金又は欠損金()20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 元本等 | |
| 剰余金又は欠損金()20,434,833,826元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 元本 | 7,421,119,380 |
| 元本等合計27,855,953,206純資産合計27,855,953,206 | 剰余金 | |
| 純資産合計 27,855,953,206 | 剰余金又は欠損金() | 20,434,833,826 |
| | 元本等合計 | 27,855,953,206 |
| 負債純資産合計 27,899,065,644 | 純資産合計 | 27,855,953,206 |
| | 負債純資産合計 | 27,899,065,644 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 2022年2月26日 |
|--------------------|-----------------------------------|
| | 至 2022年8月25日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 |
| | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ |
| | たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ |
| | いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気 |
| | 配相場に基づいて評価しております。 |
| | |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 |
| | 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上 |
| | しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 項目 | 2022年8月25日現在 |
|----|---|----------------|
| 1. | 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元 | 7,183,557,604円 |
| | 本額 | |
| | 同期中追加設定元本額 | 278,304,517円 |
| | 同期中一部解約元本額 | 40,742,741円 |
| | 元本の内訳 | |
| | ファンド名 | |
| | バランス物語30(安定型) | 99,430,440円 |
| | バランス物語50(安定・成長型) | 90,910,680円 |
| | バランス物語70(成長型) | 71,168,112円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金> 1 安定型</dc年金> | 623,840,500円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金> 2 安定・成長型</dc年金> | 2,704,322,983円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金>3成長型</dc年金> | 3,446,589,045円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA1(安定型) | 13,933,540円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA2(安定・成長型) | 143,286,704円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA3(成長型) | 37,355,109円 |
| | DIAMバランス物語30VA(安定型) | 17,239,482円 |
| | DIAMバランス物語50VA(安定・成長型) | 117,246,576円 |
| | DIAMバランス物語70VA(成長型) | 55,796,209円 |
| | 計 | 7,421,119,380円 |
| | | |
| 2. | 受益権の総数 | 7,421,119,380□ |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | | 自 2022年2月26日 至 2022年8月25日 |
|----|-----------------------|---|
| 1. | 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2. | 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細 は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動 リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リ スクを有しております。 |

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

| | 項目 | 2022年8月25日現在 |
|----|-----------------------------|--|
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及びその 差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. | 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. | 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| | 2022年8月25日現在 | | | |
|--|---------------|--|--|--|
| — ——————————————————————————————————— | 当期の | | | |
| /里夫貝 | 損益に含まれた | | | |
| | 評価差額(円) | | | |
| 株式 | 2,117,093,540 | | | |
| 合計 | 2,117,093,540 | | | |

⁽注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2022年3月16日から2022年8月25日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 2022年8月25日現在 |
|--------------|--------------|
| 1口当たり純資産額 | 3.7536円 |
| (1万口当たり純資産額) | (37,536円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

2022年8月25日現在

| 金 柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|--------------|-------------|----------|-------------|----|
| 近行刊 | │ │ │ | 単価 | 金額 | 佣伤 |
| ウエストホールディングス | 95,500 | 4,340.00 | 414,470,000 | |

| | | | アセットマネジ 有価証券届 | 出書(内国投資信 |
|---|---------|-----------|------------------|----------|
| アサヒグループホールディングス | 23,600 | 4,850.00 | 114,460,000 | |
| サントリー食品インターナショナル | 38,300 | 5,200.00 | 199,160,000 | |
| 不二製油グループ本社 | 113,100 | 2,366.00 | 267,594,600 | |
| 大黒天物産 | 4,000 | 5,780.00 | 23,120,000 | |
| 味の素 | 115,000 | 3,741.00 | 430,215,000 | |
| 日清食品ホールディングス | 6,500 | 10,020.00 | 65,130,000 | |
| マクニカホールディングス | 32,200 | 2,857.00 | 91,995,400 | |
| ウエルシアホールディングス | 146,900 | 3,035.00 | 445,841,500 | |
| 東急不動産ホールディングス | 233,600 | 746.00 | 174,265,600 | |
| セブン&アイ・ホールディングス | 90,700 | 5,734.00 | 520,073,800 | |
| 東レ | 620,300 | 782.50 | 485,384,750 | |
| TIS | 155,500 | 4,015.00 | 624,332,500 | |
| デンカ | 90,400 | 3,370.00 | 304,648,000 | |
| イビデン | 69,900 | 4,445.00 | 310,705,500 | |
| 信越化学工業 | 39,100 | 16,900.00 | 660,790,000 | |
| 品和キリン | 63,600 | 3,135.00 | 199,386,000 | |
| 三菱瓦斯化学 | 165,400 | 2,087.00 | 345,189,800 | |
| 三井化学 | 102,900 | 2,964.00 | 304,995,600 | |
| J S R | 62,900 | 3,230.00 | 203,167,000 | |
| 野村総合研究所 | 89,700 | 3,790.00 | 339,963,000 | |
| ミンカブ・ジ・インフォノイド | 40,200 | 2,335.00 | 93,867,000 | |
| 日本新薬 | 40,100 | 7,710.00 | 309,171,000 | |
| 7外製薬 | 140,400 | 3,723.00 | 522,709,200 | |
| J C R ファーマ | 69,200 | 2,199.00 | 152,170,800 | |
| 第一三共 | 152,600 | 4,163.00 | 635,273,800 | |
| 「塚ホールディングス | 21,600 | 4,593.00 | 99,208,800 | |
| 2 ホールディングス | 35,800 | 423.00 | 15,143,400 | |
| トレンドマイクロ | 6,200 | 8,820.00 | 54,684,000 | |
| プルファシステムズ | 62,900 | 4,615.00 | 290,283,500 | |
| 尹藤忠テクノソリューションズ | 5,100 | 3,565.00 | 18,181,500 | |
| A G C | 9,400 | 4,880.00 | 45,872,000 | |
| 日本製鉄 | 44,700 | 2,146.00 | 95,926,200 | |
| 主友電気工業 | 38,600 | 1,600.50 | 61,779,300 | |
| Jクルートホールディングス | 75,100 | 4,696.00 | 352,669,600 | |
| ベルシステム 2 4 ホールディングス | 284,200 | 1,475.00 | 419,195,000 | |
| 豊田自動織機 | 8,400 | 7,750.00 | 65,100,000 | |
| S M C | 3,000 | 66,780.00 | 200,340,000 | |
| ダイキン工業 | 13,000 | 24,895.00 | 323,635,000 | |
| THK | 107,000 | 2,799.00 | 299,493,000 | |
| 3立製作所 | 99,200 | 7,062.00 | 700,550,400 | |
| 富士電機 | 52,600 | 6,120.00 | 321,912,000 | |
| 日本電産 | 53,400 | 9,300.00 | 496,620,000 | |
| 日本電気 | 81,700 | 4,890.00 | 399,513,000 | |
| 富士通 | 9,900 | 17,095.00 | 169,240,500 | |
| サール マート | 501,000 | 1,330.00 | 666,330,000 | |
| ソニーグループ | 90,000 | 11,395.00 | 1,025,550,000 | |
| T D K | 81,700 | 4,960.00 | 405,232,000 | |
| キーエンス | 8,200 | 54,190.00 | 444,358,000 | |
| デンソー | 62,300 | 7,696.00 | 479,460,800 | |
| ローム | 32,300 | 10,530.00 | 340,119,000 | |

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| | | | 1月11111分 | 届出書(内国投資信 |
|---------------------------------|-----------|-----------|----------------|-----------|
| 村田製作所 | 25,900 | 7,652.00 | 198,186,800 | |
| トヨタ自動車 | 504,800 | 2,109.00 | 1,064,623,200 | |
| 本田技研工業 | 126,600 | 3,650.00 | 462,090,000 | |
| スズキ | 88,900 | 4,810.00 | 427,609,000 | |
| SUBARU | 147,500 | 2,446.50 | 360,858,750 | |
| 小糸製作所 | 2,900 | 4,665.00 | 13,528,500 | |
| ネットワンシステムズ | 138,000 | 3,145.00 | 434,010,000 | |
| パン・パシフィック・インターナショ ナルホールディングス | 210,800 | 2,466.00 | 519,832,800 | |
| オリンパス | 109,900 | 3,091.00 | 339,700,900 | |
| HOYA | 1,200 | 14,770.00 | 17,724,000 | |
| 朝日インテック | 131,000 | 2,552.00 | 334,312,000 | |
| バンダイナムコホールディングス | 5,800 | 10,555.00 | 61,219,000 | |
| 凸版印刷 | 83,600 | 2,192.00 | 183,251,200 | |
| 任天堂 | 11,200 | 57,910.00 | 648,592,000 | |
| 伊藤忠商事 | 104,300 | 3,872.00 | 403,849,600 | |
| 東京エレクトロン | 6,700 | 44,870.00 | 300,629,000 | |
| BIPROGY | 144,800 | 3,090.00 | 447,432,000 | |
| 三菱商事 | 72,200 | 4,523.00 | 326,560,600 | |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 1,061,000 | 731.50 | 776,121,500 | |
| 三井住友トラスト・ホールディングス | 18,100 | 4,362.00 | 78,952,200 | |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 169,900 | 4,193.00 | 712,390,700 | |
| オリックス | 248,700 | 2,313.50 | 575,367,450 | |
| ジャフコ グループ | 161,400 | 2,186.00 | 352,820,400 | |
| 東京海上ホールディングス | 85,400 | 7,665.00 | 654,591,000 | |
| 三井不動産 | 231,900 | 2,829.00 | 656,045,100 | |
| SGホールディングス | 134,300 | 2,355.00 | 316,276,500 | |
| 日本電信電話 | 113,500 | 3,782.00 | 429,257,000 | |
| KDDI | 71,600 | 4,260.00 | 305,016,000 | |
| ニトリホールディングス | 4,400 | 13,540.00 | 59,576,000 | |
| 合計 | 8,805,200 | | 27,488,900,050 | |

(2)株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド

貸借対照表

| | (, , |
|------------|----------------|
| | 2022年8月25日現在 |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 998,568,986 |
| 国債証券 | 19,202,734,129 |
| 社債券 | 11,312,521,900 |
| 未収利息 | 47,323,786 |
| 前払費用 | 3,599,080 |
| 流動資産合計 | 31,564,747,881 |
| 資産合計 | 31,564,747,881 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 100,000,000 |
| 流動負債合計 | 100,000,000 |
| 負債合計 | 100,000,000 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 19,970,941,179 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 11,493,806,702 |
| 元本等合計 | 31,464,747,881 |
| 純資産合計 | 31,464,747,881 |
| 負債純資産合計 | 31,564,747,881 |
| | |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | | 自 2022年2月26日 |
|-----------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| | | 至 2022年8月25日 |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券及び社債券 |
| | | 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっ |
| ては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売 | | ては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使 |
| | 用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の | |
| | | 参考統計値(平均値)等で評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | カ無衣に関する左記 <i>)</i> | 0000500050005 |
|----|---------------------------------------|-----------------|
| | 項目 | 2022年8月25日現在 |
| 1. | 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元 | 20,515,061,333円 |
| | 本額 | |
| | 同期中追加設定元本額 | 23,335,184円 |
| | 同期中一部解約元本額 | 567,455,338円 |
| | 元本の内訳 | |
| | ファンド名 | |
| | バランス物語30(安定型) | 775,757,168円 |
| | バランス物語50(安定・成長型) | 292,778,536円 |
| | バランス物語70(成長型) | 85,441,648円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金>1安定型</dc年金> | 4,798,977,350円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金>2安定・成長型</dc年金> | 8,649,001,973円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金>3成長型</dc年金> | 4,152,343,037円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA1(安定型) | 110,829,707円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA2(安定・成長型) | 471,295,007円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA3(成長型) | 46,565,678円 |
| | DIAMバランス物語30VA(安定型) | 136,181,881円 |
| | DIAMバランス物語50VA(安定・成長型) | 384,022,250円 |
| | DIAMバランス物語70VA(成長型) | 67,746,944円 |
| | 計 | 19,970,941,179円 |
| | | |
| 2. | 受益権の総数 | 19,970,941,179 |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | | 自 2022年2月26日 至 2022年8月25日 |
|----|-----------------------|---|
| 1. | 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2. | 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細 は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動 リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リ スクを有しております。 |

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

| | 項目 | 2022年8月25日現在 |
|----|-----------------|-----------------------------------|
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及びその | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸 |
| | 差額 | 借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| | | |
| 2. | 時価の算定方法 | (1)有価証券 |
| | | 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 |
| | | (2)デリバティブ取引 |
| | | 該当事項はありません。 |
| | | (3)上記以外の金融商品 |
| | | 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期 |
| | | 間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿 |
| | | 価額を時価としております。 |
| | | |
| 3. | 金融商品の時価等に関する事項に | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 |
| | ついての補足説明 | 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| (0, 1, 1, 1) Marco | | | | | |
|--------------------|--------------|--|--|--|--|
| 種類 | 2022年8月25日現在 | | | | |
| | 当期の | | | | |
| | 損益に含まれた | | | | |
| | 評価差額(円) | | | | |
| 国債証券 | 160,355,101 | | | | |
| 社債券 | 50,769,300 | | | | |
| 合計 | 211,124,401 | | | | |

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2022年5月26日から2022年8月25日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 2022年8月25日現在 |
|--------------|--------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.5755円 |
| (1万口当たり純資産額) | (15,755円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|-----------------------------|---------------|---------------|----|
| 司序缸类 | 4.2.4回 到付回床售光(2 | (円) | (円) | |
| 国債証券 | 434回 利付国庫債券(2 年) | 300,000,000 | 300,522,000 | |
| | 4 3 8 回 利付国庫債券(2 年) | 500,000,000 | 500,920,000 | |
| | 4 3 9 回 利付国庫債券 (2 年) | 100,000,000 | 100,183,000 | |
| | 1 4 5 回 利付国庫債券 (5 年) | 98,000,000 | 98,557,620 | |
| | 1 4 6 回 利付国庫債券 (5 年) | 99,000,000 | 99,592,020 | |
| | 1 4 7 回 利付国庫債券 (5 年) | 485,000,000 | 486,382,250 | |
| | 150回 利付国庫債券(5 年) | 294,000,000 | 294,443,940 | |
| | 151回 利付国庫債券(5 年) | 30,000,000 | 30,020,400 | |
| | 1 5 2 回 利付国庫債券 (5 年) | 1,272,000,000 | 1,278,092,880 | |
| | 6回 利付国庫債券(40年) | 30,000,000 | 35,530,200 | |
| | 7回 利付国庫債券(40年) | 18,000,000 | 20,458,440 | |
| | 9回 利付国庫債券(40年) | 110,000,000 | 86,160,800 | |
| | 1 3 回 利付国庫債券(40 年) | 113,000,000 | 89,729,910 | |
| | 1 4 回 利付国庫債券(40 年) | 41,000,000 | 34,859,840 | |
| | 15回 利付国庫債券(40 年) | 104,000,000 | 96,477,680 | |
| | 3 5 0 回 利付国庫債券 (1 0 年) | 173,000,000 | 173,382,330 | |
| | 3 5 1 回 利付国庫債券 (1 0 年) | 100,000,000 | 100,173,000 | |
| | 3 5 2 回 利付国庫債券 (1 0 年) | 300,000,000 | 300,360,000 | |
| | 3 5 4 回 利付国庫債券(10 年) | 660,000,000 | 660,000,000 | |
| | 3 5 6 回 利付国庫債券(10 年) | 393,000,000 | 391,899,600 | |
| | 3 5 7 回 利付国庫債券(10 年) | 270,000,000 | 268,633,800 | |
| | 3 5 8 回 利付国庫債券 (10 年) | 300,000,000 | 298,206,000 | |
| | 3 6 2 回 利付国庫債券 (1 0 年) | 800,000,000 | 792,592,000 | |
| | 3 6 7 回 利付国庫債券 (1 0 年) | 2,895,000,000 | 2,888,023,050 | |
| | 33回 利付国庫債券(30年) | 737,000,000 | 887,827,050 | |

| | | 11個 | <u> 业分油山青(内国投其后</u> |
|----------------------|--------------|---------------|---------------------|
| 35回 利付国庫債券(30 年) | 33,000,000 | 39,815,160 | |
| 37回 利付国庫債券(30 | | | |
| 年) | 64,000,000 | 76,173,440 | |
| 39回 利付国庫債券(30 | 33,000,000 | 39,302,010 | |
| 年) | , , | , , | |
| 40回 利付国庫債券(30 年) | 84,000,000 | 98,434,560 | |
| 4 1 回 利付国庫債券(30 | 00, 000, 000 | 444 000 040 | |
| 年) | 99,000,000 | 114,083,640 | |
| 44回 利付国庫債券(30 | 411,000,000 | 472,843,170 | |
| 年) 45回 利付国庫債券(30 | | | |
| 年) | 7,000,000 | 7,773,290 | |
| 52回 利付国庫債券(30 | 385,000,000 | 343,323,750 | |
| 年) | 000,000,000 | 010,020,700 | |
| 53回 利付国庫債券(30 年) | 14,000,000 | 12,754,840 | |
| 55回 利付国庫債券(30 | | | |
| 年) | 34,000,000 | 32,262,940 | |
| 58回 利付国庫債券(30 | 17,000,000 | 16,014,170 | |
| 年) | ,, | ,, | |
| 59回 利付国庫債券(30 年) | 182,000,000 | 166,857,600 | |
| 60回 利付国庫債券(30 | 400,000,000 | 200 700 000 | |
| 年) | 400,000,000 | 383,792,000 | |
| 61回 利付国庫債券(30 | 249,000,000 | 227,048,160 | |
| 年) 62回 利付国庫債券(30 | | | |
| 年) | 51,000,000 | 44,030,340 | |
| 64回 利付国庫債券(30 | 4,000,000 | 3,332,560 | |
| 年) | 1,000,000 | | |
| 67回 利付国庫債券(30 年) | 53,000,000 | 46,319,350 | |
| | 400,000,000 | 400 045 400 | |
| 年) | 186,000,000 | 166,215,180 | |
| 71回 利付国庫債券(30 | 7,000,000 | 6,243,860 | |
| 72回 利付国庫債券(30 | | | |
| 年) | 350,000,000 | 311,612,000 | |
| 74回 利付国庫債券(30 | 388,000,000 | 373,100,800 | |
| 年) | 300,000,000 | 373,100,000 | |
| 75回 利付国庫債券(30 年) | 492,000,000 | 508,383,600 | |
| 153回 利付国庫債券(20 | | | |
| 年) | 338,000,000 | 373,716,460 | |
| 154回 利付国庫債券(20 | 815,000,000 | 890,436,400 | |
| 年) | 2.2,233,330 | 200, 100, 100 | |
| 155回 利付国庫債券(20 年) | 239,000,000 | 254,874,380 | |
| <u> </u> | | | |

| 156回 利付国庫債券(20 年) | 709,000,000 | 699,988,610 | |
|-----------------------------|---|--|-----------------------|
| 157回 利付国庫債券(20 | 304,000,000 | 291,271,520 | |
| 159回 利付国庫債券(20 年) | 50,000,000 | 50,365,000 | |
| 160回 利付国庫債券(20 年) | 60,000,000 | 61,131,000 | |
| 163回 利付国庫債券(20 年) | 60,000,000 | 59,832,000 | |
| 165回 利付国庫債券(20 年) | 80,000,000 | 78,222,400 | |
| 169回 利付国庫債券(20 年) | 20,000,000 | 18,683,800 | |
| 172回 利付国庫債券(20 年) | 25,000,000 | 23,532,250 | |
| 176回 利付国庫債券(20 年) | 371,000,000 | 351,021,650 | |
| 179回 利付国庫債券(20 年) | 177,000,000 | 166,443,720 | |
| 1090回 国庫短期証券 | 100,000,000 | 100,011,000 | |
| 1099回 国庫短期証券 | 980,000,000 | 980,254,800 | |
| 26回 物価連動国債(10 年) | 467,000,000 | 510,866,909 | |
| 19回 インドネシア共和国円 貨債 | 100,000,000 | 99,162,000 | |
| 20回 インドネシア共和国円 貨債 | 400,000,000 | 390,176,000 | |
| | 19,060,000,000 | 19,202,734,129 | |
| 2回 高松コンストラクション グループ無担保社債 | 100,000,000 | 99,980,000 | |
| 8回 戸田建設社債 | 100,000,000 | 99,548,000 | |
| 1回 高砂熱学工業社債 | 100,000,000 | 100,162,000 | |
| 18回 キリンホールディング ス社債 | 100,000,000 | 99,562,000 | |
| 4回 日鉄興和不動産 社債 | 100,000,000 | 99,422,000 | |
| 1回 オープンハウス社債 | 200,000,000 | 199,812,000 | |
| 1回 東急不動産ホールディングス 劣後社債 | 400,000,000 | 406,640,000 | |
| 4 2 回 王子ホールディングス 社債 | 100,000,000 | 99,783,000 | |
| 37回 昭和電工社債 | 400,000,000 | 399,764,000 | |
| 1回 日本酸素 H D 社債 | 100,000,000 | 99,461,000 | |
| 1回 武田薬品工業期限前償還条項付劣後債 | 600,000,000 | 616,800,000 | |
| 1回 大日本住友製薬 劣後社債 | 100,000,000 | 100,450,000 | |
| 47回 DIC社債 | 100,000,000 | 99,156,000 | |
| 19回 Zホールディングス社 債 | 100,000,000 | 99,075,000 | |
| | 年) 157回 利付国庫債券(20年) 159回 利付国庫債券(20年) 160回 利付国庫債券(20年) 163回 利付国庫債券(20年) 165回 利付国庫債券(20年) 169回 利付国庫債券(20年) 172回 利付国庫債券(20年) 179回 利付国庫債券(20年) 179回 利付国庫債券(20年) 179回 利付国庫債券(20年) 179回 利付国庫債券(20年) 1099回 国庫短期証券 26回 物価連動国債(10年) 19回 インドネシア共和国円貨債 20回 インドネシア共和国円貨債 20回 インドネシア共和国円貨債 1回 高ペンストラクショングループ無担保社債 1回 高・サンホールディングス社債 4回 日鉄興和不動産 社債 1回 末急不付債 1回 東急不付人工人で入土債 37回 昭和電工社債 1回 東急不したで、ングス社債 37回 昭和電工社債 1回 日本酸素日の対策 37回 昭和電工社債 1回 日本酸素日の対策 37回 昭和電工社債 1回 日本酸素日の対策 37回 日本酸素 | 年) 709,000,000 1570 利付国庫債券(20 1590 利付国庫債券(20 1600 利付国庫債券(20 1630 利付国庫債券(20 1650 利付国庫債券(20 1650 利付国庫債券(20 1690 利付国庫債券(20 1790 利付国庫債券(20 1790 利付国庫債券(20 1790 利付国庫債券(20 1790 利付国庫債券(20 1790 177,000,000 1090 177,000,000 1090 100,000,000 1090 100,000,000 1090 100,000,000 1090 100,000,000 1090 100,000,000 1090 100,000,000 1090 100,000,000 1090 100,000,000 1090 100,000,000 1090 100,000,000 1090 100,000,000 100 100,000,000 100 100,000,000 100 100,000,000 100 100,000,000 100 100,000,000 100 100,000,000 < | 1 5 6 回 利付国庫債券(2 0 年) |

| | | 1月1四 | 証券届出書(内国投資信 |
|----------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 7回 住友三井オートサービス 社債 | 100,000,000 | 98,789,000 | |
| 16回 楽天グループ社債 | 200,000,000 | 197,558,000 | |
| 4回 楽天社債 期限前償還条 | 200,000,000 | | |
| 項付劣後社債 | 100,000,000 | 97,000,000 | |
| 1回 ENEOS HD劣後社 | | | |
| 債 | 200,000,000 | 198,440,000 | |
| 14回 小松製作所社債 | 100,000,000 | 99,870,000 | |
| 2 1回 パナソニック社債 | 200,000,000 | 199,798,000 | |
| 19回 JA三井リース社債 | 100,000,000 | 98,847,000 | |
| 30回 いすゞ自動車社債 | 100,000,000 | 99,775,000 | |
| 107回 丸紅社債 | 100,000,000 | 101,462,000 | |
| 1回 丸紅期限前償還条項付劣 | 222 222 222 | 100 700 000 | |
| 後社債 | 200,000,000 | 199,700,000 | |
| 4回 兼松社債 | 100,000,000 | 100,307,000 | |
| 40回 丸井グループ社債 | 100,000,000 | 100,000,000 | |
| 78回 クレディセゾン社債 | 100,000,000 | 99,151,000 | |
| 87回 クレディセゾン社債 | 200,000,000 | 197,174,000 | |
| 89回 クレディセゾン社債 | 100,000,000 | 98,742,000 | |
| 2回 東京センチユリー期限前 | 400,000,000 | 404,400,000 | |
| 償還条項付劣後社債 | 400,000,000 | 404,400,000 | |
| 30回 東京センチュリー社債 | 200,000,000 | 197,432,000 | |
| 80回 アコム社債 | 100,000,000 | 99,496,000 | |
| 8 1回 アコム社債 | 100,000,000 | 98,849,000 | |
| 29回 ジャックス社債 | 100,000,000 | 99,848,000 | |
| 69回 三菱UFJリース社債 | 100,000,000 | 99,461,000 | |
| 73回 三菱UFJリース社債 | 280,000,000 | 278,146,400 | |
| 1回 三菱HCキャピタル劣後 | 300,000,000 | 295,974,000 | |
| 社債 | . , | , , | |
| 3回 損害保険ジャパン日本興 | 600,000,000 | 604,800,000 | |
| 亜期限前償還条項付劣後社債 | | | |
| 1回 あいおいニッセイ同和損 | 400,000,000 | 00 000 000 | |
| 害保険期限前償還条項付劣後社 | 100,000,000 | 99,660,000 | |
| 債 2回 T&Dホールディングス | | | |
| 期限前償還条項付劣後社債 | 200,000,000 | 198,940,000 | |
| 8回 センコーグループHD社 | | | |
| 債 | 100,000,000 | 100,075,000 | |
| 8回 ニッコンHD社債 | 100,000,000 | 99,948,000 | |
| 43回 日本郵船社債 | 200,000,000 | 199,372,000 | |
| 10回 日本航空社債 | 200,000,000 | 199,696,000 | |
| 3回 近鉄エクスプレス社債 | 100,000,000 | 99,430,000 | |
| 38回 光通信社債 | 200,000,000 | 198,034,000 | |
| 1回 GMOインターネット社 | | · · · | |
| 債 | 100,000,000 | 99,881,000 | |
| 2回 GMOインターネット社 | 200 000 000 | 400 400 000 | |
| 債 | 200,000,000 | 199,436,000 | |
| 557回 中部電力社債 | 200,000,000 | 198,794,000 | |
| 500回 関西電力社債 | 100,000,000 | 100,003,000 | |
| 508回 関西電力社債 | 350,000,000 | 348,330,500 | |
| 389回 中国電力社債 | 100,000,000 | 99,624,000 | |
| | | | • |

| | • | | - | - | | | | | | • | • •— (| | , |
|---|----|----|---|----|-----|---|---|----|-----------|---|--------|----|-----|
| 有 | 価詞 | 正券 | 届 | 出書 | 를 (| 内 | 国 | 投資 | 資信 | 託 | 受益 | 証券 | •) |

| | | | 川 F | <u> </u> |
|--------|-------------------------------|----------------|----------------|----------|
| | 3 1 5 回 北陸電力社債 | 100,000,000 | 99,516,000 | |
| | 2回 九州電力劣後社債 | 100,000,000 | 98,764,000 | |
| | 3 4 2 回 北海道電力社債 | 200,000,000 | 199,148,000 | |
| | 4 9 回 電源開発社債 | 200,000,000 | 198,908,000 | |
| | 5 4 回 電源開発社債 | 100,000,000 | 99,066,000 | |
| | 13回 東京電力パワーグリッ ド社債 | 200,000,000 | 198,086,000 | |
| | 36回 東京電力パワーグリッ ド社債 | 100,000,000 | 100,867,000 | |
| | 1回 JERA社債 | 200,000,000 | 198,498,000 | |
| | 8回 JERA社債 | 200,000,000 | 198,584,000 | |
| | 10回 JERA社債 | 200,000,000 | 199,746,000 | |
| | 1回 東京電力リニューアブル パワー社債 | 100,000,000 | 99,293,000 | |
| | 6回 イチネンHD社債 | 100,000,000 | 99,898,000 | |
| | 13回 コナミ社債 | 300,000,000 | 298,230,000 | |
| | 1回 朝日生命保険利払繰延条 項付社債(劣後特約付) | 200,000,000 | 198,060,000 | |
| 社債券 合計 | | 11,330,000,000 | 11,312,521,900 | |
| 合計 | | | 30,515,256,029 | |

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

D L インターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド 貸借対照表

| | (十四・ロ) |
|-------------|----------------|
| | 2022年8月25日現在 |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 92,000,625 |
| コール・ローン | 63,277,360 |
| 株式 | 12,307,202,702 |
| 未収配当金 | 19,910,414 |
| 流動資産合計 | 12,482,391,101 |
| 資産合計 | 12,482,391,101 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 流動負債合計 | - |
| 負債合計 | - |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 2,585,858,886 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 9,896,532,215 |
| 元本等合計 | 12,482,391,101 |
| 純資産合計 | 12,482,391,101 |
| 負債純資産合計 | 12,482,391,101 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 項目 | 自 2022年2月26日 |
|----|-----------------|------------------------------------|
| | 7.1 | 至 2022年8月25日 |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 |
| | | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ |
| | | たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ |
| | | いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気 |
| | | 配相場に基づいて評価しております。 |
| | | |
| 2. | 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 |
| | | 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上 |
| | | しております。 |
| | | |
| 3. | その他財務諸表作成のための基礎 | 外貨建取引等の処理基準 |
| | となる事項 | 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に |
| | | 換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令 |
| | | 第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 対照校に関する注記 <i> </i> | |
|----|---------------------------------------|----------------|
| | 項目 | 2022年8月25日現在 |
| 1. | 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元 | 2,619,324,542円 |
| | 本額 | |
| | 同期中追加設定元本額 | 16,757,816円 |
| | 同期中一部解約元本額 | 50,223,472円 |
| | 元本の内訳 | |
| | ファンド名 | |
| | バランス物語30(安定型) | 20,692,160円 |
| | バランス物語50(安定・成長型) | 28,393,738円 |
| | バランス物語70(成長型) | 25,864,747円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金> 1 安定型</dc年金> | 143,912,266円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金>2安定・成長型</dc年金> | 901,247,493円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金>3成長型</dc年金> | 1,341,856,337円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA1(安定型) | 2,778,774円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA2(安定・成長型) | 44,594,549円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA3(成長型) | 14,933,637円 |
| | DIAMバランス物語30VA(安定型) | 3,504,923円 |
| | DIAMバランス物語50VA(安定・成長型) | 36,762,086円 |
| | DIAMバランス物語70VA(成長型) | 21,318,176円 |
| | 計 | 2,585,858,886円 |
| | | |
| 2. | 受益権の総数 | 2,585,858,886□ |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| 自 2022年2月26日 至 2022年8月25日 1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | | |
|---|-----------------|-----------------------------------|
| 至 2022年8月25日 1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目 | 百日 | 自 2022年2月26日 |
| 針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目 | - 現日 | 至 2022年8月25日 |
| | 1. 金融商品に対する取組方針 | 針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目 |

を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

| | 項目 | 2022年8月25日現在 |
|----|-----------------------------|--|
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及びその 差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. | 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期 間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。 |
| 3. | 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 2022年8月25日現在 |
|----|--------------|
| | 当期の |
| | 損益に含まれた |
| | 評価差額(円) |
| 株式 | 80,970,394 |
| 合計 | 80,970,394 |

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2022年3月16日から2022年8月25日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 2022年8月25日現在 |
|--------------|--------------|
| 1口当たり純資産額 | 4.8272円 |
| (1万口当たり純資産額) | (48,272円) |

第1 有価証券明細表

(1)株式

2022年8月25日現在

| | | | 評価額 | | 22年8月25日現在 |
|---------|--------------------------|--------|---------|---------------|------------|
| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 単価金額 | | 備考 |
| アメリカ・ドル | ADOBE INC | 2,220 | 405.650 | 900,543.000 | |
| | AMGEN INC | 5,735 | 244.490 | 1,402,150.150 | |
| | AMERICAN EXPRESS CO | 9,401 | 159.130 | 1,495,981.130 | |
| | APPLE INC | 20,542 | 167.530 | 3,441,401.260 | |
| | BRISTOL-MYERS SQUIBB CO | 21,330 | 72.420 | 1,544,718.600 | |
| | CSX CORP | 51,393 | 33.620 | 1,727,832.660 | |
| | JPMORGAN CHASE & CO | 7,387 | 115.800 | 855,414.600 | |
| | COCA-COLA CO/THE | 28,350 | 64.360 | 1,824,606.000 | |
| | TARGET CORP | 1,005 | 163.130 | 163,945.650 | |
| | MORGAN STANLEY | 8,025 | 88.600 | 711,015.000 | |
| | THE WALT DISNEY CO | 3,016 | 116.410 | 351,092.560 | |
| | BANK OF AMERICA CORP | 31,249 | 34.520 | 1,078,715.480 | |
| | CITIGROUP INC | 21,628 | 51.010 | 1,103,244.280 | |
| | EMERSON ELECTRIC CO | 9,785 | 86.940 | 850,707.900 | |
| | ESTEE LAUDER COS INC/THE | 3,611 | 265.430 | 958,467.730 | |
| | NEXTERA ENERGY INC | 19,949 | 88.710 | 1,769,675.790 | |
| | JOHNSON & JOHNSON | 16,177 | 165.580 | 2,678,587.660 | |
| | MCDONALD'S CORPORATION | 10,140 | 260.860 | 2,645,120.400 | |
| | S&P GLOBAL INC | 2,253 | 375.710 | 846,474.630 | |
| | ACTIVISION BLIZZARD INC | 13,451 | 79.280 | 1,066,395.280 | |
| | MERCK & CO.INC. | 19,597 | 90.010 | 1,763,925.970 | |
| | MICROSOFT CORP | 15,090 | 275.790 | 4,161,671.100 | |
| | 3M CO | 2,538 | 141.040 | 357,959.520 | |
| | NORFOLK SOUTHERN CORP | 3,567 | 259.820 | 926,777.940 | |
| | PAYCHEX INC | 7,636 | 135.080 | 1,031,470.880 | |
| | PEPSICO INC | 8,149 | 179.260 | 1,460,789.740 | |
| | PFIZER INC | 13,997 | 47.430 | 663,877.710 | |
| | ESSENTIAL UTILITIES INC | 8,524 | 50.950 | 434,297.800 | |
| | PIONEER NATURAL | 0,021 | 00.000 | 101,2011000 | |
| | RESOURCES CO | 4,985 | 256.820 | 1,280,247.700 | |
| | PNC FINANCIAL SERVICES | | | | |
| | GROUP | 5,440 | 167.400 | 910,656.000 | |
| | COSTCO WHOLESALE CORP | 4,982 | 543.220 | 2,706,322.040 | |
| | PROCTER & GAMBLE CO | 8,747 | 145.820 | 1,275,487.540 | |
| | QUALCOMM INC | 1,824 | 141.310 | 257,749.440 | |
| | MONDELEZ INTERNATIONAL | | | | |
| | INC | 10,574 | 64.600 | 683,080.400 | |
| | PRUDENTIAL FINANCIAL INC | 12,635 | 99.500 | 1,257,182.500 | |
| | CHEVRON CORP | 11,842 | 163.190 | 1,932,495.980 | |
| | UNITEDHEALTH GROUP INC | 3,289 | 536.460 | 1,764,416.940 | |
| | WALMART INC | 2,402 | 134.970 | 324,197.940 | |
| | WASTE MANAGEMENT INC | 5,411 | 173.480 | 938,700.280 | |
| | CME GROUP INC | 1,785 | 198.900 | 355,036.500 | |
| | T-MOBILE US INC | 9,261 | 145.330 | 1,345,901.130 | |

| | | | | 有恤 | 届出書(内国投資信 |
|-----------------|-------------------------------------|----------------------|---------|-----------------|-----------|
| | MASTERCARD INC | 5,053 | 339.710 | 1,716,554.630 | |
| | BROADRIDGE FINANCIAL | 6,090 | 174.490 | 1,062,644.100 | |
| | SOLUTIONS | 0,090 | 174.430 | 1,002,044.100 | |
| | MSCI INC | 3,943 | 467.890 | 1,844,890.270 | |
| | VISA INC | 8,427 | 206.670 | 1,741,608.090 | |
| | AMERICAN WATER WORKS CO | 2,820 | 154.530 | 435,774.600 | |
| | INC | 2,020 | 101.000 | 100,771.000 | |
| | SERVICENOW INC | 1,632 | 457.520 | 746,672.640 | |
| | ARAMARK | 40,148 | 36.510 | 1,465,803.480 | |
| | DOW INC | 8,513 | 54.240 | 461,745.120 | |
| | CORTEVA INC | 34,854 | 61.900 | 2,157,462.600 | |
| | KEYSIGHT TECHNOLOGIES | 10,982 | 170.890 | 1,876,713.980 | |
| | ALPHABET INC-CL A | 18,600 | 113.690 | 2,114,634.000 | |
| アメリカ・ドル | | 589,984 | 110.000 | 68,872,838.320 | |
| 7 7. 973 . 170 | ושיני | JUJ, JU 4 | | (9,434,201,389) | |
| イギリス・ポン | | | | (0,707,201,009) | |
| ド | ASHTEAD GROUP | 8,113 | 43.520 | 353,077.760 | |
| | DIAGEO PLC | 24,072 | 38.935 | 937,243.320 | |
| | HOWDEN JOINERY GROUP PLC | 46,881 | 5.968 | 279,785.800 | |
| | RIO TINTO PLC | 6,045 | 49.315 | 298,109.170 | |
| | VODAFONE GROUP PLC | 219,710 | 1.162 | 255,303.020 | |
| | BP PLC | 56,337 | 4.529 | 255,150.270 | |
| | SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC | 1,196 | 107.900 | 129,048.400 | |
| | SHELL PLC | 13,771 | 22.925 | 315,700.170 | |
| イギリス・ポント | → 小計 | 376,125 | | 2,823,417.910 | |
| | | | | (456,857,252) | |
| カナダ・ドル | CANADIAN NATL RAILWAY CO | 13,990 | 162.020 | 2,266,659.800 | |
| | NORTHLAND POWER INC | 34,457 | 45.400 | 1,564,347.800 | |
| カナダ・ドル | \ \ 計 | 48,447 | | 3,831,007.600 | |
| | | | | (405,090,744) | |
| スイス・フラン | NESTLE SA-REGISTERED | 9,061 | 116.280 | 1,053,613.080 | |
| | ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN | 3,990 | 317.650 | 1,267,423.500 | |
| | LONZA GROUP AG-REG | 3,339 | 545.200 | 1,820,422.800 | |
| スイス・フラン | 小計 | 16,390 | | 4,141,459.380 | |
| | <u>,</u> | | | (587, 383, 184) | |
| スウェーデン・ クローナ | SANDVIK AB | 18,819 | 181.050 | 3,407,179.950 | |
| | VOLVO AB-B SHS | 61,283 | 173.560 | 10,636,277.480 | |
| スウェーデン・ク | ・ フローナ 小計 | 80,102 | | 14,043,457.430 | |
| | | | | (181,581,905) | |
| ユーロ | KONINKLIJKE DSM NV | 4,596 | 136.400 | 626,894.400 | |
| | IBERDROLA SA | 85,787 | 10.915 | 936,365.100 | |
| | KBC GROUPE | 9,335 | 47.850 | 446,679.750 | |
| | LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE | 3,852 | 686.800 | 2,645,553.600 | |
| | SAP SE | 10,079 | 88.240 | 889,370.960 | |
| | TOTALENERGIES SE | 4,541 | 53.640 | 243,579.240 | |
| I | | .,• | | = 15,5.5.210 | |

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| | | | | 13144223 | |
|-----------------------|--------------------------|-----------|---------------|------------------|--|
| | PUMA AG | 6,615 | 64.180 | 424,550.700 | |
| | ALLIANZ SE | 5,028 | 172.720 | 868,436.160 | |
| STMICROELECTRONICS NV | | 12,975 | 35.910 | 465,932.250 | |
| | ELISA OYJ | 16,176 | 54.440 | 880,621.440 | |
| | INFINEON TECHNOLOGIES AG | 16,170 | 25.280 | 408,777.600 | |
| ユーロ 小計 | | 175,154 | 8,836,761.200 | | |
| | | | | (1,208,427,094) | |
| 香港・ドル | AIA GROUP LTD | 26,000 | 74.150 | 1,927,900.000 | |
| 香港・ドル 小記 | † | 26,000 | | 1,927,900.000 | |
| | | | | (33,661,134) | |
| 合計 | | 1,312,202 | | 12,307,202,702 | |
| | | | | (12,307,202,702) | |

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)

- 1.各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

| | | | 組入株式 | 有価証券の合計金額に |
|-------------|-----|------|-------|------------|
| 通貨 | 銘柄数 | | 時価比率 | 対する比率 |
| | | | (%) | (%) |
| アメリカ・ドル | 株式 | 52銘柄 | 75.58 | 76.66 |
| イギリス・ポンド | 株式 | 8銘柄 | 3.66 | 3.71 |
| カナダ・ドル | 株式 | 2銘柄 | 3.25 | 3.29 |
| スイス・フラン | 株式 | 3銘柄 | 4.71 | 4.77 |
| スウェーデン・クローナ | 株式 | 2銘柄 | 1.45 | 1.48 |
| ユーロ | 株式 | 11銘柄 | 9.68 | 9.82 |
| 香港・ドル | 株式 | 1銘柄 | 0.27 | 0.27 |

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

D L インターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド 貸借対照表

(単位:円)

| | 2022年8月25日現在 |
|------------|----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 47,540,152 |
| コール・ローン | 49,283,124 |
| 国債証券 | 10,892,322,048 |
| 地方債証券 | 95,105,669 |
| 派生商品評価勘定 | 23,346,961 |
| 未収入金 | 217,438,446 |
| 未収利息 | 55,749,958 |
| 前払費用 | 3,890,136 |
| 流動資産合計 | 11,384,676,494 |
| 資産合計 | 11,384,676,494 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 16,440,745 |
| 未払金 | 243,966,183 |
| 流動負債合計 | 260,406,928 |
| 負債合計 | 260,406,928 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 4,105,381,107 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 7,018,888,459 |
| 元本等合計 | 11,124,269,566 |
| 純資産合計 | 11,124,269,566 |
| 負債純資産合計 | 11,384,676,494 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 項目 | 自 2022年2月26日 至 2022年8月25日 |
|----|--------------------------|---|
| 1. | 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券及び地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっ ては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使 用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買 参考統計値(平均値)等で評価しております。 |
| 2. | デリバティブ等の評価基準及び評 価方法 | 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって 計算しております。 |
| 3. | その他財務諸表作成のための基礎 となる事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に 換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令 第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 項目 | 2022年8月25日現在 |
|----|---------------------------------------|----------------|
| 1. | 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元 | 4,154,165,606円 |
| | 本額 | |
| | 同期中追加設定元本額 | 18,127,062円 |
| | 同期中一部解約元本額 | 66,911,561円 |
| | 元本の内訳 | |
| | ファンド名 | |
| | バランス物語30(安定型) | 57,604,651円 |
| | バランス物語50(安定・成長型) | 49,959,961円 |
| | バランス物語70(成長型) | 37,841,451円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金>1安定型</dc年金> | 369,181,352円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金>2安定・成長型</dc年金> | 1,494,823,784円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンド <dc年金>3成長型</dc年金> | 1,886,733,177円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA1(安定型) | 7,629,440円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA2(安定・成長型) | 78,974,792円 |
| | DIAMライフサイクル・ファンドVA3(成長型) | 20,145,879円 |
| | DIAMバランス物語30VA(安定型) | 9,476,882円 |
| | DIAMバランス物語50VA(安定・成長型) | 63,833,798円 |
| | DIAMバランス物語70VA(成長型) | 29,175,940円 |
| | 計 | 4,105,381,107円 |
| | | |
| 2. | 受益権の総数 | 4,105,381,107□ |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| 自 2022年2月26日 至 2022年8月25日 1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | | |
|---|-----------------|-----------------------------------|
| 至 2022年8月25日 1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目 | 百日 | 自 2022年2月26日 |
| 針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目 | - 現日 | 至 2022年8月25日 |
| | 1. 金融商品に対する取組方針 | 針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目 |

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

| | 項目 | 2022年8月25日現在 |
|----|-----------------------------|---|
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及びその 差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. | 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期 間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。 |
| 3. | 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。ま た、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引 における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリス クの大きさを示すものではありません。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| | 2022年8月25日現在 |
|-------|--------------|
| 種類 | 当期の |
| | 損益に含まれた |
| | 評価差額(円) |
| 国債証券 | 360,872,214 |
| 地方債証券 | 2,990,760 |
| 合計 | 363,862,974 |

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2022年5月26日から2022年8月25日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

| | | | 有価証 | 券届出書 (内国投資係 | |
|-------------------|---------------|------|---------------|--------------|--|
| | 2022年8月25日現在 | | | | |
| 1 1 ** | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) | |
| 種類 | | うち | | | |
| | | 1 年超 | | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | |
| 売建 | 2,318,868,792 | - | 2,335,309,537 | 16,440,745 | |
| アメリカ・ドル | 998,504,686 | - | 1,008,881,389 | 10,376,703 | |
| イギリス・ポンド | 417,955,767 | - | 418,823,736 | 867,969 | |
| カナダ・ドル | 107,428,413 | - | 107,832,524 | 404,111 | |
| ポーランド・ズロチ | 135,584,705 | - | 136,165,873 | 581,168 | |
| メキシコ・ペソ | 321,303,021 | - | 323,176,203 | 1,873,182 | |
| ユーロ | 338,092,200 | - | 340,429,812 | 2,337,612 | |
| 買建 | 2,343,633,952 | - | 2,366,980,913 | 23,346,961 | |
| アメリカ・ドル | 549,949,132 | - | 559,546,535 | 9,597,403 | |
| イギリス・ポンド | 226,999,453 | - | 227,502,513 | 503,060 | |
| イスラエル・シュケル | 47,623,386 | - | 47,630,796 | 7,410 | |
| オーストラリア・ドル | 5,642,862 | - | 5,673,972 | 31,110 | |
| オフショア・人民元 | 286,437,779 | - | 287,376,834 | 939,055 | |
| カナダ・ドル | 225,175,600 | - | 229,218,036 | 4,042,436 | |
| シンガポール・ドル | 47,566,731 | - | 47,740,950 | 174,219 | |
| スウェーデン・クローナ | 28,784,852 | - | 29,033,915 | 249,063 | |
| デンマーク・クローネ | 41,037,814 | - | 41,251,426 | 213,612 | |
| ノルウェー・クローネ | 135,149,050 | - | 138,880,392 | 3,731,342 | |
| ユーロ | 749,267,293 | - | 753,125,544 | 3,858,251 | |
| 合計 | 4,662,502,744 | - | 4,702,290,450 | 6,906,216 | |

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場の うち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 3. 換算において円未満の端数は切捨てております。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 2022年8月25日現在 |
|--------------|--------------|
| 1口当たり純資産額 | 2.7097円 |
| (1万口当たり純資産額) | (27,097円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2022年8月25日現在

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | | 評価額 | 備考 |
|--------|--------------------|--|-----------------|-----------------|------|
| | アメリカ・ドル | US T N/B 1.125 05/15/40 | 3,020,000.000 | 2,053,600.000 | rm 3 |
| 四块皿刀 | | US T N/B 1.25 05/15/50 | 6,430,000.000 | 3,934,356.250 | |
| | | US T N/B 1.5 08/15/26 | | | |
| | | | 6,170,000.000 | 5,754,971.050 | |
| | | US T N/B 1.625 05/15/31 | 9,525,000.000 | 8,469,808.570 | |
| | | US T N/B 1.75 01/31/29 | 1,550,000.000 | 1,419,097.630 | |
| | | US T N/B 2.0 02/15/23 | 3,000,000.000 | 2,985,234.330 | |
| | | US T N/B 2.0 08/15/25 | 5,340,000.000 | 5,129,111.680 | |
| | | US T N/B 2.125 05/15/25 | 1,430,000.000 | 1,382,184.370 | |
| | | US T N/B 2.25 08/15/27 | 4,730,000.000 | 4,514,747.980 | |
| | | US T N/B 2.375 05/15/29 | 4,740,000.000 | 4,498,926.520 | |
| | | US T N/B 2.5 03/31/27 | 1,515,000.000 | 1,466,531.820 | |
| | | US T N/B 2.75 11/15/23 | 1,550,000.000 | 1,539,343.750 | |
| | | US T N/B 2.75 11/15/42 | 990,000.000 | 866,636.710 | |
| | | US T N/B 3.0 11/15/44 | 455,000.000 | 410,246.470 | |
| | | US T N/B 3.125 02/15/42 | 840,000.000 | 789,468.750 | |
| | | US T N/B 4.375 11/15/39 | 700,000.000 | 797,015.620 | |
| | アメリカ・ドル | | 51,985,000.000 | 46,011,281.500 | |
| | | J #1 | (7,120,905,300) | (6,302,625,340) | |
| | イギリス・ポン | UK TREASURY 0.125 | | (0,002,020,0.0) | |
| | | 01/31/24 | 527,000.000 | 505,508.940 | |
| | | UK TREASURY 0.875 | | | |
| | | 10/22/29 | 135,000.000 | 119,936.700 | |
| | | UK TREASURY 1.25 | | | |
| | | 07/22/27 | 515,000.000 | 481,279.860 | |
| | | UK TREASURY 1.75 | | | |
| | | 01/22/49 | 1,320,000.000 | 1,031,785.380 | |
| | | UK TREASURY 4.25 | | | |
| | | 09/07/39 | 940,000.000 | 1,095,096.610 | |
| | イギリス・ポンド 小計 | | 3,437,000.000 | 3,233,607.490 | |
| | THE SALE WATER THE | | (556,140,970) | (523,230,028) | |
| | オーストラリ | AUSTRALIAN 1.75 06/21/51 | (000,110,010) | (020,200,020) | |
| | ア・ドル | 7.00110.121700 1.70 00721701 | 765,000.000 | 474,529.500 | |
| | | AUSTRALIAN 2.25 05/21/28 | 300,000.000 | 281,070.000 | |
| | オーストラリア・ | | 1,065,000.000 | 755,599.500 | |
| | | 1 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, | (101,036,550) | (71,683,725) | |
| | カナダ・ドル | CANADA 0.5 11/01/23 | 35,000.000 | 33,752.280 | |
| | | CANADA 1.25 06/01/30 | 3,700,000.000 | 3,235,465.000 | |
| | カナダ・ドル 小 | - | 3,735,000.000 | 3,269,217.280 | |
| | 137 7 1 1 1 | ותי | (394,938,900) | (345,687,035) | |
| | ポーランド・ズ | POLAND 4.0 10/25/23 | (334,330,300) | (340,007,033) | |
| | ロチ | | 6,420,000.000 | 6,230,802.600 | |
| | ポーランド・ズロ | 1チ 小計 | 6,420,000.000 | 6,230,802.600 | |
| | | | (184,075,524) | (178,650,818) | |
| | メキシコ・ペソ | MEXICAN BONDS 03/09/23 | 28,680,000.000 | 28,238,328.000 | |

| | | | | 有価証券届出書(内閣 | 国投資信 |
|--------|----------------|------------------------------|------------------|------------------|------|
| | | MEXICAN BONDS 8.5 | 22 700 000 000 | | |
| | | 11/18/38 | 32,700,000.000 | 31,044,060.530 | |
| | メキシコ・ペソ | 小計 | 61,380,000.000 | 59,282,388.530 | |
| | | | (422,631,990) | (408,188,886) | |
| | ユーロ | BUNDESSCHAT 0.0 03/10/23 | 1,180,000.000 | 1,178,209.940 | |
| | | DEUTSCHLAND 0.5 02/15/28 | 1,670,000.000 | 1,615,407.700 | |
| | | DEUTSCHLAND 1.25 08/15/48 | 1,700,000.000 | 1,616,545.290 | |
| | | DEUTSCHLAND 2.0 08/15/23 | 1,290,000.000 | 1,307,493.690 | |
| | | FRANCE OAT 0.5 05/25/29 | 1,010,000.000 | 941,500.790 | |
| | | FRANCE OAT 0.75 05/25/52 | 150,000.000 | 97,614.300 | |
| | | FRANCE OAT 0.75 11/25/28 | 1,040,000.000 | 992,004.000 | |
| | | FRANCE OAT 03/25/23 | 1,709,000.000 | 1,706,354.460 | |
| | | FRANCE OAT 1.5 05/25/31 | 1,660,000.000 | 1,631,305.240 | |
| | | FRANCE OAT 2.0 05/25/48 | 830,000.000 | 767,226.260 | |
| | | FRANCE OAT 4.0 10/25/38 | 350,000.000 | 432,896.450 | |
| | | ITALY BTPS 1.25 12/01/26 | 2,780,000.000 | 2,632,682.230 | |
| | | ITALY BTPS 3.0 08/01/29 | 1,605,000.000 | 1,592,824.470 | |
| | | ITALY BTPS 3.1 03/01/40 | 1,690,000.000 | 1,546,688.000 | |
| | | SPAIN 1.25 10/31/30 | 850,000.000 | 792,030.000 | |
| | | SPAIN 1.4 07/30/28 | 450,000.000 | 438,030.000 | |
| | | SPAIN 1.95 04/30/26 | 1,890,000.000 | 1,913,951.970 | |
| | | SPAIN 2.35 07/30/33 | 520,000.000 | 508,300.000 | |
| | | SPAIN 2.7 10/31/48 | 720,000.000 | 682,033.680 | |
| | ユーロ 小計 | • | 23,094,000.000 | 22,393,098.470 | |
| | | | (3,158,104,500) | (3,062,256,216) | |
| 国債証券 合 | 計 | | 11,937,833,734 | 10,892,322,048 | |
| | | | (11,937,833,734) | (10,892,322,048) | |
| 地方債証券 | オーストラリ ア・ドル | QUEENSLAND 3.5 08/21/30 | 1,040,000.000 | 1,002,484.130 | |
| | オーストラリア | ・ドル 小計 | 1,040,000.000 | 1,002,484.130 | |
| | | | (98,664,800) | (95,105,669) | |
| 地方債証券 | 合計 | | 98,664,800 | 95,105,669 | |
| | | | (98,664,800) | (95,105,669) | |
| 合計 | | | | 10,987,427,717 | |
| | | | | (10,987,427,717) | |

(注)

- 1.各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3 . 外貨建有価証券の内訳

| | | | 組入債券 | 有価証券の合計金額に |
|------------|-------|------|-------|------------|
| 通貨 | 銘柄数 | Į. | 時価比率 | 対する比率 |
| | | | (%) | (%) |
| アメリカ・ドル | 国債証券 | 16銘柄 | 56.66 | 57.36 |
| イギリス・ポンド | 国債証券 | 5銘柄 | 4.70 | 4.76 |
| オーストラリア・ドル | 国債証券 | 2銘柄 | 0.64 | 1.52 |
| | 地方債証券 | 1銘柄 | 0.85 | |
| カナダ・ドル | 国債証券 | 2銘柄 | 3.11 | 3.15 |
| ポーランド・ズロチ | 国債証券 | 1銘柄 | 1.61 | 1.63 |

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| メキシコ・ペソ | 国債証券 | 2銘柄 | 3.67 | 3.72 |
|---------|------|------|-------|-------|
| ユーロ | 国債証券 | 19銘柄 | 27.53 | 27.87 |

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

バランス物語30(安定型)

2022年8月31日現在

| 資産総額 | 1,877,219,328円 |
|----------------|----------------|
| 負債総額 | 510,704円 |
| 純資産総額(-) | 1,876,708,624円 |
| 発行済数量 | 1,446,491,490 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.2974円 |

バランス物語50(安定・成長型)

2022年8月31日現在

| 資産総額 | 1,092,778,132円 |
|----------------|----------------|
| 負債総額 | 297,686円 |
| 純資産総額(-) | 1,092,480,446円 |
| 発行済数量 | 720,840,088 🗆 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.5156円 |

バランス物語70(成長型)

2022年8月31日現在

| 資産総額 | 640,481,443円 |
|----------------|--------------|
| 負債総額 | 174,880円 |
| 純資産総額(-) | 640,306,563円 |
| 発行済数量 | 373,207,330□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.7157円 |

(参考)

D L ジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド

2022年8月31日現在

| 資産総額 | 27,741,851,001円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 20,000,000円 |
| 純資産総額(-) | 27,721,851,001円 |
| 発行済数量 | 7,415,774,073□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 3.7382円 |

D L ジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド

2022年8月31日現在

| 資産総額 | 31,757,283,704円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 313,837,540円 |
| 純資産総額(-) | 31,443,446,164円 |
| 発行済数量 | 19,961,411,924 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.5752円 |

DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド

2022年8月31日現在

| 資産総額 | 12,235,275,195円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 10,000,000円 |
| 純資産総額(-) | 12,225,275,195円 |
| 発行済数量 | 2,583,761,350□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 4.7316円 |

DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド

2022年8月31日現在

| 資産総額 | 11,306,652,221円 |
|----------------|-----------------|
| 負債総額 | 82,193,416円 |
| 純資産総額(-) | 11,224,458,805円 |
| 発行済数量 | 4,101,727,071□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 2.7365円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

EDINET提出書類

アセットマネジメント О п е 株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
 - (1) 資本金の額(2022年8月31日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2022年8月31日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運 用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2022年8月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額(単位:円) |
|------------|-------|--------------------|
| 追加型公社債投資信託 | 26 | 1,465,585,877,674 |
| 追加型株式投資信託 | 809 | 14,673,904,917,819 |
| 単位型公社債投資信託 | 25 | 50,448,515,623 |
| 単位型株式投資信託 | 220 | 1,067,180,543,090 |
| 合計 | 1,080 | 17,257,119,854,206 |

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.委託者の財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、第37期事業年度の中間会計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。その結果、第36期事業年度の財務諸表の金額については千円未満の端数を、第37期事業年度の財務諸表及び中間財務諸表の金額については百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第37期事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| | 第36期 (2021年3月31日現在) | 第37期 (2022年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 36,734 | 31,421 |
| 金銭の信託 | 25,670 | 30,332 |
| 未収委託者報酬 | 16,804 | 17,567 |
| 未収運用受託報酬 | 5,814 | 4,348 |
| 未収投資助言報酬 | 317 | 309 |
| 未収収益 | 7 | 5 |
| 前払費用 | 724 | 1,167 |
| その他 | 2,419 | 2,673 |
| 流動資 | 産計 88,493 | 87,826 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1,119 | 1,268 |
| 建物 | 1 915 | 1 1,109 |
| 器具備品 | 1 202 | 1 158 |
| 建設仮勘定 | 0 | - |
| 無形固定資産 | 3,991 | 4,561 |
| ソフトウエア | 2,878 | 3,107 |
| ソフトウエア仮勘定 | 1,109 | 1,449 |
| 電話加入権 | 3 | 3 |
| 投資その他の資産 | 11,153 | 10,153 |
| 投資有価証券 | 261 | 241 |
| 関係会社株式 | 5,299 | 5,349 |
| 長期差入保証金 | 1,324 | 1,102 |
| 繰延税金資産 | 3,676 | 3,092 |
| その他 | 591 | 367 |
| 固定資 | 産計 16,264 | 15,983 |
| 資産合計 | 104,757 | 103,810 |

| | | (羊位・日/川」) |
|--------------|----------------|----------------|
| | 第36期 | 第37期 |
| (負債の部) | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 3,730 | 1,445 |
| 未払金 | 7,337 | 7,616 |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 |
| 未払償還金 | 9 | 9 |
| 未払手数料 | 6,889 | 7,430 |
| その他未払金 | 437 | 175 |
| 未払費用 | 9,713 | 8,501 |
| 未払法人税等 | 4,199 | 2,683 |
| 未払消費税等 | 2,106 | 1,330 |
| 賞与引当金 | 1,789 | 1,933 |
| 役員賞与引当金 | 76 | 69 |
| 流動負債計 | 28,954 | 23,581 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 2,292 | 2,507 |
| 時効後支払損引当金 | 157 | 147 |
| 固定負債計 | 2,450 | 2,655 |
| 負債合計 | 31,404 | 26,236 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000 | 2,000 |
| 資本剰余金 | 19,552 | 19,552 |
| 資本準備金 | 2,428 | 2,428 |
| その他資本剰余金 | 17,124 | 17,124 |
| 利益剰余金 | 51,800 | 56,020 |
| 利益準備金 | 123 | 123 |
| その他利益剰余金 | 51,676 | 55,896 |
| 別途積立金 | 31,680 | 31,680 |
| 繰越利益剰余金 | 19,996 | 24,216 |
| 株主資本計 | 73,353 | 77,573 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 0 | 0 |
| 評価・換算差額等計 | 0 | 0 |
| 純資産合計 | 73,353 | 77,573 |
| 負債・純資産合計 | 104,757 | 103,810 |

(2)【損益計算書】

| | 半位,日八口) | | | | |
|-------------------|--------------------|---------|----------------------|-----------------------------|--|
| | 第36期 (自 2020年4月 | 310 | 第37期 (自 2021年4月1日 | | |
| | 至 2021年3月 | | 至 2022年3月31日) | | |
| | <u> </u> | Joi H) | 7 2022 10 | 730.11 | |
| 古来代記 委託者報酬 | 89,905 | | 108,563 | | |
| 安化自報酬 運用受託報酬 | 17,640 | | 16,716 | | |
| | · · | | | | |
| 投資助言報酬 | 1,103 | | 1,587 | | |
| その他営業収益 | 781 | 400 400 | 12 | 400.070 | |
| 営業収益計 | | 109,430 | | 126,879 | |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | 37,003 | | 45,172 | | |
| 広告宣伝費 | 424 | | 391 | | |
| 公告費 | 0 | | 0 | | |
| 調査費 | 30,794 | | 36,488 | | |
| 調査費 | 11,302 | | 10,963 | | |
| 委託調査費 | 19,491 | | 25,525 | | |
| 委託計算費 | 543 | | 557 | | |
| 営業雑経費 | 938 | | 842 | | |
| 通信費 | 46 | | 35 | | |
| 印刷費 | 680 | | 606 | | |
| 協会費 | 71 | | 66 | | |
| 諸会費 | 23 | | 26 | | |
| 支払販売手数料 | 116 | | 106 | | |
| 営業費用計 | | 69,704 | 100 | 83,453 | |
| 一般管理費 | | 03,704 | | 00,400 | |
| 給料 | 10,586 | | 10,377 | | |
| 2 投員報酬 | 163 | | 168 | | |
| 給料・手当 | 9,030 | | 8,995 | | |
| 賞与 | 1,392 | | 1,213 | | |
| | | | | | |
| 交際費 | 8 | | 6 | | |
| 寄付金 | 7 | | 15 | | |
| 旅費交通費 | 50 | | 40 | | |
| 租税公課 | 912 | | 367 | | |
| 不動産賃借料 | 1,499 | | 1,674 | | |
| 退職給付費用 | 524 | | 495 | | |
| 固定資産減価償却費 | 1,078 | | 1,389 | | |
| 福利厚生費 | 44 | | 42 | | |
| 修繕費 | 0 | | 0 | | |
| 賞与引当金繰入額 | 1,789 | | 1,933 | | |
| 役員賞与引当金繰入額 | 76 | | 69 | | |
| 機器リース料 | 0 | | 0 | | |
| 事務委託費 | 3,793 | | 3,901 | | |
| 事務用消耗品費 | 68 | | 45 | | |
| 器具備品費 | 0 | | 0 | | |
| 諸経費 | 152 | | 217 | | |
| 一般管理費計 | | 20,594 | | 20,578 | |
| 営業利益 | | 19,132 | | 22,848 | |
| ロ木で皿 | | 10,102 | | <u>۲</u> ۷,0 1 0 | |

| | 第36 (自 2020 ⁵ 至 2021 ⁵ | (| 第3 自 2021 至 2022 | | |
|--------------|--|----------|------------------------|----------|-----------|
| 営業外収益 | <u> </u> | 10,30.11 | | <u> </u> | 10/30/14/ |
| 受取利息 | 27 | | | 13 | |
| 受取配当金 | 2 | | 1 | 559 | |
| 時効成立分配金・償還金 | 0 | | - | 0 | |
| 為替差益 | 7 | | | 7 | |
| 金銭の信託運用益 | 1,229 | | | _ | |
| 維収入 | 13 | | | 19 | |
| 時効後支払損引当金戻入額 | 13 | | | 10 | |
| 営業外収益計 | | 1,293 | | | 610 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 投資信託償還損 | 0 | | | - | |
| 金銭の信託運用損 | - | | | 743 | |
| 早期割増退職金 | 48 | | | 20 | |
| 雑損失 | 0 | | | - | |
| 営業外費用計 | | 48 | | | 764 |
| 経常利益 | | 20,376 | | | 22,694 |
| 特別利益 | | | | | |
| 固定資産売却益 | - | | | 0 | |
| 特別利益計 | | - | | | 0 |
| 特別損失 | | | | | |
| 固定資産除却損 | 1 | | | 5 | |
| 投資有価証券売却損 | - | | | 6 | |
| ゴルフ会員権売却損 | - | | | 3 | |
| オフィス再編費用 | - | | 2 | 509 | |
| 特別損失計 | | 1 | | | 525 |
| 税引前当期純利益 | | 20,375 | | | 22,169 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 7,418 | | | 6,085 |
| 法人税等調整額 | | 1,168 | | | 584 |
| 法人税等合計 | | 6,249 | | | 6,669 |
| 当期純利益 | | 14,125 | | | 15,499 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| | | | | | | | | | <u> </u> |
|-----------------------------|-------|------------|----------|-------------|-----------|--------|-------------|-------------|----------|
| | 株主資本 | | | | | | | | |
| | | 資本剰余金利益剰余金 | | | | | | | |
| | | | | | | その他和 | 引益剰余金 | | 株主資本 |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | 合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 17,871 | 49,674 | 71,227 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 12,000 | 12,000 | 12,000 |
| 当期純利益 | | | | | | | 14,125 | 14,125 | 14,125 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 2,125 | 2,125 | 2,125 |
| 当期末残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 19,996 | 51,800 | 73,353 |

| | 評価・換 | 算差額等 | |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産 合計 |
| 当期首残高 | 0 | 0 | 71,227 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 12,000 |
| 当期純利益 | | | 14,125 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 2,125 |
| 当期末残高 | 0 | 0 | 73,353 |

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| | ı | | | | | | | | |
|-----------------------------|-------|------------|-----------|-------------|-----------|--------|-------------|-------------|--------|
| | 株主資本 | | | | | | | | |
| | | 資本剰余金利益剰余金 | | | | | | | |
| | | | | | | その他和 | 引益剰余金 | | 株主資本 |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | 合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 19,996 | 51,800 | 73,353 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 11,280 | 11,280 | 11,280 |
| 当期純利益 | | | | | | | 15,499 | 15,499 | 15,499 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 4,219 | 4,219 | 4,219 |
| 当期末残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 24,216 | 56,020 | 77,573 |

| | 評価・換 | | |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産 合計 |
| 当期首残高 | 0 | 0 | 73,353 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 11,280 |
| 当期純利益 | | | 15,499 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 4,219 |
| 当期末残高 | 0 | 0 | 77,573 |

重要な会計方針

| 1. 有価証券の評価基準及び評価 方法 | (1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法 |
|------------------------------|---|
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8~18年 器具備品 2~20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5. 引当金の計上基準 | (1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投 6. 収益及び費用の計上基準 資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の 経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資 信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。 (3)投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は4回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。 (4)成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のべ ンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運 用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報 酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しておりま

す。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっておりま

(会計上の見積りの変更)

第37期

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、当事業年度において、新しい働き方を踏まえたオフィスレイアウトの見直しを決定しました。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産の見積耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。また、本社オフィスの不動産賃借契約に伴う原状回復義務として認識していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間の見積の変更を行っております。これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ334百万円減少しております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分法相当額を純額で計上する 組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2)適用予定日

当社は、当該会計基準等を2022年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

| | | (, , , , , |
|------|----------------|----------------|
| | 第36期 | 第37期 |
| | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) |
| 建物 | 407 | 415 |
| 器具備品 | 978 | 966 |
| l I | | |

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

| | 第36期 | 第37期 |
|-------|---------------|---------------|
| | (自 2020年4月 1日 | (自 2021年4月 1日 |
| | 至 2021年3月31日) | 至 2022年3月31日) |
| 受取配当金 | - | 543 |

2.オフィス再編費用

オフィス再編費用は、主に本社オフィスレイアウトの見直しによるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,490 | - | - | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | - | - | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|------------|-----------------|--------------------|------------|------------|
| 2020年6月17日 | 普通株式 | | | | |
| 定時株主総会 | A種種類 株式 | 12,000 | 300,000 | 2020年3月31日 | 2020年6月18日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当 額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月16日 定時株主総会 | 普通 株式 A種種 類株式 | 利益剰余金 | 11,280 | 282,000 | 2021年3月31日 | 2021年6月17日 |

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,490 | - | - | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | - | - | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|------------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月16日 | 普通株式 | 11 200 | 202 000 | 2024年2日24日 | 2021年6日17日 |
| 定時株主総会 | A種種類 株式 | 11,280 | 282,000 | 2021年3月31日 | 2021年6月17日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当 額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|------------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年6月16日 | 普通 株式 | 利益 | 12,360 | 309,000 | 2022年3月31日 | 2022年6月17日 |
| 定時株主総会 | A種種 類株式 | 剰余金 | 12,300 | 309,000 | 2022年3月31日 | 2022年0月17日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、 発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第36期(2021年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1)金銭の信託 (2)投資有価証券 | 25,670 | 25,670 | - |
| その他有価証券 | 1 | 1 | - |
| 資産計 | 25,672 | 25,672 | - |

第37期(2022年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|----------|--------|-------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| (1)金銭の信託 (2)投資有価証券 | 30,332 | 30,332 | - |
| その他有価証券 | 1 | 1 | - |
| 資産計 | 30,334 | 30,334 | - |

(注1)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(2021年3月31日現在)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------------------|--------|---------|----------|-------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| (1)現金・預金 | 36,734 | - | - | - |
| (2)金銭の信託 | 25,670 | - | - | - |
| (3)未収委託者報酬 | 16,804 | - | - | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 5,814 | - | - | - |
| (5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託) | - | 1 | - | - |
| 合計 | 85,024 | 1 | - | - |

第37期(2022年3月31日現在)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------------------|--------|---------|----------|-------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| (1)現金・預金 | 31,421 | - | - | - |
| (2)金銭の信託 | 30,332 | - | - | - |
| (3)未収委託者報酬 | 17,567 | - | - | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,348 | - | - | - |
| (5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託) | - | 1 | - | - |
| 合計 | 83,670 | 1 | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | | | |
|-----------|------------|-------|------|-------|--|--|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | | |
| (1)金銭の信託 | - | 6,932 | - | 6,932 | | |
| (2)投資有価証券 | - | - | - | - | | |
| その他有価証券 | - | - | - | - | | |
| 資産計 | - | 6,932 | - | 6,932 | | |

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は、金銭の信託23,399百万円、投資有価証券1百万円となります。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金 等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価等に関する事項及び3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

| | | | (11/11) |
|---|----------------|----------------|----------------|
| | | 第36期 | 第37期 |
| | | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) |
| 投 | 資有価証券(その他有価証券) | | |
| = | 非上場株式 | 259 | 239 |
| 関 | 係会社株式 | | |
| = | 非上場株式 | 5,299 | 5,349 |
| | | 5,299 | 5,34 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(第36期の貸借対照表計上額5,299百万円、第37期の貸借対照表計上額5,349百万円) については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価 との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第36期(2021年3月31日現在)

(百万円)

| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------------------|------|----|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 1 | 2 | 0 |
| 小計 | 1 | 2 | 0 |
| 合計 | 1 | 2 | 0 |

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額259百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

第37期(2022年3月31日現在)

(百万円)

| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------------------|------|----|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 1 | 2 | 0 |
| 小計 | 1 | 2 | 0 |
| 合計 | 1 | 2 | 0 |

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額239百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| 投資信託 | 0 | - | 0 |

⁽注)投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|----|-------|---------|---------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| 株式 | 13 | - | 6 |

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円) 第36期 第37期 (自 2020年4月1日 (自 2021年4月1日 至 2021年3月31日) 至 2022年3月31日) 退職給付債務の期首残高 2,422 2,479 303 295 勤務費用 利息費用 2 2 数理計算上の差異の発生額 4 14 退職給付の支払額 245 185 過去勤務費用の発生額 1 その他 退職給付債務の期末残高 2,479 2,576

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

| | | (H/313 / | |
|---------------------|----------------|----------------|--|
| | 第36期 | 第37期 | |
| | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) | |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,479 | 2,576 | |
| 未積立退職給付債務 | 2,479 | 2,576 | |
| 未認識数理計算上の差異 | 84 | 35 | |
| 未認識過去勤務費用 | 102 | 33 | |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,292 | 2,507 | |
| | | | |
| 退職給付引当金 | 2,292 | 2,507 | |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,292 | 2,507 | |
| | | | |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | | (白力円) |
|-----------------|---------------|---------------|
| | 第36期 | 第37期 |
| | (自 2020年4月1日 | (自 2021年4月1日 |
| | 至 2021年3月31日) | 至 2022年3月31日) |
| 勤務費用 | 303 | 295 |
| 利息費用 | 2 | 2 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 41 | 34 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 69 | 69 |
| その他 | 7 | 3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 409 | 398 |

⁽注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において48百万円、当事業年度に おいて20百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第36期 | 第37期 第37期 |
|-------|----------------|----------------|
| | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) |
| 割引率 | 0.09% | 0.09% |
| 予想昇給率 | 1.00% ~ 3.76% | 1.00% ~ 3.76% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度100百万円、当事業年度97百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | <u>第36期</u> | 第37期 |
|-----------------|----------------|----------------|
| | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) |
| 繰延税金資産 | (百万円) | (百万円) |
| 未払事業税 | 260 | 156 |
| 未払事業所税 | 10 | 10 |
| 賞与引当金 | 547 | 592 |
| 未払法定福利費 | 92 | 92 |
| 運用受託報酬 | 1,410 | 845 |
| 資産除去債務 | 18 | 13 |
| 減価償却超過額(一括償却資産) | 25 | 12 |
| 減価償却超過額 | 51 | 58 |
| 繰延資産償却超過額(税法上) | 301 | 292 |
| 退職給付引当金 | 701 | 767 |
| 時効後支払損引当金 | 48 | 45 |
| ゴルフ会員権評価損 | 7 | 7 |
| 関係会社株式評価損 | 166 | 166 |
| 投資有価証券評価損 | 28 | 28 |
| その他 | 3 | 2 |
| その他有価証券評価差額金 | 0 | 0 |
| 繰延税金資産小計 | 3,676 | 3,092 |
| 評価性引当額 | | <u> </u> |
| 繰延税金資産合計 | 3,676 | 3,092 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | <u> </u> | <u> </u> |
| 繰延税金負債合計 | | <u> </u> |
| 繰延税金資産の純額 | 3,676 | 3,092_ |

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

| 結合当事企業 | DIAM | MHAM | ТВ | 新光投信 |
|--------|----------------------|-------|----------------------|------|
| 事業の内容 | 投資運用業務、投 資助言・代理業務 | 0,000 | 信託業務、銀行業 務、投資運用業務 | |

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

| | 9 · ** / / / / / / / / / / / / / / / / / / | | 1 0 2 1 0 1 0 1 |
|----------|---|----------|-----------------|
| <u>۵</u> | | DIAM | MHAM |
| | 会社名 | (存続会社) | (消滅会社) |
| | 合併比率(*) | 1 | 0.0154 |

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1)貸借対照表項目

| | 第36期 | 第37期 |
|------|----------------|----------------|
| | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) |
| 流動資産 | - 百万円 | - 百万円 |
| 固定資産 | 84,609百万円 | 76,763百万円 |
| 資産合計 | 84,609百万円 | 76,763百万円 |
| 流動負債 | - 百万円 | - 百万円 |
| 固定負債 | 5,570百万円 | 4,740百万円 |
| 負債合計 | 5,570百万円 | 4,740百万円 |
| 純資産 | 79,038百万円 | 72,022百万円 |

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん59,074百万円55,263百万円顧客関連資産29,793百万円25,175百万円

(2)損益計算書項目

| | 第36期 | 第37期 |
|---------------|---------------|---------------|
| | (自 2020年4月1日 | (自 2021年4月1日 |
| | 至 2021年3月31日) | 至 2022年3月31日) |
| 営業収益 | - 百万円 | - 百万円 |
| 営業利益 | 8,823百万円 | 8,429百万円 |
| 経常利益 | 8,823百万円 | 8,429百万円 |
| 税引前当期純利益 | 8,823百万円 | 8,429百万円 |
| 当期純利益 | 7,288百万円 | 7,015百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 182,220円85銭 | 175,380円68銭 |
| (注)営業利益には、のれん | 及び顧客関連資産の償却額が | が含まれております。 |
| のれんの償却額 | 3,811百万円 | 3,811百万円 |
| 顧客関連資産の償却額 | 5,016百万円 | 4,618百万円 |

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次の通りです。

第37期

(自 2021年4月1日

至 2022年3月31日)

委託者報酬 108,259百万円 運用受託報酬 14,425百万円 投資助言報酬 1,587百万円 成功報酬(注) 2,594百万円 その他営業収益 12百万円 合計 126,879百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)及び第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等 第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当はありません。

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当はありません。

(2)子会社及び関連会社等 第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当はありません。

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| _ | 300 X 3 (H 2020 + 1/3 · H 2 2021 + 0/30 · H / | | | | | | | | | | |
|----|--|-----------------|--------------|------------|-----------|-----|-----|----------------------|-------|-----------|-------|
| | 会社等の | 住所 | | 事業の 内容又 | | | 系内容 | 用この中容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
| 属性 | 名称 名称 | | | は職業 | 有(被 | 役員の | | 取引の内容 | (百万円) | 141 | (百万円) |
| = | | | | | 所有) 割合 | 兼任等 | の関係 | | | | |
| 社 | 株式会社 みずほ銀 行 | 東京都 千代田 区 | 14,040 億円 | 銀行業 | 1 | 1 | | 投資信託の 販売代行手 数料 | | 未払 手数料 | 1,457 |
| 1 | みずほ証 券株式会 社 | | | 証券業 | 1 | 1 | | 投資信託の 販売代行手 数料 | | 未払 手数料 | 2,524 |

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| = | <u> </u> | | <u> </u> | | 1 0/ 101 | | | | | | |
|---------|----------|-----|-----------|------------|-----------|-------------|------|-------|---------------|-----|-----------------|
| | 会社学の | 冷に | | 事業の | | | 系内容 | 即己の中容 | FT7 コ 人方面 | 拉口 | 加士科吉 |
| 属 | | 住所 | 又は 出資金 | 内容又 は職業 | 右(油 | 伐貝の | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
| 性 | | | | | 所有) 割合 | 兼任等 | の関係 | | (,,,,,,, | | (|
| | | | | | 刮口 | | | | | | |
| | 株式会社 | | | 銀行業 | - | - | | 投資信託の | 7,789 | 未払 | 1,592 |
| | みずほ銀 | | 億円 | | | | | 販売代行手 | | 手数料 | |
| 1 - | 行 | X | | | | | の販売 | 数料 | | | |
| の 子 | みずほ証 | 東京都 | 1,251 | 証券業 | - | - | 当社設定 | 投資信託の | 16,373 | 未払 | 2,651 |
| 会 | 券株式会 | | 億円 | | | | | 販売代行手 | | 手数料 | |
| 社 | 社 | X | | | | | の販売 | 数料 | | | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

(1株当たり情報)

| | 第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | | |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 1,833,828円44銭 | 1,939,327円79銭 | | |
| 1株当たり当期純利益金額 | 353,145円08銭 | 387,499円36銭 | | |

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | EE 11= | EE 11= |
|--------------------------------|---------------|---------------|
| | 第36期 | 第37期 |
| | (自 2020年4月1日 | (自 2021年4月1日 |
| | 至 2021年3月31日) | 至 2022年3月31日) |
| 当期純利益金額 | 14,125百万円 | 15,499百万円 |
| 普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額 | 14,125百万円 | 15,499百万円 |
| 普通株式及び普通株式と同等の株 | | |
| 式の期中平均株式数 | 40,000株 | 40,000株 |
| (うち普通株式) | (24,490株) | (24,490株) |
| (うちA種種類株式) | (15,510株) | (15,510株) |

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、アストマックス株式会社からPayPayアセットマネジメント株式会社(以下「PPAM」といいます。)の発行済株式の49.9%を2022年8月1日付で譲り受けており、同日付でPPAMは委託会社の関連会社となりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

| 名称 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
|-------|---------------------------|
| 資本金の額 | 324,279百万円 (2022年3月末日現在) |
| 事業の内容 | 日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。 |

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

| 名 称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|-------------------|-------------|---------------------|
| | (単位:百万円) | |
| 株式会社みずほ銀行(1) | 1,404,065 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| a u カブコム証券株式会社 | 7,196 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| a U カノコム証分体式去位 | 7,190 | 品取引業を営んでおります。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| がい云江301皿分 | 40,323 | 品取引業を営んでおります。 |
| 楽天証券株式会社 | (2) 17,495 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| 来入证分 体 以云社 | (2) 17,495 | 品取引業を営んでおります。 |
| SMBC日興証券株式会社 | 10,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| 3 M D C 口央証分体以云位 | 10,000 | 品取引業を営んでおります。 |

(注)資本金の額は2022年3月末日現在

- (1)新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。
- (2)2021年12月31日現在

2【関係業務の概要】

- 「受託会社」は、以下の業務を行います。
- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集販売の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する一部解約金・収益分配金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されてい る旨

- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合には その旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。
- (3)投資信託説明書(請求目論見書)に約款の全文を掲載します。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

2022年5月26日

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

2022年10月28日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているバランス物語30(安定型)の2022年2月26日から2022年8月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バランス物語30(安定型)の2022年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

2022年10月28日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているバランス物語50(安定・成長型)の2022年2月26日から2022年8月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バランス物語50(安定・成長型)の2022年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

2022年10月28日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているバランス物語70(成長型)の2022年2月26日から2022年8月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バランス物語70(成長型)の2022年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。